# 第二編 第二章 漁港漁場課

# I 漁港漁場課の概要

#### 1 漁港漁場課の業務と組織

漁港漁場課が属する商工労働水産部は、鹿児島県部等設置条例第2条に基づき設置され、商業、工業及び鉱業に関する事項(同条例第8条第1号)、水産業に関する事項(同条第4号)及び県産品の販売促進等に関する事項(同条第5号)等を主な業務としている。その中で、漁港漁場課は、漁港事業の工事施工及び漁港指定に関すること(鹿児島県行政組織規則第35条第1号)及び沿岸漁場整備開発に関すること(同条第9号)等が主な業務である。

令和6年4月末現在において、事務職6名、技術職12名の合計18名を擁している。

漁港漁場課は、管理係、計画係、建設係及び漁場開発係の4つで構成されており、分掌事務の 詳細は下表のとおりとなっている。

出先機関として、漁港の管理、漁港事業の執行等について、地域振興局・支庁の農林水産部、 建設部がある。

〔令和5年度の漁港漁場課の主な業務と組織〕

	分掌業務	対応する係
イ	漁港事業の工事施行及び漁港指定(鹿児島県行政組織規則第35条第1号)	計画係及び建設係
口	漁港の災害復旧事業の施行及び指導監督(同条第2号)	計画係及び建設係
ハ	漁港区域内の海岸保全区域の工事施行及び指定(同条第3号)	計画係及び建設係
1]	市町村管理漁港の開発利用の指導監督(同条第4号)	計画係及び建設係
ホ	漁港の維持管理(同条第5号)	管理係及び計画係
^	漁港区域内の占有及び使用並びに土砂の採取の許可(同条第6号)	管理係
1	漁港区域内の公有水面埋立及び県有地の管理保全(同条第7号)	管理係
チ	沿岸漁場整備開発(同条第9号)	漁場開発係

(監査人作成)

#### 2 上位計画と漁港漁場課の事業

上位計画たる「鹿児島県水産振興基本計画(令和3年3月)」の第4章に掲げる水産業振興施策基本目標と漁港漁場課において令和5年度に執行した各事業との対応関係は以下のとおりである。

〔鹿児島県水産振興基本計画に掲げる水産業振興施策基本目標との対応関係〕

A 持続可	A 持続可能な漁業・養殖業の推進						
項番	事業名	担当係	令和5年度実績(千円)	事業番号			
A-①	広域漁場整備事業	漁場開発係	1,279,811	13			
A-2	石油貯蔵施設周辺地域整備事業	漁場開発係	18,302				
A-3	浮魚礁維持管理事業	漁場開発係	4,454				
A-4	直轄広域漁場整備事業	漁業開発係	13,446				

(令和6年度監査調書等県提出資料より監査人作成)

D 漁業生	<b>上産の基盤づくり</b>			
項番	事業名	担当係	令和5年度実績(千円)	事業番号
D-(1)	漁場維持管理調査事業	管理係	4,674	10
D-(2)	漁港管理計画関連委託事業	管理係	42,336	
D-3	県単漁港補修事業	管理係・計画係	48,124	
D-4	地域水産基盤整備事業	計画係・建設係	162,861	11
D-(5)	広域漁港整備事業	計画係・建設係	1,628,951	12
D-6	水産基盤機能保全事業	計画係・建設係	779,023	14
D-(7)	漁港施設機能強化事業	計画係・建設係	953,785	15
D-®	漁港関連道整備事業	計画係・建設係	6,340	
D-9	漁港海岸保全事業	計画係・建設係	970,905	16
D-10	県単漁港整備事業	計画係・建設係	35,020	
D-(11)	市町村地域水産基盤整備事業	計画係・建設係	72,528	17
D-(12)	市町村水産基盤機能保全事業	計画係・建設係	199,882	18
D-(13)	市町村漁港機能高度化事業	計画係・建設係	56,378	
D-14)	市町村漁港海岸保全事業	計画係・建設係		
D-(15)	漁港災害復旧事業	計画係・建設係	30,673	19

(出典:令和6年度監査調書等県提出資料より監査人作成)

上表の中の事業番号に数字が付されている事業について本章で取り扱う。

# Ⅱ 抽出した事業の検討

# <事業番号 10> 漁港施設占用料の収入未済状況(管理係)

1 令和元年度以降の年度別推移は次のとおりである。

(単位:円)

年度	前年度末 収入未済額	当該年度 収入済額	不納欠損額	当該年度末 収入未済額
R1	25,558,925	12,503,523	0	13,055,402
R2	13,055,402	912,000	305,142	11,838,260
R3	11,838,260	912,000	0	10,926,260
R4	10,926,260	912,000	0	10,014,260
R5	10,014,260	912,000	0	9,102,260

注1 R2年発生の不納欠損額は時効により処理した額との説明を受けた。

#### [収入未済額の回収状況と県の管理]

令和 5 年度末収入未済額は 9,102,260 円である。管理表上の残高内訳は平成 28 年分 728,678 円、29 年分 4,186,791 円、30 年分 4,186,791 円となっている。

現在も、分割金額を納入している。延滞利息は受領していない。

県は毎年「確約書」を更新し、納入の管理を行っている。

#### 【意見 10-1】収入未済額残高の管理について

説明によると、相手方は確約書どおりに過年度分の返済を行っており、収入未済額は減少 している。また、電話等により相手方の状況等を適宜確認している。

ただ、残高は収入未済発生当初に比較すると減少し 1 千万円を下回った状況にはなっているものの、現在の返済額から考えると、全額回収にはあと 10 年を要する。例えば、資金的に余裕がある年度は定額に加算した返済を依頼する等、早期回収を視野に入れた回収管理が適当と考える。

<sup>2</sup> 過年度分の分割返済額は 912,000 円/年

# <事業番号 11> 地域水産基盤整備事業(計画係·建設係)

#### 1 事業目的

地域における水産物の生産及び流通機能の強化を図るため、漁港施設の整備を行う。

#### 2 事業内容、予算額推移及び負担区分

【地域水産基盤整備事業】

(金額単位:千円)

事業区分	事業		予算額		事業内容		負担区分	
争未区万	主体	4年度	5 年度	6年度	尹未八谷	国	県	他
地域水産基盤整備事業	県	130,340	137,460	131,600	第2種漁港の整備 (1)外かくの施設 (2)係留施設 (3)水域施設 (4)輸送施設 (5)漁港施設用地等	5/10	補助率 )-8/10 村負担 2	
計		130,340	137,460	131,600				

### 3 事業の実施状況(令和5~6年度 定期監査調書)

(金額単位:千円)

事業区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域水産基盤整備事業	実績 6 漁港	実績 5 漁港	実績 5 漁港
	総事業費 286,458	総事業費 169,186	総事業費 122,315

<sup>(</sup>注) 総事業費は、3月補正後最終予算額ベース。

# 4 事業実績と成果の内容(令和6年度 定期監査調書)

#### (1) 事業実績

(金額単位:千円)

			財源内訳		
予算現額	国庫支出金	分担金及び負担 金	県債	繰越金	一般財源
190,553	123,786 国庫補助金 港整備交付金 農産交付金	9,830 水産業費負担金	32,100	20,855	3,982

		財	源内訳			翌年度繰越	
支出済額	国庫支出金	分担金及び負担 金	県債	繰越金	一般財源	額	不用額
162,861	101,846 国庫補助金 港整備交付金 農産交付金	9,830 水産業費負担金	27,100	20,843	3,241	27,541	150

# (2) 事務事業の実績・成果の内容(令和6年度 定期監査調書)

(金額単位:千円)

漁港名	計画事業費	精算額	残額	工事内容
羽島	16,000	16,000	0	道路D
伊座敷	24,400	24,400	0	内防波堤(南)、-3.0m岸壁(新設)、-3.0m岸壁(改良)、護
				岸、道路(新設)、施設用地
阿久根	6,680	6,680	0	護岸【本港】、-3.0m護岸②【本港】、-2.0 物揚場【倉庫】、
				臨港道路①【新港】、新港用地②【新港】
坊泊	32,000	32,000	0	-2.0m 物揚場、用地
川尻	12,000	12,000	0	野積場(改良)
葛輪	8,180	8,180	0	浮桟橋(新設)
口永良部	7,813	7,813	0	-4m泊地、-2m泊地
住吉	12,700	12,700	0	防波堤(西)(改良)
	21,000	21,000	0	防波堤(西)(改良)
早町	45,000	17,575	27,425	-7.5m岸壁、-3.0m岸壁
事務費	645	637	7	_
	4,135	3,875	259	_
計 9港	190,553	162,861	27,691	

# 【意見 11-1】成果の記載内容について

成果の記載においては、事業実績に併せて、事業目的に対する貢献程度評価(例えば、<u>地</u>域における水産物の生産及び流通機能の強化にどれだけ貢献したか)等も記載し、「鹿児島未来創造ビジョン」に向かっている姿を顕示することが適当と考える。

#### 5 各事業の検討

(1) 委託 牛根麓漁港 水産流通基盤(特定)整備設計委託(<u>南防波堤基本</u>) 第2種漁港 大隅地域振興局建設部河川港湾課



#### ア 概要

(金額単位:千円)

	(金額単位:十円)
区分	内容等
業務名	牛根麓漁港 水産流通基盤(特定)基盤設計委託(南防波堤基本)
	(参考) 本工事費 482,800、測量試験費 17,200 工事費計 500,000
	財源:国費 250,000、県費 165,000、負担金 85,000
漁港名及び業務場所	牛根麓漁港、垂水市 牛根麓地内
業務概要	業務目的:本業務は、牛根麓漁港水産流通基盤(特定)整備事業における南防波堤の断面
	決定に関する基本設計を行う業務である。
最終委託金額	13,701
その他ファイル資料	業務実施方針、設計概要、設計基本方針、設計図面、概算工事費等多数

#### イ 入札状況

- ・入札契約手続運営委員会会議録兼指名決定伺書(令和5年2月13日) 港湾関係の設計業務に精通し、実績のある業者の中から12者を選定
- ・電子入札 入札日:令和5年2月28日~ 最低制限価格有
- ・落札者決定通知書(令和5年3月2日) 全者予定価格以下、うち最低制限価格で入札した8者で電子くじを実施、入札書受付順「6」が当選、予定価格<sup>1</sup>より約2,027千円低い価格での契約となった。

<sup>1 「</sup>予定価格」(設計額) は税込金額であり、予定価格の 100/110 は「入札(見積)書比較価格」である。

入札者選定に関し、令和 4 年 12 月 20 日付の「入札契約手続運営委員会会議録兼指名 決定伺書」には、会議出席者である河川港湾課長、建設総務課長等 5 人が出席してお り、記名・押印がある。

※「入札執行調書」の契約担当者の記名はあるが押印なし(押印廃止)。

- ウ 設計業務等委託契約書(令和5年3月6日)
  - ・履行期間:令和5年3月8日~令和5年7月4日 120日間
  - ·業務委託料:8,919,680円(税込)(契約保証金:810,880円)
- エ 設計業務等委託変更契約書(令和5年6月29日)
  - ・完成期間増日数:119日間(当初の120日間から約倍の239日間となった。)
  - ・ |主な変更理由|

南防波堤の断面決定に当たり、当初、ケーソン式の構造を想定していたが、業務を 進めるなかで新たな構造形式での変更が必要となったため、設計条件を変更したい。 ※防波堤設計にブロック式と浮体式を追加

設計条件の変更に伴い断面決定の比較検討に期間を要することから、原契約での履行が困難なため、履行期間を延長したい。

- オ 設計業務委託変更契約書(令和5年9月20日)
  - ·業務委託契約金額増額 4,781,320 円(税込) 変更後:13,701,000 円
  - ・ |主な変更理由 |

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価(新労務単価)の特例措置に基づき、契約時点の最新単価に変更を行いたい(契約締結:令和5年3月6日)。

※設計労務単価(単価適用日): 当初 令和5年1月15日 変更 令和5年3月1日 南防波堤の断面決定に当たり、当初、ケーソン式の構造を想定していたが、業務を進めるなかで新たな構造形式の検討が必要となったため、設計条件を変更したい。

※(当初)ケーソン式 (変更)ブロック式追加、浮体式追加

# 【参考】労務単価の変更時期等について

① 入札時(2月28日~)と契約時(3月6日)の労務単価が異なる場合、入札時の単価で契約し、その後、新単価での変更を行う方法は一般的なのか、契約時(3月6日)には既に新単価になっている訳であり、当初契約時に新単価による契約はできないか。また、半年後の9月に単価変更しているが変更時期が遅くないか。

これについて、当初契約は入札により落札決定した金額等を基に契約するもの。 入札においては、発注者が示す施工等の条件を基に設計額及び予定価格を算出のう え、価格競争により受注者を決定している。

入札時の設計額は、単価基準日が新労働単価(特例措置)には反映されていないため、契約後に受注者からの発議(特例措置の変更有無)を基に変更設計でしか対応できない。

労務単価は、例年、新年度(4月1日)に改定されるが、近年、1カ月前倒しで3月1日に改定されている。

入札前に予定価格等の設計額を算出する際は、単価基準日が異なり労務単価が改定されることは不明であるため、入札期間に発生した単価改定は、契約日を基準として特例措置の対象適否を判断し変更対応することになるという説明であった。

② 設計条件の変更は前回(6月29日)の変更理由での記載と同様であり、金額増額も想定できたと思われるが、これについても変更時期が遅くないのか。

これについては、前回の変更理由と同様ではあるが、業務を進める中で履行条件が当初契約に対して異なるため、業務を遂行するうえで変更指示したが、その時点での契約額の変更は想定しているものの、その後に進める業務内容の結果によっては更なる変更により減額も含めて想定していた。受注者との協議により、業務の進捗状況を見極めたうえで事務の繁雑を回避するなど諸事情により設計変更を行っているため、変更時期は妥当と認識しているという説明であった。

- カ 設計業務等委託変更契約書(令和5年10月18日)
  - ・完成期間増日数 57日間 今回変更完了期限:令和5年12月27日 期間296日
  - ・「主な変更理由〕

防波堤の基本設計に係るケーソン式及びブロック式、浮防波堤の異なる構造形式の検討を行う中、浮防波堤の配置等検討の解析に期間を要していることから、断面決定までの業務実施の履行が現契約では困難なため、履行期間を延長したい。

- ※ 変更理由が前記エ(6月29日契約)と内容が同じではないのかの質問に対しては、変更理由はエ(6月29日契約)と同じです。履行期間の延長は、受注者からの延長願いを基にエ(6月29日契約)で119日間延長していたが、業務の遂行過程で想定外に期間を費やし契約期間での履行困難から、延長願いを基に更なる延長を行ったものとの説明があった。
- キ 業務完了届(令和5年12月25日)
  - · 契約金額: 13.701.000 円
  - ・契約年月日:令和5年3月6日、履行期間:令和5年3月7日~12月27日296日間
  - ・検査調書:令和5年12月28日「設計図書及び仕様書に基づき履行されている合格」 (検査員及び立会者の押印あり)
  - ・成果物引受書(令和5年12月28日)
    - ※委託業務成績評定通知書 項目別評点表添付がファイルされていないが、これについては、成績評定通知書は、工事及び委託業務の全てを専用ファイルで保管しているとの説明であり、他振興局の各工事等のファイルに保管しているのとは異なっているようである。
  - ·請求書(令和6年1月5日 大隅地域振興局建設総務課受付)
  - ・支出命令票(起票:令和6年1月5日)写し支払日:令和6年1月19日 業者意向 ※決裁日付印が押印された支出命令票は綴られていないが、原紙は別部署一括保管

# ク 検討結果

※設計書作成事務チェックリストの添付については、まとめて【意見】として記載

#### ※契約履行期間の延長について

当初 120 日間から 296 日間に延長されているが、一般的な契約からすると延長期間が長すぎるのではないか。工事実施前の設計業務であり、内容的にも漁港対象の設計業務という事情はあるが、工事着工の遅延は事業成果発現の遅延となるため設計段階で事前把握すべき事項にできるだけ留意した対応が適当と思われるが、これについては、業務内容により履行期間は様々であるが、本委託業務の期間設定にあたっては、通常、業務内容から工法・断面決定前の条件設定及び比較検討などに期間を要したうえで、断面決定に至る国等関係機関との断面審査等にさらに期間を要するため、発注時点でこれらを加味した条件での期間設定でなかったことから変更により対応したもの。受注者においては、過度な条件にもかかわらず業務を鋭意遂行するものの当初契約の期間では履行困難なことから事情に応じて延長したとの説明を受けた。

# (2) 請負 伊座敷漁港 地域水産物供給基盤整備工事(R4-1 工区) 第 2 種漁港 大隅地域 振興局建設部河川港湾課

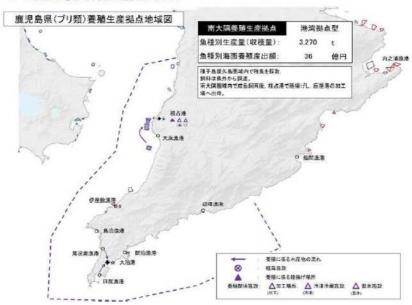
ア 工事概要 (金額単位:千円)

区分	内容等
工事名	伊佐敷漁港 地域水産物供給基盤整備工事
	(参考) 本工事費 48,800、測量試験費 200、用地補償費 1,000 工事費計 50,000
	財源:国費 25,000、県費 16,500、負担金 8,500
漁港名及び工事場所	伊佐敷漁港 肝属郡南大隅町佐多伊座敷地内
工事概要	・護岸:舗装工(コンクリート舗装 A=40 ㎡(最終 A=181 ㎡))
	・防波堤::上部工(上部コンクリート V=126 ㎡)
	・-3m 岸壁:舗装工(コンクリート舗装 A=146 ㎡(最終 A=152 ㎡))
	・用地:側溝工(自由勾配側溝 L=124m(最終 L=123m))

	・道路:舗装工(下層路盤 A=100 m²)
最終請負金額	32,749
その他ファイル資料	設計書作成事務チェックリスト(R元.7.設計書、積算根拠 等多数

#### 【参考】鹿児島県 HP 南大隅圏域総合水産基盤整備事業計画より抜粋

#### 6. 当該圏域を含む養殖生産拠点地域図



※鹿児島県の HP には (1)委託のような事業 概要等掲載はない。

- イ 執行伺い(決裁 令和4年10月28日) ※実施設計書チェックリスト(R元.7.1変更)、設計概要等の添付あり
- ウ 入札契約手続運営委員会会議録兼指名決定伺書(令和4年10月31日)

指名業者については、「鹿児島県建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱」及び「運営指針」に基づき、営業所肝属郡の12者が選定(指名競争入札参加者指名決定業者名簿)されており、河川港湾課長ほか会議出席者5人の記名押印がある。

#### 工 入札

- ・指名競争入札公告(期間:令和4年11月15日~11月17日) 最低制限価格(税込28.971.877円、税抜26.338.070円)は設定する。
- ・予定価格調書(令和4年10月28日決定)(大隅地域振興局長)の記名はあるが押印はない。 ※取扱者大隅地域振興局建設部河川港湾課長の記名押印はある。
- ・入札執行調書、落札者決定通知書(いずれも令和4年11月17日) (結果)1者辞退、2者が最低制限価格未満(△1,500円)で失格、予定価格以上2者 5者が最低制限価格で入札のため、電子くじにより落札

※入札執行調書の記載方法についてはまとめて意見として記載

才 建設工事請負契約書(令和4年11月22日)

請負代金額 28,971,877 円 (税込最低制限価格)

工期: 令和4年11月24日 ~ 令和5年4月27日 155日間

- カ 建設工事請負変更契約書(令和5年4月26日)
  - ·完成期間增日数 95 日間(今回変更完成期限 令和 5 年 7 月 31 日)

岸壁に設置する照明灯の材料納期が5ヶ月以上要することに併せ、用地内の排水構造物等に関する追加の測量・設計及び協議に期間を要したことから工期を延長したい。

キ 建設工事請負変更契約書(令和5年7月31日)

#### 【意見 11-2】変更契約書の変更日について

請負金額のみの変更ではあるが、他と比較して変更の日付が完成期限当日になっているので、もう少し早い日付が適当である。

これについては、以後、変更契約が遅くならないよう早めの対応に努めるとの説明を 受けた。

- ·請負金額增額 3,777,123 円 (変更後請負金額 32,749,000 円)
- ・変更伺い(令和5年7月27日)による変更理由
  - ・着工前測量の結果、側溝の形状、規格に違いがあったため更正したい。
  - ・護岸の水叩き舗装の数量更正を行いたい。
- · 変更支出負担行為(令和5年7月31日)※決裁印有。

前払金 11,588,000 円 (前回支出負担行為額 17,383,877 円) 変更 3,777,123 円 合計 21,161,000 円

ク 完成通知書(令和5年7月31日) 請負代金金額 32,749,000円

工期:令和4年11月24日~令和5年7月31日

- ・検査調書(令和5年8月4日)「設計書図面及び仕様書に基づき施工されている。合格」
- ・請負金額32,749,000円 検査員及び立会者の職氏名と押印がある。
- · 週休 2 日実施証明書(令和 5 年 8 月 4 日)
- · 引渡書(令和5年8月4日)請負代金額32,749,000円 受付印有
- ・工事目的物引受書(令和5年8月4日)建設総務課長、建設総務課長補佐の押印有
- ・支出命令票 支払日:令和5年8月29日 業者意向
- · 支払確認表(作成日 令和5年8月15日) 現年11,588,000、明許21,161,000

[着工前・完成写真]





(3) 請負 坊泊漁港 機能増進工事(R5-1 工区) 南さつま市坊津町泊地内 第4種漁港 南薩 地域振興局建設部河川港湾課

#### ア 工事概要

- ·-2m物揚場 コンクリート舗装 A=262 m<sup>2</sup>
- ・漁港施設用地 コンクリート舗装  $A=436~\text{m}^2$  アスファルト舗装  $A=656~\text{m}^2$  予算額 本工事費 40,000,000~円 (国費 50%、県費 30%、負担金 20%)
- イ 入札状況 指名競争入札 地方自治法第 234条第2項及び同施行令
  - ・入札契約手続運営委員会会議録兼指名決定伺書(令和5年8月7日) 指名業者については、「鹿児島県建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する

要綱|及び「運用指針」に基づき選定、河川港湾課長以下6人の押印有

- · 予定価格調書(令和5年8月3日)20,623,900円(入札(見積)書比較価格100/100: 18,749,000 円)、最低制限価格(18,936,000 円、100/110:17,214,546 円) 取扱者建設部長の記名押印があり※契約担当者南薩地域振興局長の記名(⑪の印刷無)
- ・入札執行調書(令和5年8月24日)、落札者決定通知書(令和5年8月24日) (結果) 1 者が 18,399,000 円で落札、4 者が 18,500,000 円、2 者が 18,600,000 円、最 高は19,000,000円で計10者が入札している。
  - ※入札執行調書の契約担当者は記名(⑪の印刷無)、入札執行者は記名(⑪の印刷無)、 立会者は記名なし(⑪の印刷無) ※入札執行調書の入札執行者及び立会者の印 (押印廃止)
- ウ 建設工事請負契約書(令和5年8月31日)

工期: 令和5年10月10日~令和6年2月16日 130日 20,238,900円

エ 建設工事請負変更契約書(令和6年1月25日)

請負契約金額增 891,100 円 変更後請負契約金額 21,130,000 円 [指示内訳(第 1 号)] 指示変更の内容 ・アスファルト舗装工 当初 A=656 ㎡ → 変更 A=561 ㎡

- ・「快適トイレ (1基)」試行工事 N=0ヶ月 → N=3.7ヶ月 ※添付の「快適トイレチェックシート (設置に関する協議用)」※作成日付なし によると、3.7 月分の設置予定費用は214,000円(57,837円/月)と記載されている。 ※「工事の設計変更に関するチェックリスト (総括表)」が添付されている。

#### 「主な変更理由書]

- 施工数量の変更
- ・設計図書と工事現場の状況が一致しない(条件変更等)契約書第18条 着工前測量に伴いアスファルト舗装工の面積を更正したい。
- ・発注者が必要と認めるときの設計変更 契約書第19条 「鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領」に基づき快適トイレ費 用を計上したい。

#### 【意見 11-3】変更理由の記載内容について

当該工事の今回変更は、「主な変更理由書」によると、アスファルト面積が 656 ㎡から 561 ㎡に 95 ㎡ (約 14.5%) 減少することと、快適トイレ費用を追加することである。

請負契約金額の増加は891,000円であるが、快適トイレが添付の見積により214,000円 増ということであれば、アスファルトの施工面積が 125 m² (約 18.2%) 減少したことに より、677,000円が増加することになり、契約金額増加理由としては不十分である。

主な変更理由書の項目に金額も記載し、整合性を確認する必要がある。

これについては、「主な変更理由」の作成にあたっては変更金額に沿う内容を記載する よう指導したいとの説明であった。

#### 才 完成通知書(令和6年2月9日)

工期:令和5年10月10日~令和6年2月16日 130日間 請負金額 21,130,000円

- ・検査調書(令和6年2月20日)「設計図書及び仕様書に基づき施工されている 合格 | ※検査員及び立会者の記名押印がある。
- · 引渡書(令和6年2月20日) ※工事目的物引受書も同日 ※支出命令票は綴じられていなかった。原本は別途保管。写しの添付が適当である。
- · 支払確認表 令和 6 年 2 月 22 日 21,130,000 円 現年

#### カ 現場写真(完成写真)



(4) 請負 坊泊漁港 機能増進工事(R5-2 工区)南さつま市坊津町泊地内 第4種漁港 南薩 地域振興局建設部河川港湾課

#### ア 工事概要

- ·-2m物揚場 コンクリート舗装 A=307 m<sup>2</sup>
- ・漁港施設用地 アスファルト舗装 A=680 ㎡ 予算額 本工事費 40,000,000 円 (国費 50%、県費 30%、負担金 20%)
- イ 入札状況 指名競争入札 地方自治法第234条第2項及び同施行令
  - ・入札契約手続運営委員会会議録兼指名決定伺書(令和5年8月7日) 指名業者については、「鹿児島県建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する 要綱」及び「運用指針」に基づき選定、河川港湾課長以下6人の押印有
  - ・予定価格調書(令和5年8月7日)11,371,800円(入札(見積)書比較価格100/100:10,338,000円)、最低制限価格(10,412,000円、100/110:9,465,455円)取扱者建設部長の記名押印があり ※契約担当者南薩地域振興局長の記名(仰の印無)
  - ・入札執行調書(令和5年8月24日)、落札者決定通知書(令和5年8月24日) (結果)10者が入札に参加しているが、6者が最低制限価格の9,465,455円で入札、5 者は辞退という状況で、電子くじにより入札受付順4が落札している。
    - ※入札執行調書の契約担当者は記名 (⑪の印刷無)、入札執行者は記名 (⑪の印刷無)、立会者は記名無 (⑪の印刷無) (押印廃止)
- ウ 建設工事請負契約書(令和5年8月31日)工期 令和5年10月30日~令和6年2月26日 120日 10.412,000円
- エ 建設工事請負変更契約書(令和6年1月19日)

- ・コンクリート舗装 前回 A=307 ㎡ → 今回 A=307 ㎡ ※変更なし ・アスファルト舗装 前回 A=680 ㎡ → 今回 A=798 ㎡ ※118 ㎡(約 17%増加) ※「工事の設計変更に関するチェックリスト(総括表)」の添付なし。
- [主な変更理由書] ・施工数量の変更
  - ・設計図書と工事現場の状況が一致しない(条件変更等)契約書第 18 条着工前測量に伴いアスファルト舗装工の面積を更正したい。
- ・工期延長 上記数量変更に伴い、工期を14日間延長したい。

【参考】変更指示書(第1号)の記載について

(案) 令和6年1月19日には鉛筆で変更年月日、金額の記載があるが、原紙(請負者の現場代理人氏名と押印有)には変更内容の記載がない。これについては、変更指示書の金額等については、設計変更済のものについてのみ記入することになっており、 (案)の段階では、決裁を受けるに当り、変更に伴いどの程度の増減があるかを示すものを別紙として指示内訳を添付しているとの説明を受けた。

#### オ 完成通知書(令和6年3月8日)

工期:令和5年10月30日~令和6年3月11日 134日間 請負金額 10,870,000円

- ・検査調書(令和6年3月19日)「設計図書及び仕様書に基づき施工されている 合格」 ※検査員及び立会者の記名押印有。
- ・引渡書(令和6年3月19日) ※工事目的物引受書も同日 ※支出命令票(写)は綴じられていなかった。(原紙は別途保管)
- · 支払確認表 令和 6 年 3 月 25 日 10,870,000 円 現年
- ※前記 R5-1 工区はほぼ同じ場所の工事であるが、R5-1 工区で契約変更時に追加計上となった快適トイレ費用が R5-2 工区では追加になっていない。

同時進行の時期も80日くらいあるが、R5-2工区の完成の方が1ヶ月ほど遅い。設置は必要だと思わるがその期間の契約はどうなっているのか。なお、金額的な重要性はない。

これについては、快適トイレの設置については、請負者が設置を希望し、実際に設置した工事が対象となる。R5-2 工区では、請負者から設置の希望がなされていないことから、変更追加を行っていないとの説明を受けた。

#### カ 着工前・完成写真(左が着工前)





#### (5) 請負 住吉漁港 港整備交付金工事(R4-2工区)第2種漁港 熊毛支庁建設部建設課

# ア 工事概要

- ・防波堤(西) 防風柵設置工 N=11 スパン(L=31.0m) 事業費 本工事費 19,620,000 円(国費 90%、県費 10%、負担金 0%) ※工事執行伺書(令和 4 年 10 月 20 日)
- イ 入札状況 指名競争入札 地方自治法第 234 条第 2 項及び同施行令
  - ・入札契約手続運営委員会会議録兼指名決定伺書(令和 4 年 10 月 20 日) 指名業者については、「鹿児島県建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する 要綱」及び「運用指針」に基づき選定、建設課長以下 5 人の押印有
  - ·事前公表価格調書(令和4年10月20日決定)17,837,000円
  - ・予定価格調書(令和 4 年 10 月 20 日)19,620,700 円(入札(見積)書比較価格 100/100: 17,837,000 円)、最低制限価格(17,960,252 円、100/110: 16,327,502 円) 取扱者建設部長の記名押印があり ※契約担当者熊毛支庁長の記名(卵の印刷無)
  - ・入札執行調書(令和4年11月9日)、落札者決定通知書(令和4年11月9日)

(結果) 10 者が入札に参加しているが、2 者が最低制限価格の 16,327,502 円で入札、5 者は事前公表価格という状況で、電子〈じにより入札受付順 0 の者が落札している。※入札執行調書の契約担当者は記名(⑪の印刷有)、入札執行者は記名押印、立会者は記名なし(⑪の印刷有) (押印廃止)※他事業所との比較、統一的な対応必要(押印, ⑩の印刷について)

- ウ 建設工事請負契約書(令和4年11月15日)工期 令和4年11月16日~令和5年3月17日 122日 17,960,252円
- エ 建設工事請負変更契約書(令和5年1月25日)

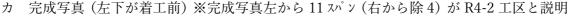
請負契約金額増 859,748 円 変更後請負契約金額 18,820,000 円 完成期間増日数 54 日間 今回変更完成期限 令和 5 年 5 月 10 日 176 日 「設計概要」 前回と今回の内容

- ・防風柵設置工 N=11 スパン(L=31.0m) → N=11 スパン(L=31.0m) <u>※変更なし</u> ※「工事の設計変更に関するチェックリスト(総括表)」の添付有。 「変更の概要]変更理由
- ・防風柵設置に係る施工方法の協議の結果、クレーン装置付トラック・テーブルリフタの運転費を追加し、変更したい。
- ・資材搬入に期間を要し工期内完成が困難なことから工期を44日間延長したい。 ※議会の繰越承認済
- オ 完成通知書(令和5年4月17日)

工期: 令和 4 年 11 月 16 日~令和 5 年 5 月 10 日 176 日間 請負金額 18,820,000 円 ・検査調書(令和 5 年 4 月 26 日)「設計図書に基づき施工されている。 合格」

※検査員及び立会者の記名押印がある。

- ・引渡書(令和 5 年 4 月 26 日) ※工事目的物引受書も同日(課長以下 4 人の押印有) ※支出命令票(令和 5 年 5 月 12 日決裁)(写)
- ・支払確認表 令和5年5月12日作成、5月26日支払(受領者都合による)18,820,000円
- ・登録内容確認書、竣工登録(2023年7月25日) (一財)日本建設情報総合センター









#### 【意見 11-4】完成写真の説明について

前のページの着工前写真では防風柵が全く写っていないが完成写真の段階では第 2 工区 工事以外の 4 スパンが写っている。

この部分はどの工事で設置されたか、どうして 4 スパンだけなのかが判りにくいので、 書類上も明確に記載しておくのが適当である。

これについては、R4-2 工区以外の 4 スパンについては、別途発注の住吉漁港港整備交付金工事(R4-1 工区)で同時期に施工している。今後、関連工事等があり写真だけでは分かりにくい場合は、明確に記載するとの説明を受けている。

(6) 請負 住吉漁港 港整備交付金工事(R4-3 工区) 第2種漁港 熊毛支庁建設部建設課 ※前記 R4-2 工区続工事

#### ア 工事概要

- ・防波堤(西) 防風柵基礎工 L=15.0m、防風柵設置工 N=11 スパン(L=27.0m) 事業費 本工事費 21,518,220 円(国費 90%、県費 10%、負担金 0%) ※工事執行伺書(令和 5 年 7 月 21 日)
- イ 入札状況 指名競争入札 地方自治法第234条第2項及び同施行令

※綴じられている設計書作成事務チェックリストには担当者、精査者、総括精査者の記入と押印があるが、指名選定等チェックリストには記載、工務係長の押印はなく、入札事務チェックリストには工事事務係長の押印がない。

- ・入札契約手続運営委員会会議録兼指名決定伺書(令和 5 年 7 月 25 日) 指名業者については、「鹿児島県建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する 要綱」及び「運用指針」に基づき選定、建設課長以下 5 人の押印有
- · 事前公表価格調書(令和5年8月4日決定)19,562,000円
- ・予定価格調書(令和5年8月10日)21,518,200円(入札(見積)書比較価格100/100:19,562,000円)、最低制限価格(19,706,000円、100/110:17,914,546円)
   取扱者建設部長の記名押印があり ※契約担当者熊毛支庁長の記名(仰の印刷無)
- ・入札執行調書(令和5年8月25日)、落札者決定通知書(令和5年8月25日) (結果)10者が入札に参加しているが、3者辞退、1者が最低制限価格の17,914,546円で入札、5者は事前公表価格という状況で、最低制限価格で入札した者が落札 ※同社は4-1工区の電子くじで落札できなかった者である。

※入札執行調書の契約担当者は記名(⑩の印刷無)、入札執行者は記名(⑩の印刷無)、 立会者は記名なし(⑩の印刷無) (押印廃止)

ウ 建設工事請負契約書(令和5年8月31日)

工期:令和5年9月4日~令和6年1月11日 130日 19,706,000円

エ 建設工事請負変更契約書(令和5年11月20日)

請負契約金額増 4,561,000 円 変更後請負契約金額 24,267,000 円 完成期間増日数 49 日間 今回変更完成期限 令和 6 年 2 月 29 日 179 日 「設計概要」 前回と今回の内容

- ・防風柵基礎工 L=15.0m
- $\rightarrow$  L=21.5m
- ・防風柵設置工 N=11 スパン(L=27.0m) → N=12 スパン(L=30.0m)
- ・無 → [熊野漁港]防舷材取付 N=3 基
- ※「工事の設計変更に関するチェックリスト(総括表)」の添付<u>有</u>。※他工事比較し統一処理必要

※他港の防舷材取付が追加されている。

[変更の概要]変更理由

- ・現地再調査の結果、基礎工の延長を 15.0mから 21.5m、防風柵設置を 11 スパン (27.0m) から 12 スパン (30.0m) へ変更したい。
- ・現在の熊野漁港-3.0m岸壁には、防舷材未設置の箇所が3箇所あり十分に係留するス

ペースが確保できないため、追加したい。

・資材搬入に期間を要し工程を見直したところ工期内完成が困難なことから工期を 49 日間延長したい。

#### オ 完成通知書(令和6年2月26日)

- ・検査調書(令和6年2月29日)「設計図書に基づき施工されている。 合格」 ※検査員及び立会者の記名押印有。
- ・引渡書(令和6年2月29日) ※工事目的物引受書も同日(課長以下4人の押印有) ※支出命令票(令和6年3月5日決裁)写
- ・支払確認表 令和6年3月5日作成、3月19日支払(受領者都合による)24,267,000円
- ・登録内容確認書、竣工登録(2024年3月5日) (一財)日本建設情報総合センター

#### カ 着工前・完成写真(左が着工前)





# 【指摘 11-1】工事登録時の留意事項について

登録内容確認書(工事実績)によると件名「住吉漁港港整備交付金工事(R4-3 工区)」として登録されているが、変更理由書によると<u>防舷材工 3 基は熊野漁港に設置</u>されている。金額的な重要性はないが、管理上漁港を明確に区分して登録することが必要である。

これについては、今後、施工箇所が複数となる場合は、登録内容の「工事概要」に漁港 名を記載するように留意するとの説明である。

# <事業番号 12> 広域漁港整備事業(計画係·建設係)

#### 1 事業目的

水産物の生産及び流通の拠点整備を図るため、漁港の整備を行う。

# 2 事業内容、予算額推移及び負担区分

●広域漁港整備事業

(金額単位:百万円)

事業区分	事業		予算額		事業内容	負担区分
尹未区刀	主体	4年度	5 年度	6年度	尹未刊台	国県他
広域漁港整備 事業	県	1,666	1,675	2,150	第2種、3種、4種漁港等の整備 (1)外かくの施設 (2)係留施設 (3)水域施設 (4)輸送施設 (5)漁港施設用地等	国庫補助率 5/10-2/3 市町村負担 0.28/3-0.17
計		1,666	1,675	2,150		

# 3 事業の実施状況(令和5~6年度 定期監査調書)

(金額単位:千円)

事業区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域漁港整備事業	実績 12 漁港	実績 10 漁港	実績 9 漁港
	総事業費 2,452,561	総事業費 1,909,000	総事業費 2,040,839

注 総事業費は、3月補正後最終予算額ベース。

# 4 事業実績と成果の内容(令和6年度 定期監査調書)

(1) 事業実績

予算現額	財源内訳						
1 并列顿	国庫支出金	分担金及び負担金	県債	繰越金	一般財源		
3,354,003	1,647,470 国庫補助金	328,413 水産業費負担金	738,200	582,358	57,562		

		財	源内訳			翌年度繰越	
支出済額	国庫支出金	分担金及び負担 金	県債	繰越金	一般財源	立十及保险 額	不用額
1,628,951	779,428 国庫補助金	80,498 水産業費負担金	251,100	499,776	18,148	1,717,996	7,055

#### (2) 成果の内容(令和6年度定期監査調書)

●水産物の生産及び流通の拠点整備を図るための漁港施設の整備 (金額単位: 千円)

(金額単位:千円)

漁港名	計画事業費	精算額	残額	工事内容
枕崎	54,028	54,028	0	-6m 岸壁(改良)、-4.5m 岸壁(改良)、用地(改良)
17亿世时	100,000	22,605	77,395	-6m 岸壁(改良)、-4.5m 岸壁(改良)
串木野	86,000	146	85,854	浮桟橋
内之浦	5,636	5,636	0	-4m岸壁(改良)、用地
牛根麓	736,036	506,836	229,200	-3.0m岸壁、浮桟橋
十個鹿	850,000	173,389	676,611	-3.0m岸壁、浮桟橋、用地
ШЛП	95,320	95,320	0	-9m航路、-9m岸壁(測量設計)
ЩЛ	100,000	8,297	91,703	-9m岸壁
葛輪	85,800	85,800	0	東防波堤、J 護岸、外防波堤、-3.0m岸壁、K 護岸、道路 A (測量設計)
	66,000	20,000	46,000	K 護岸、道路 A、用地 A、-3.0m岸壁、J 護岸
江口	118,400	118,400	0	-2m物揚場(改良)
江口	30,000	30,000	0	浮桟橋
薄井	157,770	157,770	0	浮桟橋(撤去·新設)、道路(改良)、用地(新設)、【竹島地区】 輸送施設、用地(測量設計)、【諸浦地区】外郭施設·水域施 設·係留施設·輸送施設·用地(測量設計)
	527,728	107,728	420,000	【竹島地区】道路(改良)、用地(新設)
阿久根	52,220	52,220	0	-4m岸壁(改良)

	150,000	58,606	91,394	-4m岸壁(改良)
茅屋	60,000	60,000	0	防波堤(新設)
事務費	7,954	6,872	1,081	_
争衍貝	71,111	65,297	5,813	_
計 10港	3,354,003	1,628,951	1,725,051	不用額 7,055 翌年度へ繰越 1,717,996

# 【意見 12-1】成果の記載内容について(意見 11-1 と同様)

成果の記載においては、事業実績に併せて、事業目的に対する貢献程度評価(例えば、目標・計画に対してどの程度水産物の生産及び流通の拠点整備が図られたか) も記載し、「鹿児島未来創造ビジョン」に向かっている姿を顕示することが適当と考える。

#### 5 各事業の検討

(1) 請負 江口漁港 水産生産基盤(特定)整備工事(R4-1 工区) 第2種漁港 鹿児島地域振興局建設部河川港湾課

#### ア 工事概要

(全額単位: 千円)

	(金額単位・十円 <i>)</i>
区分	内容等
工事名	江口漁港水産生産基盤(特定)整備工事(R4-1 工区)
工事場所	第2種漁港 日置市東市来町江口地内
工事概要	-2m 物揚場
	(上部工 L=88.0m、防食工(陽極取付) N=1 式、付属工 N=1 式)
事業費	事業費内訳:工事費 120,000(本工事費 120,000)
財源	国費 60,000、県費 39,600、負担金 20,400
入札方法	一般競争入札(地方自治法第 234 条の規定による。)
事業実施計画	
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	水産生産基盤整備事業〔江口漁港(鹿児島県日置市)(第2種)〕 令和6年度
	位置图
	用位为17年的 (1985年) (1985
	126/39   419/6
	学典的基础
	435,0007
	凡樹(事業実施年度)
	(CONTRACTO) (CO.)
	過年度に実施
	当該年度に実施
	Company of the second of the s
	次年度以降(二英茂
	※蛇骸している事業内容は当初予定であり、年度途中
	で変更することもある。
	事業実施期間: 平成14年度~令和8年度

#### イ 執行伺い(決裁:令和5年2月22日)

一般競争入札:土木一式単体型【1.3 億未満】の実施計画《総合評価方式特別簡易型》、入札事務チェックリスト、指名選定等チェックリスト、設計書作成事務チェックリスト(R元7.1変更、土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更の届出チェックリスト、設計概要等の添付あり

ウ 入札契約手続運営委員会会議録(令和5年3月3日)

本工事の入札参加資格要件は適当であることが確認されており、建設部長他の会議出席者の押印がある。

# エ 入札状況

- ・一般競争入札公告(総合評価方式一般競争入札)(期間:令和5年3月9日~31日) 総合評価に関する事項等があり、最低制限価格は設定されていない。
- ・入札参加申込 6 者が提出。「総合評価方式(特別簡易型)評価作業表:一般土木工事 (5千万円~1.3 億円未満)」、「技術評価点評価一覧表」等

- ・入札結果 3 者辞退で4 者入札。4 者のうち1 者は調査基準価格1に達しておらず3 者が入札、同金額なし。保留通知書(令和5年4月5日)第1位、第2位、第3位は当該通知書の通知日翌々日までに技術資料を提出。第1位は入札参加資格確認申請書を提出。
- ・入札契約手続運営委員会会議録兼入札参加資格確認同書(令和5年4月14日) 技術評価点及び落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることを確認。 なお、会議出席者である局長他5人の押印がある。
- ·入札執行結果表(契約保証用)

契約金額 105,754,000 円 (保証金額 10,575,400 円)

- ·契約締結予定日 令和5年4月21日
- 当初契約工期 着工予定日:令和5年4月21日 完成予定日:令和5年11月21日
- ・指名業者選定理由書(公表用) 公表年月日:令和5年4月5日、入札結果は同日に 公表済み。
- オ 建設工事請負契約書(令和5年4月21日) 請負代金額 105,754,000円(税込)
- カ 建設工事請負変更契約書(令和5年11月15日)
  - ・完成期間増日数 80日間(今回変更完成期限:令和6年2月9日)

[変更指示書による主たる変更理由]

【工期の延長】(受注者の請求による工期の延長)契約書第22条関係

下記理由により、<u>80日間を延伸</u>し工期を令和 5年 11月 21日から令和 6年 2月 9日としたい。

- ・支保工の変更による、代替え案の検討
- ・現場での水中コンクリートの試験施工及び必要強度の確認
- ・市内に唯一ある生コン工場からの調達であり、他工場との出荷日の調整
- ・防舷材の全国的な納期遅れの影響
- キ 建設工事請負変更契約書(令和6年1月22日)
  - ・請負代金額増額 8,946,000円 (税込) 変更後 114,700,000円 (税込) [工事の変更について(伺い)による変更理由]

当初想定した大型土のうによる支保工については、試験施工の結果、品質や出来形等に問題が生じることが判明したため、施工性及び安全性等の確保が可能な方塊ブロック及びサポートジャッキ等を併用した方法に変更したい。

なお、別紙には「主な変更理由」として、具体的な内容である、労務単価の変更、 上部工支保工の内容変更、漏洩防止シートの追加、物揚場背後の吸出し箇所への対応 の追加、係船柱(流用材)の廃止及び係船柱(新材)の追加、防舷材の追加、スクラ ップ処分等の追加が記載されており、数量表、単価一覧、公共単価、建設物価、積算 資料、見積り、処分費、週休2日、快適トイレ、熱中症補正の諸資料が綴られている。

- ク 完成通知書(令和6年2月9日) 請負代金 114,700,000円
  - 工期:令和5年4月21日~令和6年2月9日
  - ・検査下命(令和6年2月14日)

検査調書(令和6年2月19日) 「設計図書に基づき施工されている 合格」

出来形等の金額 114,700,000 円 検査員及び立会者の職氏名と押印有

- ・工事成績通知書(項目別評定点)
- ・週休2日実施証明書(令和6年2月19日)
- ・引渡書(令和 6 年 2 月 19 日)請負代金額 114,700,000 円 建設総務課長他 4 人の<u>押</u> 印有

工事目的物引受書

・支出命令票 ※「決裁日付印」があるものは所管部署一括管理。 支払確認表(作成日:令和6年2月27日)令和6年3月11日(明許、現年)

<sup>1 「</sup>調査基準価格」とは、契約内容に適合した履行ができるかどうかの調査(低入札価格調査)をする基準となる価格。なお、予定価格調書(令和5年3月8日決定)には設計額、予定価格の他に、調査基準価格と失格基準価格が記載されている。

# (2) 請負 江口漁港 水産生産基盤(特定)整備工事(R5-1 工区) 第2種漁港 鹿児島地域振興局建設部河川港湾課

#### ア 工事概要

(金額単位:千円)

	1 1111 1111
区分	内容等
工事名	江口漁港水産生産基盤(特定)整備工事(R5-1 工区)
工事場所	第2種漁港 日置市東市来町江口地内
工事概要	浮桟橋 N=1 函 制作・据付
事業費	事業費内訳:工事費 30,000 (本工事費 29,000、測量試験費 1,000)
財源	国費 15,000、県費 9,900、負担金 5,100
入札方法	指名競争入札(地方自治法第 234 条の規定による。)
事業実施計画	実施事業計画は前記の江口漁港水産生産基盤(特定)整備工事(R4-1 工区)に含まれている
	ため記載を省略する。

イ 執行伺い(決裁 令和5年8月22日)

入札事務チェックリスト、指名選定等チェックリスト(令和5年3月3日制定版)、設計書作成事務チェックリスト(R4.5.10変更\_鹿児島 Ver、令和5年3月3日制定版)、土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更の届出チェックリスト、事業費総括表、設計概要等の添付あり

ウ 入札契約手続運営委員会会議録(令和5年8月22日)

指名業者については「鹿児島県建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱」及び「運用指針」に基づき選定され、河川港湾課長他会議出席者 5 人の押印がある。指名区域での地域性を勘案する建設工事であるとされており、・指名区域内において、建設業法第3条第1項に規定する営業所(本店)及び公共工事に施工実績がある9者・等級外で指名区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所及び公共工事の施工実績がある6者の計15者(鹿児島市1者、他は日置市)が指名推薦業者(指名通知書発行)。

#### エ 入札状況

- ·指名通知書(令和5年8月23日) 入札期間:令和5年9月5日~7日 電子入札15者、最低制限価格有、入札保証金免除
- ・入札結果(令和5年9月7日):辞退者なし、全者最低制限価格以上。予定価格以下12 者(うち予定価格6者、未満で同額4者)、<u>最低入札額22,580,000円(税込額24,838,000円)で落札</u>
- ・工事費内訳チェックリスト(各者工事費内訳書)(令和5年9月7日)
- ·入札執行結果表(契約保証用)

契約金額 24,838,000 円 (保証金額 2,483,800 円)

契約締結予定日:令和5年9月14日

当初契約工期:令和5年9月14日~令和6年1月26日

- オ 建設工事請負契約書(令和5年9月14日) 請負代金額 24,838,000円(税込)
- カ 建設工事請負変更契約書(令和6年2月14日)
  - ·請負代金額增額 4,296,000 円 (税込) (変更後) 29,134,000 円 (税込) 完成期限 変更完成期限 令和 6 年 3 月 15 日

[工事の変更について(伺い)による変更理由]

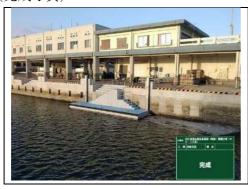
当該工区で施工する浮桟橋及び先発工区で施工が完了した上部工の一部区間を供用し、 整備効果の早期実現を図るため、裏埋工及び保護カバーの設置を追加したい。

裏埋工(RC40) V=0  $m^3$   $\Rightarrow$  V=8  $m^3$  保護カバー設置 N=0 箇所  $\Rightarrow$  N=14 箇所

キ 完成通知書(令和6年3月11日) 請負代金 29,134,000円 工期 令和5年9月14日~令和6年3月15日

- ・検査下命(令和6年3月15日)検査調書(令和6年3月22日) 「設計図書に基づき施工されている 合格」出来形等の金額29,134,000円 ・検査員及び立会者の職氏名と押印有
- ・工事成績通知書(項目別評定点) ・週休2日実施証明書(令和6年3月22日)
- ・引渡書(令和6年3月22日)請負代金額29,134,000円 建設総務課長他の押印有 工事目的物引受書

支出命令票 ※「決裁日付印」があるものは所管部署一括管理 支払確認表(作成日:令和6年3月26日) 支払:令和6年4月9日(現年) (完成写真)



(3) 請負 牛根麓漁港 水産流通基盤(特定)整備工事(R4-1 工区) 第2種漁港 大隅地域振興局建設部河川港湾課

#### ア 工事概要

(金額単位:千円) 区分 内容等 工事名 牛根麓漁港水産流通基盤(特定)整備工事(R4-1工区) 工事場所 第2種漁港 垂水市牛根麓地内 大隅地域振興局 工事概要 浮桟橋 | 浮体 製作・据付 N=1基 | 事業費内訳:工事費 500,000 (本工事費 499,800、測量試験費 200) 事業費 財源 国費 250,000、県費 165,000、負担金 85,000 入札方法 ・般競争入札(地方自治法第 234 条の規定による。) 事業実施計画 牛根麓(うしねふもと)漁港(鹿児島県垂水市)(第2種) ※R4-1 工区は 機構式の荷さばき所 ■地区の概要 主な無様、養菓プリ 本地区は、鹿児島湾内の北部、桜島と大 隔半島の接続部に位置し、温暖な海水と深 い水深を利用してプリ乗始が銀んに行われ、 生産量全国 を誇る本県の美殖プリのうち 約3 31を陸揚げする拠点であるとともに、 米国等へ和出も行うなど重要な産業基盛と なっている。 右下写真の 上方部浮桟橋の 工区 工事内容は浮体 の制作・据付 ■事業の目的 急峻な崖地形のため用地に乏しく、資材 急咳を圧地形のため用地にこして、具体 の上げ下ろしや矮揚げ、出荷など漁業活動 全般に渡って危険かつ重労働を強いられる とともに、漁具補修準も不足し、さらに港 内静視度の不足により他港遊離も余便な くされるなど非効率な状況から、防波堤、岸 緩、用地を整備し、漁業活動の効率化・安 令ルを四ス 桜島 全化を図る。 **志半**闘大 事業内容: 浮核橋 1基 ■主な事業量 北防波堤(新設)、南防波堤(新設)、 -3.0m岸壁(新設)、浮楼橋(新設)、 道路、用地 ■事業期間: H20~R5(R10に延期予定) ■事業主体: 庭児島県 浮枝橋 1基 北防波堤 L=240m

イ 執行伺い(決裁:令和4年12月26日) 実施設計書チェックリスト、設計概要等の添付あり ウ 入札契約手続運営委員会会議録(令和5年1月6日)

工事の入札参加資格要件は適当であることが確認され、建設部長他計8人の会議出席者の押印がある。

#### エ 入札状況

- ・一般競争入札公告(一般競争入札)(期間:令和5年1月30日~2月21日) 最低制限価格は設定する。
- ・予定価格調書(令和5年1月20日決定)の契約担当者(知事)の記名有押印無、取扱者商工労働水産部長の記名押印有。
- ・入札参加申込 3者が提出(※鹿児島営業所があるのは落札者1者のみ)
- ・入札執行調書(令和5年2月27日)3者とも最低制限価格で入札。
- ※最低価格抽選対象が3者であり、抽選、くじ番号345(他は709、717)が落札しているが、他の電子くじの抽選方法とは異なる。
- ・入札契約手続運営委員会会議録(令和5年3月6日) 落札者が入札参加資格要件を満たしていることを確認しており、建設部長以下7人の 記名押印有。

落札金額: 345,091,080 円 (税込は 379,600,188 円)

オ 建設工事請負契約書(令和5年3月17日)

請負代金額 379,600,188 円 (税込)

ることになる。

- カ 建設工事請負変更契約書(令和5年5月23日)
  - ・完成期間増日数 98日間(今回変更完成期限 令和6年3月18日)
  - ・変更指示書(令和5年5月12日)による指示内容 [変更指示の内容]
  - ・単価適用日 当初令和4年12月1日 変更令和5年3月1日 ※当初契約段階(5月17日)で労務単価変更(3月1日)はできないのかの質問に対して、労務単価は、例年、新年度(4月1日)に改定されるが、近年は、1カ月前倒しにより前年度の3月1日に改定されている状況である。入札前に予定価格等の設計額を算出する際、単価基準日が異なり労務単価の改定有無は不明のことから、入札期間に単価改定がある場合、契約日を基準として特例措置対象の適否を判断し変更対応す

また、当初契約は、入札により落札決定した金額等を基に契約することから、入札においては、発注者が示す施工等の条件を基に設計額及び予定価格を算出のうえ、競争入札により受注者を決定している。

したがって、入札時の設計額は、単価基準日が新労務単価(特例措置)には反映されていないため、契約後に受注者からの発議(特例措置に伴う契約変更の有無)を基に変更設計でしか対応出来ないとの説明であった。

- ・工期 98 日間延長 270 日間 から 368 日へ更正 延長理由:鋼材及びゴム防舷材等の工事用資材の受注生産による納期遅延に伴う工期 延長
- キ 建設工事請負変更契約書(令和6年3月12日)
  - ・完成期間増日数 53日間(今回変更完成期限 令和6年5月10日)
  - ・変更指示書(令和6年3月5日)による指示内容 「変更指示の内容」
    - ・工場製作(鋼殻製作、躯体製作)、現場据付、運搬費の変更あり
    - ・工期 53 日間延長 368 日間 から 421 日へ更正
    - ※運搬費の変更があれば請負金額も変更されるのではないかの質問に対し、「当初契約後、施工条件の変更に伴い一部の工事内容が契約外の施工が生じたため、変更指示 により施工しているが、変更指示は施工条件が変わる度に行うものであり、また、

工期の変更が生じる場合、契約変更をその都度行う必要がある。

変更指示の度に契約額の変更は想定しているものの、現場の進捗状況から工事内容及び契約額の増減が生じることから、受注者との協議により、進捗状況を見極めたうえで事務の繁雑を回避するなど諸事情により設計変更を行っている。

『運搬費の変更があれば請負額も変更されるのではないか』の質問については、次のク記載の建設工事請負契約書(令和6年4月12日契約)の最終精算で変更しているとの説明であった。

- ク 建設工事請負変更契約書(令和6年4月12日)
  - ·請負金額減額 1,000,188 円 (今回変更後請負金額 378,600,000 円)
  - ・変更指示書(令和6年3月13日)

[主な変更理由(要約)] 請負額 1,000,188 円減

- ・単価の更正(特例措置) 約1,400千円増
- ・設計数量の更正(約1,100千円減)
- ・浮体据付工の廃止(約1,300千円減)
- ※次の(4)に記載している、同時進行のR4-2工区の係留杭設置工事について補強対 策工事が未完のため据付工の廃止。
- ケ 完成通知書(令和6年4月18日) 請負代金 378,600,000円
  - ・検査調書(令和6年4月26日)「設計図書及び仕様書に基づき施工されている 合格」
  - ・請負金額 378,600,000 円 検査員及び立会者の職氏名と押印有
  - ・週休2日実施証明書(令和6年4月26日)
  - ・引渡書(令和6年4月26日)請負代金額378,600,000円
  - ・工事目的物引受書(令和6年4月26日)建設総務課長、建設総務課長補佐の押印有
  - · 支出命令票 (決裁日付印有 令和6年4月12日)
  - ・支払確認表(作成日 令和6年6月4日、令和6年6月19日業者意向) 明許





- (4) 請負 牛根麓漁港 水産物流基盤(特定)整備工事(<u>補正</u>R4-1 工区) 第 2 種漁港 大隅地域振興局建設部河川港湾課
- ア ※事業実施計画は前記 R4-1 参照

[設計概要] -3 岸壁仮護岸

被覆ブロック製作(1t型)258個、方塊製作(①~⑦)7個

- イ 執行伺い(令和5年6月5日) 設計書、数量表、設計書作成事務チェックリスト (令和5年3月3日制定版)、特記仕様書 等添付
- ウ 入札状況 令和5年6月20日~22日
  - ·事前公表予定価格(令和5年6月5日決定) 17,803,000円(税込19,583,000円)

- ・入札契約手続運営委員会会議録兼指名決定伺書 <u>営業所垂水市の業者 11 者</u> 会議出席者 5 人の記名押印有
- ・予定価格調書 予定価格 19,583,000 円(事前公表)、最低制限価格 17,930,000 円(税抜 16,300,000 円)
- ・入札執行調書(令和5年6月22日) 1者辞退、1者棄権で9者が最低制限価格で入札、電子くじにより7番目の業者落札
- エ 建設工事請負契約書(令和5年6月28日) 工期:令和5年6月29日~10月31日
- オ 建設工事請負変更契約書(令和5年10月13日)
  - ·請負金額増額 3,780,000 円(税込)
  - · 変更支出行為負担票(同日) 変更後 21,710,000 円

#### 【主な変更理由】

施工条件の変更 ・被覆ブロック製作 258 個 ⇒ 233 個

· 方塊製作 7個 ⇒ 67個

※増加数量が多くないかという質問に対し、次の(6)に記載している同工事(補正R4-2 工区)【据付工事】に必要なブロック等の製作を本工事(補正R4-1 工区)【製作工事】により契約しているが、工事着手後据付工事(補正R4-2 工区)に必要なブロック個数等が製作工事(補正R4-1 工区)の設計数量と整合が図られていないことが判明したため、当初の工事内容から被覆ブロック製作25個減工と方塊製作60個増工を契約変更したものであるが、これらに伴う変更請負額が378万円増額となった。製作及び据付の工事時期を考慮すると、別途発注した場合、さらなる期間を要することから据付工事への施工遅延などの影響があるため、受注者との協議のうえで変更により対応したものであるとの説明を受けた。

・製作ヤード使用料 2式 ⇒ 3式 経費補正 熱中症対策、快適トイレ 追加

- カ 完成通知書(令和5年10月31日)
- ·請負代金額 21,710,000 円 工期:令和5年6月29日~10月31日 125日間
- ・検査調書(令和5年11月8日)「設計書図面及び仕様書に基づき施工されている。合格」
- ·引渡書、工事目的物引受書(令和5年11月8日)
- ・支出命令票 支払日:令和5年11月22日 業者意向
- ・登録内容確認書 被覆ブロック製作(1t型):233 個、方塊製作:67 個

#### キ 完成写真





### [完成数量についての確認手続]

上の写真のとおりファイルされている完成写真(数量番号記載)の被覆ブロック(左)は233個で、方塊は57個(右)であるが、変更契約書及び登録内容確認書では、被覆ブ

ロックは 233 個であるが、方塊製作は 67 個であり、検査調書でも合格となっているため 完成写真と登録内容確認書との差額のある方塊数量差額 10 個について質問した。

これについては、監査人指摘の方塊 10 個は、完成写真に添付(下写真)していることから、被覆ブロック 233 個、方塊 67 個(57 個 +10 個)から設計と完成の相違はありません。また、当初設計の方塊 7 個は、写真記載の方塊①~⑦であり、同写真記載®~⑩の 3 個が変更増の分です。従って、方塊の変更増 60 個は、写真(右上)の 57 個と(下)の 3 個から合計 60 個になり、契約数量どおり施工していますとの説明を受けた。



(5) 請負 牛根麓漁港 水産流通基盤(特定)整備工事(R4-2 工区) 第2種漁港 大隅地域振興局建設部河川港湾課

#### ア 工事概要

(金額単位:千円)

区分	内容等
工事名	牛根麓漁港水産流通基盤(特定)整備工事(R4-2 工区)
工事場所	第2種漁港 垂水市牛根麓地内
工事概要	浮栈橋
	係留杭設置 N=6本 ※浮桟橋の一部を構成する係留杭の設置工事である。
事業費	事業費内訳:工事費 500,000(本工事費 499,800、測量試験費 200)
財源	国費 250,000、県費 165,000、負担金 85,000
入札方法	一般競争入札(地方自治法第 234 条の規定による。)
事業実施計画	※漁港写真は R4-1 工区と同じのため記載省略 ※R4-2 工区は 右下写真の上方部浮桟橋の工区 工事は係留杭6本設置

- イ 執行伺い(決裁 令和4年7月20日) ※設計書作成事務チェックリスト(R元7.1変更)、設計概要等の添付あり
- ウ 入札契約手続運営委員会会議録兼入札参加資格要件設定伺書(令和4年7月27日) 本工事の入札参加資格要件は適当であることが確認されており、建設部長他の会議出 席者の押印有

#### エ 入札状況

※予定価格 2 千 5 百万円 (舗装工事は 1 千 2 百万円) 以上の工事は、予定価格を事 後公表 (落札決定後に公表)

- ・一般競争入札公告(一般競争入札)(期間:令和4年8月2日~24日) 最低制限価格は設定なし。 ※予定価格調書では調査基準価格、失格基準価格の設定。
- ・入札参加申込 鹿児島県内業者4者が提出
- ・入札執行調書(令和4年8月29日)1者辞退で3者入札。3者のうち2者は調査基準価格2であるが、評価点を加味して評価値の高い者が落札している。因みに入札額は他

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 「調査基準価格」とは、契約内容に適合した履行ができるかどうかの調査(低入札価格調査)をする基準となる価格。なお、予定価格調書(令和5年3月8日決定)には設計額、予定価格の他に、調査基準価格と失格基準価格が記載されている。

の2者より約551千円高い。

落札価格:142,900,000円(税込は157,190,000円)

※仮に入札価格が同額の場合は、常に評価値の高い者が落札することになる。

- ・「試行版 総合評価方式入札執行調書」(令和4年8月29日)契約担当者 ※契約担当者、入札執行者の記名はあるが押印無(押印廃止)。
- オ 建設工事請負契約書(令和4年9月15日) 請負代金額 <u>157,190,000円</u>(税込) 工期:令和4年9月16日 ~ 令和5年3月24日 190日間
- カ 建設工事請負変更契約書(令和4年10月24日)
  - ・完成期間増日数 45日間(今回変更完成期限 令和5年5月8日) [変更指示書(令和4年10月12日)による指示内容]

(内訳)繰越承認に伴う標準工期不足日数(45日)の工期延長3

- キ 建設工事請負変更契約書(令和5年4月20日)
  - ·完成期限增日数 115 日間(今回変更完成期限 令和5年8月31日)
  - ・変更指示書(令和5年4月19日)

[主な変更理由]

施工上の制約等設計図書に示した施工条件と実際の工事現場との不一致に伴い施工 遅延が生じたことから、現契約での完成が困難なため工期を延長したい。

※本工事は、浮桟橋基礎を鋼管杭6本打設する計画であるが、施工途中(3本目打設) において、海底地盤の一部層で転石<sup>4</sup>に当たり貫入不能及び施工不良が生じたため、施 工方法等を検討の結果、当初計画の打撃工法に加え、鋼管杭中掘削工法<sup>5</sup>との併用作業 により進めているところである。

施工においては、打撃困難な層に当たった際に切り替え後、打撃を行う作業を繰り返すことから、作業効率の低下に伴い不測の日数を要するため、現契約工期を115日間延長したい。

- ク 建設工事請負変更契約書(令和5年8月28日)
  - ・請負契約金額増額 130,229,000 円(税込) ⇒ 変更以後 287,419,000 円 [主な変更理由]
  - ・本工事は、杭打ち船により鋼管杭を海底に打ち込む海上工事であり、工事に当たり多数 の漁船係留から狭い範囲での作業環境のため、地元牛根漁協の協力の下、漁船の係留ア ンカー等の移動調整により限られた範囲で工事を行っている。
  - ・当初、鋼管杭6本を油圧ハンマーによる打撃工法により設置のことから、2本目までは順調に進んでいたが、3本目の施工の際に杭の高止まりが生じ、地質調査で確認出来なかった固い層に当たり施工不能となったため、打設杭を利用した中掘り工法を追加しハンマー打設との併用作業により進めてきた。
  - ・順次作業を進める中、4本目施工の際に転石に当たり、高止まり及び杭心ズレが生じこのまま続行すると杭損傷の恐れがあり施工困難なことから、杭の打ち込みが可能な位置を探るため、掘削専用管を挿入して打設前の先行削孔工法を追加した。
  - ・結果、鋼管 6 本のうち 4 本が高止まりとなったことから、構造計算等照査の結果、杭の補強対策が必要であり、対策工法の設計に不測の日数を要することから、本工事の未施工実施に伴う手戻り6を回避するため、現段階の工事で精算したい。

参考:[重要な変更] ※変更額が当初設計額の 3 割以上または 2 千万円以上は<u>知</u> 事承認要

#### 【別途発注できない理由】

浮桟橋整備は、係留杭、浮体及び渡橋等から構成され、工事に当たっては発注業種が異

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 繰越承認とは、工期延長が次年度へ渡る場合、当該年度予算も合わせて次年度への繰越が必要であるため、当該年度 予算の繰越を県予算は県議会へ、国予算は財務局へ承認を得た後、次年度へ渡り工期延長が可能となる。

<sup>「</sup>転石」は元々の地層から離脱した岩石(礫)の総称

<sup>5</sup> 中掘り工法とは、杭の中空部にスパイラルオーガを通し、杭を建てこみながら、杭先端のオーガで地盤を掘削する工 注

<sup>6</sup> 作業工程で問題が発生し、前の段階に戻ってやり直すこと。

なり工事期間は数カ年を要することから、工事分割による計画である。

本工事は、浮桟橋の鋼管杭設置に当たり、工場製作による杭調達から現場打設までの発注工区であり、本工事で及ぼす以下の影響を考慮すると別途発注は困難である。

別途発注に際しては、本工事で打設可能な範囲まで工事を行い、新たに必要な補強対策について別途発注で対応したい。

#### 影響 1:漁業関係者

・漁港施設を利用する地元漁協から浮桟橋の早急な完成を待ち望まれるなか、工事期間中に 支障となる漁業船舶等を工事影響範囲外へ移動するなど調整していることから、別途発 注した場合、工事の期間延長に伴い浮桟橋の供用開始時期の遅れが生じるため、漁業関係 者へ多大な影響を及ぼす。(令和6年度完成)

#### 影響 2: 工事関係者

・本工事は工区分割に伴う先発工事であり、別途発注の杭頭連結工区、浮体制作・設置工区、 連結橋製作・設置工区など後発工事と関連するため、別途発注した場合、工事の遅れに伴い関連工事の工事中止が生じるため、工事関係者への多大な影響を及ぼす。

#### 影響 3:機材調達

- ・本工事で使用の杭打船は、在港調査により入手可能な県外から調達しているが、今後の所在をヒアリングの結果、他県で使用が見込まれており、別途発注した場合、必要な時期に確保できない可能性があり、また、再調達に多額の費用を要する。(本工事:佐賀県伊万里港約3千万円)
- ケ 変更支出負担行為票(決裁 令和5年8月28日)

なお、当工事の事業費年度別内訳は次のとおりであった。

区分	金額(円)
現年度(R4 通常)	62,870,000
繰明費(R4 通常)	139,665,780
現年度(R5 通常)	84,883,220
計	287,419,000

コ 着工前、完成写真(※上記のとおり、当該工事は補強工事までは完成していない。)





- サ 完成通知書(令和5年8月31日) 請負代金 287,419,000円
  - ・検査調書(令和5年9月11日)「<u>設計書図面及び仕様書に基づき施工されている</u>合格」

請負金額 287,419,000 円 ※検査員及び立会者の職氏名と押印有。

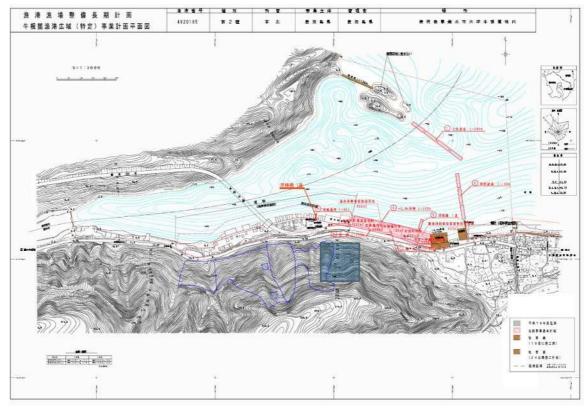
- ·週休2日実施証明書(令和5年9月11日)
- ·引渡書(令和5年9月11日)請負代金額287,419,000円
- ・工事目的物引受書(令和 5 年 9 月 11 日)建設総務課長、建設総務課長補佐の押印有
- ・登録内容確認書(工事実績)発行年月日 令和5年9月12日
- ・支出命令票 原本は、別途保管、支払日:令和5年9月29日(業者意向)
- ・支払確認表(作成日:令和5年9月13日) 明許・現年

#### ■牛根麓漁港往杳

工事の状況視察を令和6年11月14日実施

往查実施者:包括外部監查人 対応者:大隅地域振興局技術専門員、技術補佐

実施内容:牛根麓漁港の現状と今後の計画聴取、抽出工事の現場視察



【参考】現状の漁港漁場整備長期計画平面図

牛根麓漁港は、天然の地形を利用した漁港で管理者は、地元垂水市の管理を平成 18 年度から県管理に移行して現在に至っているが、漁港施設の不足から防波堤、岸壁、浮桟橋を新設しているところである。

県が管理する県内漁港の中で、<u>他漁港では築造した施設の延命化を目的とした整備が主流</u>となる一方、牛根麓漁港は施設整備が遅れていることから、他漁港と比較するとまだ若い漁港である。

漁港施設を利用する漁業従事者は、ブリ等の養殖業を中心に県外及び国外への輸出状況にあるが、防波堤の外郭施設の不足に伴う港内静穏度が確保されず、また岸壁等の係留施設の不足から船舶を沖合に停泊するなど、労働環境の非効率な状況から水産業の強化や輸出促進を図るため、施設整備を行っているところである。

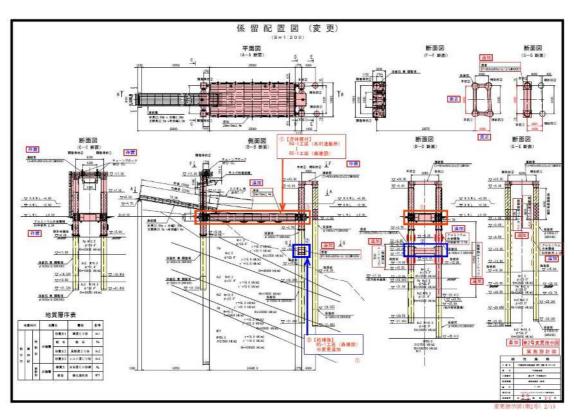
「現場視察時の R4-1、R4-2 工区工事状況」



※現場視察時に R4-2 工事の追加工事後の状況を 視察したが、左の写真のとおりであった。補強工 事は終了し、R4-1 工事として発注されていた浮 桟橋(海に浮かんでいる薄緑色の部分)も取り付 けられている。

※なお、工事は R5-1 工区の工事として進められており、完成はしていない。

## ■20241127 受領 [参考]係留配置図



#### [20241127 担当者に電話で聴取]

R4-1 工区 当初浮体製作と据付であったが、4-2 工区の補強工事が実施前で契約が終了 (代金は支払済) したため、R4-1 工区で予定されていた据付は実施されていない。

このため、事業供与時期との関係もあり、本庁とも協議の結果、R5-1 工区(浮桟橋 製作工(杭頭連結材・調整板(さや管))の契約内容変更で、4-1 工区の据付及び 4-2 工区の補強工事を実施している。

なお、令和 6 年 11 月 27 日現在では、<u>当該変更契約は内容を検討中であり作成はされていない。</u>また、R5-1 工区の工事は未だ完了していないことから、当初 R4-1、R4-2 で廃止された部分の検査調書等は作成されていないとの説明を受けた。

### 【意見 12-2】変更契約書の作成時期について

R5-1 工区に追加されたということのため、当初 R4-1、R4-2 で廃止された部分の検査調 書が作成されていないのは理解できるが、追加された補強工事は完了(前頁現場往査時の写真参照)している状況で、R5-1 工区の変更契約書が未だ作成されていないのは遅いのでは ないかと考える。

これについて、受注者への変更指示後の変更契約にあたっては、現場の進捗状況等を考慮して早期に変更契約を想定していたところあるが、予算の関係や変更に係る受注者との協議調整に期間を費やしている状況から遅れていることは認識している。

現在、R5-1 工区の変更設計にあたっては、予算等の関係の調整や発注者、受注者双方の協議、それに基づく変更設計等を進めており、早期の供用開始が出来るよう両者の協議、変更契約を急ぎたいとの説明を受けた。

- (6) 牛根麓漁港 水産流通基盤(特定)整備工事(<u>補正</u>R4-2 工区) 第 2 種漁港 大隅地域振興局
- ア 工事概要 ※設計作成事務チェックリスト (R元.7.1変更) 有
  - ·-3m岸壁 L=115m

基礎工 L=39.0m · 捨石 (10~100 kg) V=1,655 m · 捨石 (200 kg) V=170 m

・被覆ブロック据付 N=578 個

本体工 L=115m ・直立消波ブロック据付 N=79 個 ・底板方塊据付 N=5 個

・方塊据付 N=7個

- ・事業費 本工事費 196,719,600 円
- イ 入札状況 総合評価方式一般競争入札
  - · 受注工事量確認表 · 補正表添付有
  - ・7者のうち4者入札、1者は調査基準価格未満、2者が調査基準価格、1者がほぼ予定価格、評価値の差で調査基準価格入札した者が落札

※仮に入札価格が同額の場合は、常に評価値の高い者が落札することになる。

ウ 建設工事請負契約書(令和5年3月23日)

工期: 令和5年3月24日~11月13日 <u>235日間</u> 請負代金額 180,982,032円

エ 建設工事請負変更契約書(令和5年10月24日)

完成期間增日数 126 日間 変更完成期限:令和6年3月18日

#### 「主な変更理由」

- ・着工前測量の結果、設計図書に示した地盤線と実際の現場との不一致が生じたことから、着工前測量の結果に基づき変更したい。
- ・本工事は、岸壁新設を目的とするとともに、後発工事で実施する岸壁背後の用地造成 に伴う公有水面埋立に要する外郭確保であるが、当初設計で工事に必要な数量等が未 計上のため変更追加したい。
- ※<u>変更</u>内容に撤去工(終点部)、据付工(起点部)追加 ※<u>変更指示書に鉛筆で17百円</u> の増見込記載
- オ 建設工事請負変更契約書(令和6年2月29日)

請負代金額 17.502,880 円増額

変更後請負代金額 198,484,912 円

「主な変更理由」

○契約書第19条に係る変更

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、 設計図書を変更することができる。

- ・令和5年3月から適用する公共事業設計単価の改訂に伴う特例措置に基づき、契約時 点の最新単価に変更したい。(契約日:令和5年3月23日) 設計労務単価(単価適用日):令和5年1月15日⇒同年3月1日 R5.5.8付変更指示 書(第1号)
- ・本工事は、建設現場における担い手の確保・育成など労働環境改善を目的とした試行対象工事であることから、実施に伴う経費補正の変更をしたい。 経費補正:熱中症対策(真夏日 124 日)、快適トイレ設置(10.4 月) R5.5.8 付変更指示書(第1号)
- ○契約書第 18 条第 1 項 (4) に係る変更

設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事が一致しないこと。

- ・着工前測量の結果、設計図書に示した地盤線と実際の現場との不一致が生じたことから、着工前測量の結果に基づき変更したい。 R510.13 付変更指示書(第 2 号) ※3-2 の変更理由と同様
- ・本工事は、岸壁新設とともに、後発工事で実施する岸壁背後の用地造成(公有水面等埋立)に要する外郭を確保するものであるが、工事に必要な設計数量等が当初設計で未計上のため、変更により追加計上したい。 R510.13.付変更指示書(第2号)
- ※[主な変更理由]において、上記のとおり変更指示書の日付、号数等を付して変更の理由が記載してある。今回の監査資料において、他の理由記載においてはあまり見られない詳細な記載方法であるが、説明資料として有用であり、記載方法の参考例になるように考えるが、これについては、設計変更は各工事等内容により変更の有無を含めて様々であるが、本工事の場合、施工条件等の変更など工事の進捗状況により発生及び受注者との協議日が異なり、その度に変更指示を重ねながら工事の進捗から想定する変更要因等を見極めたうえで設計変更を行っている。

このため、変更請負額の増減は変更指示の度に想定していたものを最終変更の際に整理しただけのことで、変更指示回数等により記載も変わりますとの説明であった。

カ 完成通知書(令和6年3月18日)

請負代金額:198,484,912 円 工期:令和5年3月23日~令和6年3月18日361日

- ・検査調書(令和6年3月28)「設計書図面及び仕様書に基づき施工されている。合格」 ※検査員及び立会者の記名押印有。
- ・引渡書(令和6年3月28日)工事目的物引受書(決裁印、建設総務課長及び同課長 補佐の押印有)
- ・支出命<del>令票</del> 支払日:令和6年4月15日 業者意向 明許・現年
- ・登録内容確認書 (2024年3月29日)

工事概要 -3m岸壁L=115m、基礎工L=39.0m、本体工L=115m

#### キ 着工前・完成写真



(7) 請負 阿久根漁港 水産流通基盤(一般)整備工事(R5-1工区) 第3種漁港 北薩地域振 興局建設部河川港湾課

#### 工事概要

(金額単位:千円) 区分 内容等 工事名 阿久根漁港水産流通基盤(一般)整備工事(R5-1 工区)(合併) 工事場所 第 3 種漁港 阿久根市晴海町地内外 工事概要 水産流通基盤整備 -4.0m岸壁(改良) L=51.3m (上部工 L=15.3m、グラント・アンカー8本) 庇工 L=36.0m (·第5号県単補修 (防舷材 N=3 基 505-05-159) 事業費内訳:工事費 145,594 (本工事費 145,594) 国費 50%、県費 33%、負担金 17% 事業費 財源 ※県単は別途 3,000 入札方法 -般競争入札(地方自治法第 234 条の規定による。) 事業実施 阿久根(あくね)漁港(鹿児島県阿久根市) 計画 位 主な魚種:イワシ、アジ、サバ ・整搨(荷さばき)時の鳥獣の糞害等に対する衛生管理、日射や降雨による漁獲物の鮮度低下の改善が課題となっている。 本地区は、鹿児島県本土の北西部に位置し、 東シナ海の好漁場に恵まれた、県内屈指の漁港 として第3種漁港に指定されている。 また、県北の流通拠点漁港として、漁業及び水 産加工業は、阿久根市の基幹産業となっている。 ■事業の目的 本地区では、流通拠点漁港として多くの陸揚 げが行われているが、荷さばき所前岸壁以外の 岸壁は、屋根が整備されていないため、鳥獣の 養害や塩前日光等に対する衛生管理対策が課題 となっており、近年の消費者ニーズに的確に対応 した、安心・安全な水産物の供給に資すため、まき網船等の陸揚げが行われる荷さばき所前岸 壁について、屋根を整備することで衛生管理対策を推進する。 事業内容: ■キな事業量 -4.0m岸壁(改良) -4.0m岸壁(改良)。 新港地区 6.0m 岸壁 (改良) -6.0m岸壁(改良)。 L=180m (屋根設置) -5.0m岸壁(改良)、 用地 (改良) ■事業期間: H28~R7 ■事業主体: 應児島県

イ 執行伺い(決裁 令和5年9月5日)

設計書作成事務チェックリスト(令和 5 年 3 月 3 日制定版、担当者、精査者、総括精 査者の押印有)の添付あり

入札契約手続運営委員会会議録兼入札参加資格要件設定伺(令和5年9月11日) 本工事の入札参加資格要件について決定し、地域振興局長他会議出席者5人の押印有

#### エ 入札状況

- ・予定価格調書(令和5年9月6日) 予定価格 147,518,800 円(入札書比較価格 134,108,000 円)、調査基準価格の 100/110: 123,380,000 円、失格基準価格の 100/110:112,218,182 円
- ・一般競争入札公告(総合評価方式特別簡易型)(期間:9月19日~10月10日) 開札 10月 13日、総合評価に関する事項等があり、最低制限価格は設定されていない。
- ・入札契約手続運営委員会会議録兼総合評価方式技術評価点決定伺書(10 月 24 日)
- ·落札者決定通知書(令和5年10月25日)1者辞退、1者123,400,000円、1者123,375,000 円で入札、評価値により 124,400,000 で入札して業者が落札。 ※入札額では25,000円高い業者が評価値により落札しているのは、今回の監査におい

て資料閲覧した工事契約の中では唯一であった。

- ・総合評価式入札執行調書(10月13日)、入札執行調書(10月25日) ※記名押印に関する整理についての【意見】はまとめて記載する。
- オ 建設工事請負契約書(令和5年11月1日)

工期: 令和5年11月2日~令和6年3月25日 請負代金額: 135,740,000円

- カ 建設工事請負変更契約書(令和6年3月22日)
  - ・完成期間増日数 141 日間 (今回変更完成期限 令和6年8月13日)
  - ・ [工期延期届](令和6年2月27日)による理由及び指示内容 庇工の柱・トラス7において、令和5年12月15日に製作の発注を行い、特記仕様書に ある 230 日間の(令和 6 年 6 月 18 日まで)で完了予定でありましたが、原材料の入荷の 遅れにより製作期間(約2ヶ月)を要するため、141日間延長の286日間を請求いたし ます。

#### 【意見 12-3】工期延期の記載理由について

工期延期の主な理由に記載の製作期間が遅れるのは約60日(約2ヶ月)くらいとの記載 であるが、請求141日との差約80日間の理由も記載するのが適当である。

なお、これについては特記仕様書に記載がある標準工期の230日間を除く約2か月(286 日から230日を差し引いた56日間)の理由を記載していたとの説明を受けた。

- キ 建設工事請負変更契約書(令和6年6月18日)
  - ·請負代金額増額 25,354,000 円 (税込) ・変更後 161,094,000 円(税込)
  - · 完成期間増日数 48 日間 今回変更完成期間 令和6年9月30日 [設計概要]による変更内容 (水産流通基盤整備関連のみ記載)
    - ·-4m岸壁(改良) L=43.3m ⇒ L=51.3m (8m増)
    - L=15.3m ⇒ 変更なし ・上部工

f ラント アンカー 8 本  $\Rightarrow$  変更なし  $L=28.0\,\mathrm{m}$   $\Rightarrow$   $L=36.0\,\mathrm{m}$   $(8\,\mathrm{m}\,\dot{\mathrm{H}})$ 

※工事設計変更に関するチェックリスト (総括表) の添付有

# [主たる変更理由]

設計図書の変更

【庇工】庇工の屋根工及び鉄骨・トラス工をそれぞれ1スパン(8m)延伸し、事業促進 により荷揚作業時の作業環境の向上を図った。

【付属工】既設改良済み箇所の安全利用のため梯子を2箇所追加した。

条件等の変更

【付属工】着手前測量及び利用者との位置調整により数量を更正した。

【えい航】受注者からの協議により作業船が阿久根漁港を基地港とする作業船を使用 することからえい航費を廃止した。

・受注者の請求による工期の延長

庇工の柱・トラスの追加指示により施設利用に荷揚作業との調整により、現場施工の時 期に不測の日数を要するため受注者からの請求により 48 日間延長の 334 日間とし た。

・別途発注しない理由について

庇工の追加工事については、製作に3ヶ月程度を要するが別途発注工事とした場合、 設置工事に必要となる漁業の陸揚げ作業との調整による 9 月の設置までに間に合わ ないことから大幅な増額となるが本工事での変更処理とした。

※今回の契約変更による増額は25百万円と多額であるが、主要金額の増減、例えば 岸壁8m増、庇8m増、えい航費減の金額、また「大幅な増額」の概算額も記載し てあると分かりやすい。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup>トラス(英:Truss)は、三角形を基本単位としてその集合体で構成する構造形式。

- ク 完成通知書(令和6年9月30日) 請負代金:161,094,000円 工期 令和5年11月2日~令和6年9月30日 334 日間
  - 検査下命(令和6年10月4日)
  - ・検査調書(令和6年10月8日) 「設計図書に基づき施工されている 合格」 出来形等の金額 161,094,000 円 ※検査員及び立会者の記名押印有
  - ・工事成績通知書(項目別評定点)(令和6年10月8日)※(案)のみのため押印無
  - ・ 週休 2 日実施証明書 (令和 6 年 10 月 8 日) ※ (案) のみのため押印無
  - ·引渡書(令和6年10月8日)請負代金額161,<del>094,000円 決裁印、建設総務</del>課長他 4人の押印有

  - ・工事目的物引受書(令和 6 年 10 月 8 日) <u>※(案)のみのため押印無</u>・支出命令票(令和 6 年 10 月 8 日) 支払日:令和 6 年 11 月 15 日 ※他の工事では見られなかった「決裁日付印」のある写しが綴られている
  - · 支払確認表(作成日 令和6年<u>10月15日) 明許、現年 161,094,000</u>円

#### 【意見 12-4】完成書類(一部)の整備について

上記6に記載のとおり、工事成績通知書、週休2日実施証明書、工事目的物引渡書は (案)がファイルされていたが、他の振興局のように、(案)ではなく事業者に渡した原紙 (写)の添付が適当と思われる。

#### ケ 着工前及び完成写真



- (8) 委託 山川漁港 水産流通基盤(特定)整備測量設計委託 第3種漁港 南薩地域振興局 建設部河川港湾課
- 概要 -9m 岸壁(新設)
  - 測量業務:路線測量 L=20m、設計業務:基本設計、細部設計、実施設計 N=1 式 ・入札執行調書(令和4年9月22日)12者入札、2者最低制限価格未満で失格、3者最 低制限価格のため電子くじにより落札
  - 検査調書(令和5年9月7日) 令和 4 年 9 月 29 日~令和 5 年 8 月 31 日 ※検査員 記名押印有、立会者記名押印有 24.787.000 円
  - · 変更後業務委託料 24,787,000 円
  - ・支払確認表:令和5年9月19日作成 明許・現年
  - ・支出命令票の写しの添付なし(原本は、別途保管) 上記の設計図書等資料ファイル一式を閲覧した。
- (9) 請負 阿久根漁港 水産流通基盤(一般)整備工事(R4-1 工区) 第3種漁港 北薩地域振 興局建設部河川港湾課
- ア 工事概要 -4m 岸壁(改良)

上部工: L=15.3m、グラント アンカー 8本

庇工 : L=20.0m

- イ 総合評価方式入札執行調書(令和 4 年 9 月 28 日) <u>3 者辞退で落札者のみ入札</u>(見積) 書比較価格 83,363,000 円より 363,000 円低い 83,000,000 円で落札(税込 91,300,000 円) ※契約担当者記名で押印無、入札執行者記名で押印無、立会者記名も無(⑩印刷有) (押印廃止)
- ウ 建設工事請負契約書(令和4年10月18日)工期:令和4年10月19日~令和5年3月24日 157日 請負金額:91,300,000円
- 工 建設工事請負変更契約書(令和4年12月19日)

完成期間増日数 119 日間 変更後完成期限:令和 5 年 7 月 21 日 請負契約金額減額 2,818,000 円 ・変更後請負契約金額 88,482,000 円 [主たる変更理由]

- ・設計図書の変更: 防舷材・車止・縁金物・係船環の設置にあたり、漁業従事者の施設利用との調整で、配置検討の調製に時間を要するため、廃止したい。
- ・受注者の請求による工期の延長:近接工区との調整で(漁業従事者の荷揚げヤードを確保する)日数が不足するため工期を延伸したい。
- オ 建設工事請負変更契約書(令和5年6月2日)

請負契約金額<u>增額 4,498,000 円</u> ・変更後請負契約金額 <u>92,980,000 円</u> [変更理由]※設計額変更等資料(資料名称なし頁 2-0001)

・付属工設置において、漁業従事者の陸揚げ作業の施設利用との調整で配置が決定したことから今回の工事で追加し護岸利用の安全を図った。

#### [主たる変更理由]

- ・【付属工】漁業従事者の陸揚げ作業との調整が整い施設配置が決定したため、安全 利用の配慮から今回の工事に追加した。
- ・【構造物撤去等】測量結果及び施工実績に基づき数量を更正した。
- ・【えい航費】現場作業に使用した作業船の基地港が阿久根漁港のため廃止した。

#### 【意見 12-5】変更理由の記載について

今回の請負金額増額では内容的には増額と減額が発生していると推定されるが、主たる変更理由の記載においても、(設計概要では(前回)から(今回)が全く変更のない影響の少ない変更のため)項目ごとに内容と金額概要を記載しておくのが適当と思われる。

これについては、項目ごとの内容記載はしていたが、金額概要は記載していなかったと の説明を受けた。

- カ 検査調書 (令和 5 年 7 月 31 日) 令和 4 年 10 月 19 日~令和 5 年 7 月 21 日 <u>276 日</u> ※検査員 記名押印有、立会者記名押印有 92,980,000 円
- ・支出命令票(令和 5 年 7 月 31 日決裁)支払日:令和 5 年 8 月 28 日(業者支払希望)
- ・支払確認表:令和5年8月2日作成 明許・現年

#### 【意見 12-6】登録内容確認書について

登録内容確認書が綴られていないが、工事における最終登録確認のために綴っておくの が適当であると考える。

これについて、電子保存はしていたが、資料添付はしていなかったとの説明を受けた。

# <事業番号 13> 広域漁場整備事業(漁場開発係)

## 1 鹿児島県の漁場の概要

漁港とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の複合体で、その利用範囲に応じて農林水産大臣若しくは地方公共団体により指定されたものと漁港及び漁場の整備等に関する法律第2条(以下、漁港漁場整備法という。なお、同法第5条及び第6条も参照)で明確に定義されている。

これに対し、漁場については漁場法及び漁港漁場整備法において明確な定義はない。鹿児島県は、間接的ではあるものの、漁業とは水産動植物の採捕又は養殖の事業を指し(漁業法第2条)、沿岸漁場整備開発法第1条の"沿岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備及び開発"という文言を鑑み、漁場とは水産動植物の採捕又は養殖の事業を行うための基盤と認識している。

鹿児島県には、鹿児島海区、熊毛海区及び奄美大島海区の3つの海区があり、鹿児島海区はさらに鹿児島湾・大隅地区(錦江湾と大隅半島沖)とさつま地区(薩摩半島の東シナ海沖)の2つの地区に分けられる。直近では、令和5年6月に各海区における漁場が鹿児島県のホームページ」にて公表されている。広域漁場整備事業は、漁場の分類として①魚礁漁場、②増殖場、③養殖場の3分類をもって推進している(水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について第1. ク、ケ、コ)。

#### 2 魚礁の概要

魚礁には様々なものがあり、その類型や特徴をまとめると以下のようになる。鹿児島県は、地元 漁協の要望、設置予定箇所の地形や海象の条件を考慮して魚礁等の設計・企画を行っている。

#### (1)沈設漁場

水深にもよるが、主にマダイ、ヒラメ、ハタ類、ブリ類、アジ、サバ等が対象となる魚礁であり、 特徴は以下のとおりとなっている。

材	材質 型 費用 海域		海域	特徴	
コ	$\vee$	乱積み	1個当た	鹿児島県	・2~3メートルの立方体のブロック
ク	IJ	型	り 30 万円	内全ての	・安価で半永久的に魚礁としての効果が見込める
_	1		~70万円	海域で使	・また、複数ブロックを積み上げて施工するため、海域に応じて高
製				用	さ等を調整可能
					・機種や配置によっては網が引っ掛かりやすく、刺し網等の操業に
					支障がある
コ	$\langle$	組み立	1 基あた	鹿児島県	・高さ3~10メートル程度まで多様な形があるブロック
ク	IJ	て型	り 100 万	内の全て	・乱積みブロックと比べると設置時に形状が変わらないため操業し
_	1		円 ~ 500	の海域に	やすいと考えられる
製			万円程度	設置可能	・漁業者の間では蝟集状況と安定性の面で乱積みブロックに劣ると
					認識されている
					・あまり要望が無く、近年設置していない

<sup>1</sup> https://www.pref.kagoshima.jp/af05/reiwa5nenngyogyoukennkirikae.html

材質	型	費用	海域	特徴
鋼製	鋼製魚	1 基あた	鹿児島県	・高さ1~20メートルの鋼製
	礁	り 50 万円	内の全て	・ブリ類などの魚類は高さのある魚礁に蝟集するため、ブリ類を対
		~2,500 万	の海域に	象とする場合は高さを確保できる鋼製魚礁が要望されることが
		円	使用	多い

(鹿児島県の回答を監査人編集)

#### (2)浮魚礁

対象となる魚種は、主にカツオ、マグロ、シイラなどの表層の魚であり、特徴は以下のとおりとなっている。

種類	型	費用	海域	特徵
表層型浮	完全表層	1基あたり3	さつま、奄美	・常に海面に浮いているため、見つけやすく操業しや
魚礁	型浮魚礁	億円	海域	すい
				・主な漁法は引き縄
表層型浮	浮沈式浮	1基あたり1.5	さつま、熊	・潮が速い時は沈み、遅い時は浮く
魚礁	魚礁	億円	毛、奄美海域	・完全表層型と比べて安価であるが、視認性に欠ける
				ためレーダー等の機器の性能が低いと操業しにく
				<i>γ</i> γ
				・主な漁法は引き縄
中層型浮	_	1基あたり	奄美海域	・主に海中にあるため、レーダー機器を備えていない
魚礁		6,000 万円程		と操業できない
		度		・表層型に比べると蝟集状況がよくない
				・主な漁法は引き縄

(鹿児島県の回答を監査人編集)

#### (3) 增殖礁(増殖場)

稚魚期等の隠れ家として機能し、主に対象生物の増殖を目的としている。対象となるのは、イセエビ、マダイ、ヒラメなどの稚魚であり、特徴は以下のとおりとなっている。

種類	型	費用	海域	特徴
増殖礁	_	1基あたり 70	要望があれ	・間隙サイズが多様で、様々なサイズのイセエビの住
		万円~150 万	ば、鹿児島県	処になりうる形状をしている
		円(イセエビ	内の全ての	・水深 20 メートルより浅い場所に設置し、禁漁期間
		礁)	海域で使用	を長く設定することで生物の増殖を図る
			可能	・高さ 1~1.3m、幅 4~4.5mの円形や直方体の魚礁
				などがある

(鹿児島県の回答を監査人編集)

# 3 広域漁場整備事業について

#### (1) 広域漁場整備事業の概要

広域漁場整備事業は、魚礁設置による広域的な漁場整備を行い、水産資源や漁業生産量の維持及 び増大と漁業経営の安定を図ることを目的とし、鹿児島県の沖合域を中心に広域的な漁場施設の整 備を行う事業である。具体的には、浮魚礁を含む魚礁や増殖礁の整備並びに消波堤の整備を行っている。

鹿児島県のホームページで、広域漁場整備事業の各海区における計画のあらましが水産環境整備 事業として公表されている<sup>2</sup>。

〔各海区における広域漁場整備事業(水産環境整備事業)計画のあらまし〕

海区	地区	事業実施期間	主な施設
鹿児島	さつま	平成30年度から令和7年度	養殖場・増殖場・中層浮魚礁(引揚)
鹿児島	鹿児島湾・大隅	令和4年度から令和8年度	魚礁・増殖場
熊毛	熊毛	令和4年度から令和8年度	魚礁・増殖場
奄美	奄美	令和5年度から令和11年度	魚礁・中層浮魚礁・表層浮魚礁

(鹿児島県ホームページ公表物より監査人編集)

令和5年3月8日に開催された鹿児島県議会予算特別委員会会議録によると、養殖場に浮き消波 堤を整備し新たな静穏域を確保することによる生産性の向上及び魚礁の整備で集魚効果が見込まれ ることによる水産資源の維持増大や漁場探索時間の短縮による燃料費の削減等の漁業経営の改善が 目指す効果として挙げられている。

### (2) 広域漁場整備事業の令和5年度の状況

令和5年度における事務事業の実績は以下のとおりとなっている。

〔令和5年度の広域漁場整備事業の実績〕

(単位:千円)

		事業計画費		残額			
海区	地区	令和4年度 から繰越	令和5年度新規	令和5年度精算	不用額	令和6年度へ 繰越	工事内容
		165,668		165,668	_	-	消波堤改良1か所、 浮魚礁、増殖礁
鹿児島	さつま	_	209,650	117,056	_	92,594	消波堤改良1か所、 浮魚礁、増殖礁
	さつま	459,948	_	459,948	_	_	浮消波堤
鹿児島	(幣串)		476,000	99,054	_	376,946	浮消波堤
南田白	鹿児島	35,420	_	35,420	_	_	増殖礁、魚礁
鹿児島	湾・大隅	_	130,000	49,900	-	80,100	増殖礁、魚礁
能工	能工	38,468	-	38,468	-	_	魚礁
熊毛	熊毛	_	60,000	50,436	_	9,564	魚礁
奄美	奄美	112,334	_	88,421	23,912	_	浮魚礁、魚礁
电天	电天		330,000	128,800	_	201,200	浮魚礁、魚礁
事務費	_	5,082		4,644	437		_
			45,786	41,995	189	3,601	_
合計		816,920	1,251,436	1,279,811	24,539	764,005	

(令和6年度定期監査調書から監査人編集)

上表の事業費の負担割合は、国が50%、鹿児島県が40%、その他10%となっている(水産基盤

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> https://www.pref.kagoshima.jp/af06/mieruka/miaruka.html

整備事業補助金交付要綱付表、漁港漁場法第4条第1項第2号、同施行令第4条)。

また、漁業者の要望に沿って実施する整備事業とはいえ、工事区域の漁業者の繁忙期には、その作業を阻害することのないように工事を控える措置を講じており、繰越が発生しやすい状況にある(令和5年9月26日鹿児島県議会令和5年産業経済委員会会議録)。上表を見る限り、いずれの地区においても2か年以内に完工しており、長期に渡り停滞している工事は見受けられなかった。

奄美地区の令和4年度からの繰越工事で発生した 23 百万円の不用額については、通常、広域漁場整備事業においては入札の差額等により残額が生じるため、それを繰り越して次の工事で使用することで不用額が生じないようにしているが、当該工事については、令和5年度から新規計画に移り、旧計画の予算の繰越ができなかったことによるものである。

### (3) 広域漁場整備事業の主な事務の流れ

広域漁場整備事業の主な事務のうち、国と県の担当は以下のとおりである。

〔広域漁場整備事業の主な業務〕

主な業務内容	担当	適用法令及びマニュアル等
各地区の広域漁場整備事業 業(水産環境整備事業)計 画の策定	鹿児島県漁港漁場課漁場開発係	<ul><li>・漁港及び漁場の整備等に関する法律</li><li>・水産物供給基盤整備事業等実施要領</li><li>・鹿児島県事務処理規則別表第6漁港漁場課7(2)(部長決裁)</li></ul>
上記計画に基づく、箇所指 定 (工区割)及び詳細設計 (設計業務委託入札)	鹿児島県漁港漁場課漁場開発係	<ul><li>・地方自治法施行令</li><li>・鹿児島県契約規則</li><li>・鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱</li><li>・鹿児島県建設工事指名競争入札参加者等の指名基準に関する要綱</li></ul>
魚礁等の製作及び設置 (請 負入札含む)	鹿児島県漁港漁場課漁場開発係	<ul><li>・地方自治法施行令</li><li>・鹿児島県契約規則</li><li>・鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱</li><li>・鹿児島県建設工事指名競争入札参加者等の指名基準に関する要綱</li></ul>
魚礁等の完成検査	鹿児島県漁港漁場課 漁場開発係	・地方自治法 ・鹿児島県工事検査規程
完成魚礁等の公有財産登 録	鹿児島県漁港漁場課 漁場開発係	・鹿児島県公有財産管理規則 ・鹿児島県事務処理規則別表第2.6 (課長決裁)
完成魚礁等の公会計用固 定資産台帳への登録及び 減価償却	鹿児島県総務部財政課	・統一的な基準による地方公会計マニュアル(総務省)
事業の事後評価	水産庁 鹿児島県水産技術センタ ー	<ul><li>・行政機関が行う政策の評価に関する法律</li><li>・水産物供給基盤整備事業等実施要領</li><li>・水産関係公共事業の事業評価実施要領</li></ul>

(監査人作成)

鹿児島県担当者の説明によると、入札に先立って行われる設計額(積算額)の算出は、鹿児島県 土木部及び国の積算基準に基づいた積算ソフトを用いて実施し、鹿児島県の担当者、精査者及び総 括精査者の3者によりその算出結果を精査している。 積算単価は、原則として鹿児島県土木部の公共事業設計単価表並びに建設物価及び積算資料等の価格刊行物を基礎として算定し、これらに記載がないものは複数者から見積りを取り寄せることで算定している。工事ごとに積算単価根拠表を作成し、積算単価の検証ができるようになっている。なお、積算単価の採用順位は優先順位が高い順に、公共事業設計単価表、価格刊行物(建設物価及び積算資料)の平均、特別見積又は見積となっている。

後述する今回の監査で抽出した工事4件について、積算に関する不備は検出されなかった。

# 4 令和5年度に実施した工事

### (1) 令和4年度からの繰越工事

令和5年度に実施した広域漁場整備事業のうち、令和4年度からの繰越工事は8件である。入札は全て一般競争入札(地方自治法第234条)又は指名競争入札(地方自治法第234条、同施行令第167条)によって実施されており、随意契約(地方自治法第234条、同施行令第167条の2)によるものは存在しなかった。

今回の包括外部監査では、そのうち3工事を検討対象として抽出した。

# (2) 令和5年度に着工した工事

令和5年度に着工した工事は13件である。入札は全て一般競争入札(地方自治法第234条)又は指名競争入札(地方自治法第234条、同施行令第167条)によって実施されており、随意契約(地方自治法第234条、同施行令第167条の2)によるものは存在しなかった。

今回の包括外部監査では、そのうち1工事を検討対象として抽出した。

### 5 公有財産管理

工事完了した魚礁等は鹿児島県工事検査規程に則り検収されるが、工事完了時点では魚礁等は海中に設置され目視できない場合がほとんどであるためどのように検査するかが問題となる。

この点、鹿児島県の回答は、沈設前の中間検査において、陸上で完成した魚礁を検査官が現場で確認するとのことであった。さらに、魚礁の沈設時は、鹿児島県職員が沈設の現場立会又はリモート(遠隔臨場)で沈設状況を確認し、完成検査は漁港漁場課執務室内で施工業者と対面で書類、写真等で最終確認を行うことであった。

これらの完成検査が終了し合格すると、鹿児島県が所有権を有し県の公有財産として公有財産台帳に記録される(鹿児島県公有財産管理規則第17条)。海面に常時浮上している表層型浮漁礁については、公有財産管理台帳に記載し、鹿児島県漁港漁場課管理係が管理を行っているとのことであった。常に海中に水没している沈設魚礁については、公有財産の定義に該当しないことから(地方自治法第238条第1項第2号類推)、当該台帳への記録は行わず、魚礁台帳に記録し鹿児島県漁港漁場課漁場開発係で管理している。

# 6 事業評価

すべての工区について、鹿児島県は、水産物供給基盤整備事業等実施要領及び水産関係公共事業

の事後評価実施要領に基づき、水産庁に事業実施に関する報告3を行っている。その他、鹿児島県水産技術開発センター4や魚礁メーカーによる ROV5調査、各地区での人工魚礁管理運営協議会での意見交換、魚礁利用実績の報告などを踏まえ、事業評価を行っている。水産庁、鹿児島県ともに事業評価の着眼点は費用対効果である。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は発見されなかった。

# 7 その他(廃船等を再利用した魚礁の設置)

令和3年3月に発表された鹿児島県水産振興基本計画1ページと18ページにおいて、SDGsへの取組が重要であり、当該計画では特に「14海の豊かさを守ろう」が例として挙がっている。他方、SDGsにはこれ以外にも「12つくる責任つかう責任」があり、これにはReuseが含まれる。さらに、水産庁は平成26年に「FRP沈没船魚礁化ガイドライン」を公表し、廃船や廃材の魚礁への転換を推奨しているように見受けられる。

このような情勢の中で、魚礁を設置する際に廃船や廃材を再利用することは、一から魚礁を製作・ 設置する場合と比べて費用や効果等の面で実務上どのような影響があるのか、鹿児島県内での実用 可能性も含め鹿児島県担当者に解説をお願いしたところ、以下のとおりであった。

沈船の魚礁化にあたり、魚礁としての効果が担保されること、水質の汚濁の防止等に十分配慮することが必要となり、下記(1)~(3)の条件が必要です。

- (1)油濁による魚介類の被害発生を未然に防止するため、エンジン、油タンク等の除去又は油ぬきを行うこと。
- (2) 浮遊物の発生防止及び安全操業を図るため、甲板上の構築物の除去を行うこと。
- (3) 設置後の船体の浮上や移動を未然に防止するため、必要な処置を講ずること。

上記のコストと、新規ブロック製作のコストを精査することになりますが、(3) 船体の浮上や移動を防止するためには、重りとしてのコンクリート敷設や個別の安定計算(海底で移動しない計算)のコストが必要です。なお、本県では、過去 20 年以上、廃船魚礁事業は行われておりません。

費用対効果の観点から適切に検討している様子が伺われた。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は発見されなかった。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 事業評価の結果:水産庁 (maff.go.jp)

https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/assess/hyouka/koukyou\_index.html

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 鹿児島県水産技術開発センター機関誌「事業報告書」(suigi.jp)

https://kagoshima.suigi.jp/jigyouhoukoku/

資源管理部「沿岸・近海漁業資源調査-Ⅱ(漁場環境調査:魚礁調査)」

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> Remotely Operated Vehicle(遠隔操作無人探査機)

# 8 抽出した工事の検討

# 8-1 請負 さつま地区水産環境整備工事(幣串R4-1 工区)

# (1)事業の概要

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
事	業名	さつま地区水産環境整備 工事(幣串 R4-1 工区)	主な工事内容	・浮消波提			
本	土区分	玉	鹿児島県	市町村			
財源	負担割合	5/10	4 / 10	1/10			

(令和5年度水産業振興施策の概要他、鹿児島県提出資料より監査人作成)

本件工事の浮消波堤を設置し、既存の消波施設を延伸することで、幣串漁港の養殖場を防護することができるようになる。

### (2) 事業及び事務の経緯等

日付	処理	事務の <b>於桿寺</b>   内容				
令和4年						
8月31日	決裁	●工事の執行について				
		さつま地区水産環境整備工事(幣串 R4-1 工区)を以下のとおり執行を決裁				
		・浮消波堤1式(本係留1式、アンカーブロック製作・据付4個及びアンカーチェーン4連)				
		・設計金額は税込 162,946 千円				
		○入札事務チェックリスト				
		工事名がさつま地区水産環境整備工事(幣串 R4-1 工区)であること、入札方法が一般入				
		札の総合評価方式で発注業種が土木一式(海上工事)であること、設計額が税込 162,946 千				
		円であること等について、執行伺い起案時、精査後、起工時、予定価格作成時、公告・指名				
		通知文作成・決裁時等全7回の機会に適切な確認者による確認が行われていた。				
		○設計書作成事務チェックリスト				
		工期、設計図面、設計書及び単価等の各項目について担当者、精査者及び総括精査者によ				
		るチェックの証跡と押印あり。				
		○指名選定等チェックリスト				
		(α) 入札参加資格に関し、資格要件設計から入契委員会に至るまでのチェックリスト。				
10月13日	開札	工務係長の押印をはじめ、一切の確認証跡がなかった。				
10/113 [	Mile	○入札執行調書   本件工事の一般競争入札は電子入札により行われ、開札時の記録は以下のとおり				
		なお、予定価格は 148,133 千円 (税込 162,946 千円) に、調査基準価格は 136,282 千円 (税 140,010 エ四) に、				
		込 149,910 千円)に、失格基準価格は 122,121 千円(税込 134,333 千円)にそれぞれ設定されていた。 V A 建設 (時間息末): 136,292 壬田(発出), V B 紀 (時間息末): 136,292 壬田(経), V B 紀 (長), V B 紀 (長)				
		れていた。・YA建設(鹿児島市): 136,282 千円(税抜)・YB組(鹿児島市): 136,282 千円				
		(税抜)・Y C建設 (鹿児島市): 136,282 千円 (税抜)・Y D建設 (鹿屋市): 辞退・Y E社 (鹿児島市): 辞退				
		元局印)・辞返   3者が同額での入札であった。そのうち2者が技術評価点を基にした評価値も同率1位の				
		ため、当該2者による抽選が行われ、YB組が優先順位1位、YA建設が同2位				
11月2日	契約					
11/12 []	<i>∞</i> n₁	□ ○工事請負契約書及び支出負担行為 本件工事の落札者YB組と鹿児島県知事の間で請負金額 149,910 千円(税込)、工期を令				
		本件工事の洛化省 Y B祖と鹿児島県和事の間で請貝金額 149,910 十円 (枕込)、工期を守和4年11月3日から令和5年3月24日の142日間とする建設工事請負契約を締結				
11月21日	請求					
12月5日	支払	○請求書(前払金)及び保証証書(前払金保証) Y B 組からの前払金 59,900 千円の請求				
	XIA	○支出命令 YB組に対し、前払金59,900 千円を支払った。				
令和5年						

日付	処理	内容				
3月3日	変更	●工事設計変更指示				
		受注者に対し、設計変更及び工期延期を変更指示書(第1号)にて指示				
		・浮体本係留後、付近を航行する漁船等の安全を確保するため標識灯の追加				
		・浮体本係留時に作業船、定期船及び漁船が輻輳することによる接触事故防止のため安全監視				
		船の追加				
3月17日	契約	●さつま地区水産環境整備工事(幣串 R4-1 工区)に係る建設工事請負変更契約				
		・県議会で本件工事の繰越明許承認が得られた(令和4年度第4回県議会定例会議案第81号				
		第2表)ことから、令和5年7月 10 日まで工期を 108 日延長				
		延長事由は変更指示(第1号)のとおり				
3月22日	変更	●工事設計変更指示				
		以下に掲げる事項につき、受注者に対し、変更指示				
		・当初積算で計上していた週休2日補正を廃止				
		・当初積算時の在港調査の結果から宮崎港からの回航を予定していた作業船が他工事に従事し				
		ていたことによる変更。「港湾漁港事業における回航・えい航費の積算について」(港湾空港				
		課長と漁港漁場課長連名、令和4年3月31日通知)に則り、受注者からの代替案と当時の在				
		港調査結果から導出された案を、経済的観点から比較衡量した結果、受注者からの代替案(西				
		之表港〜米ノ津港〜名瀬港)を採用				
3月31日	繰越	●繰越支出負担行為				
		請負金額 149,910 千円から前払金 59,900 千円を控除した 90,010 千円の繰越について決裁				
5月26日	契約	●さつま地区水産環境整備工事(幣串 R4-1 工区)に係る工事請負変更契約締結				
		さつま地区水産環境整備工事(幣串 R4-1 工区)の請負金額を 149,910 千円から 156,550 千円				
		に増額することについて、受注者との間で変更契約を締結				
		●支出負担行為額を 90,010 千円から 96,650 千円に変更				
5月26日	通知	○完成通知書				
		YB組から鹿児島県知事宛の文書。さつま地区水産環境整備工事(幣串 R4-1 工区)が令				
		和5年5月26日をもって完成したことを工事請負契約書第32条第1項に基づき通知				
6月30日	請求	○請求書(完成代金)				
		Y B組から鹿児島県知事宛の文書。さつま地区水産環境整備工事(幣串 R4-1 工区)の請				
		負代金 156,550 千円から前払金 59,900 千円を控除した残額 96,650 千円の請求				
8月8日	支払	○支出命令				
		YB組に対し、さつま地区水産環境整備工事(幣串 R4-1 工区)の請負代金 156,550 千円				
		から前払金 59,900 千円を控除した残額 96,650 千円を支払った。				

(出処:さつま地区水産環境整備工事 (幣串 R4-1 工区) ファイル一式)

上記事項の決裁等の手続きは規定等に基づき適切に行われていることを確認した。

幣串における一連の水産環境整備事業は令和6年度まで続くため、全ての工事が完了してから台 帳整理する予定とのことであった。

# ア. 下線 $(\alpha)$ 、指名選定等チェックリスト

当該チェックリストは令和5年3月3日に鹿児島県土木部監理課長から県の関係機関に向けて発出された「入札事務確認に係るフローとチェックリストの変更について(通知)」に基づくものである。したがって、法令やマニュアル等により当該チェックリストの使用が義務付けられているものではないが、入札事務誤りの防止と入札事務確認作業の効率化に資するものであることから、当該通知において、その使用が推奨されている。

# 【意見 13-1】入札事務チェックリスト及び指名選定等チェックリストの運用について

広域漁場整備事業において今回抽出した工事のうち、入札事務チェックリスト又は指名選定等チェックリストが未完了のまま或いは一切使用されていない状態で保管されていた。ただし、結果として入札事務の誤りは検出されていない。この点、正確な入札事務手続きが漁港漁場課職員の間で周知徹底され、浸透していることが推定される。

しかしながら、元々有効性が認められ導入された経緯があると思われるので、その使用方法・管理方法を再確認し、有効な資料管理に役立つように統一的な取扱いが適当と考える。

### (3) 設計の変遷等

事業区分	当初設計	当初金額	完成時設計	完成時金額
浮消波堤	浮消波堤1式	42,333 千円	浮消波堤1式	50,351 千円
工事	・本係留1式		・本係留1式	
			・標識灯1基	
	浮消波堤1式	107,576 千円	浮消波堤1式	106,199 千円
	・アンカーブロック製作・据付		・アンカーブロック製作・据付4	
	4個		個	
	・アンカーチェーン4連		・アンカーチェーン4連	
合計		149,910 千円	合計	156,550 千円

(出処:さつま地区水産環境整備工事(幣串 R4-1 工区)ファイル一式)

本件工事により設置した浮消波堤付近の安全確保のために標識灯の追加を追加したことによる増額であり、異常な点は検出されなかった。

# 8-2 請負 さつま地区水産環境整備工事(幣串R4-2工区)

### (1) 事業の概要

(1) 1/2/(1/2/1/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2						
事業名	さつま地区水産環境整備 工事(幣串 R4-2 工区)	主な工事内容	・浮消波提			
本土区分	玉	鹿児島県	市町村			
財源負担割合	5/10	4/10	1/10			

(令和5年度水産業振興施策の概要他、鹿児島県提出資料より監査人作成)

本件工事の浮消波堤を設置し、既存の消波施設を延伸することで、幣串漁港の養殖場を防護することができるようになる。

### (2) 事業及び事務の経緯等

日付	処理	内容				
令和5年						
3月15日	決裁	●工事の執行について				
		さつま地区水産環境整備工事(幣串 R4-2 工区)を以下のとおり執行を決裁				
		・浮消波堤1式(製作・回航・本係留一式):鋼構造物は浮消波堤及び浮桟橋に係る鋼製浮体を				
		いう。				
		· 設計金額は税込 357,098 千円				
		○入札事務チェックリスト				
		工事名がさつま地区水産環境整備工事(幣串 R4-2 工区)であること、入札方法が一般入				
		札の価格競争方式で発注業種が鋼構造物工事(海上工事)であること等について、執行伺い				
		起案時、精査後、起工時、予定価格作成時、公告・指名通知文作成・決裁時等全7回の機会				

日付	処理	内容				
		に適切な確認者による確認を行う様式であるが、 <u>(β) 工事事務起案回覧時(3番目の機会)</u>				
		以降公告指名通知文作成決裁(最終機会)まで記入者及び確認者による証跡が無かった。				
		○設計書作成事務チェックリスト				
		工期、設計図面、設計書及び単価等の各項目について担当者、精査者及び総括精査者によ				
		るチェックの証跡と押印あり。				
		○指名選定等チェックリスト				
		入札参加資格に関し、資格要件設計から入契委員会に至るまでのチェックリスト。鹿児島				
		県漁港漁場課建設係長の確認証跡と押印があった。				
3月16日	入札	●商工労働水産部入札契約手続運営委員会会議録兼入札参加資格要件設定伺書				
		総合評価方式一般競争入札に依らない理由は、鋼構造物工事(鋼製浮体)は総合評価方式				
		(特別簡易型)の対象外であるため。				
4月26日	開札	○入札執行調書				
		本件工事の一般競争入札は電子入札により行われ、開札時の記録は以下のとおり				
		なお、予定価格は 324,530 千円 (税込 357,098 千円) に、最低制限価格は 298,664 千円 (税				
		込 328,530 千円)に設定				
		・XA建設(福岡市): 298,664 千円(税抜)・XB社(福岡市): 298,664 千円(税抜)				
		2者が同額での入札であったため抽選が行われ、XA建設が優先順位1位、XB社が同2位				
5月18日	契約	●さつま地区水産環境整備工事(幣串 R4-2 工区)に係る支出負担行為及び契約の締結				
		さつま地区水産環境整備工事(幣串 R4-2 工区)の落札者たる X A 建設との間で、請負金				
		額を 328,530 千円(税込)、工期を令和 5 年 5 月 19 日~令和 6 年 2 月 27 日とする工事請負				
		契約を締結				
7月11日	請求	○請求書(前払金)及び保証証書(前払金保証)				
		X A 建設から請負金額 328,530 千円(税込)のうち、131,140 千円を前払金として請求				
7月24日	支払	●支出命令				
		X A 建設との間で合意した請負金額 328,530 千円(税込)のうち、131,140 千円を前払金				
A 5- 1 F		として支払った。				
令和6年	74 🖂					
1月10日	延長	●工事設計変更指示				
		浮体据付時期について、地元漁協組合と協議した結果、令和6年3月以降に据付作業をし				
		てほしいと要望があったため、工期を27日延長し、完工日を令和6年3月25日にすること				
	dert 6.1	を決裁し、指示				
	契約	●さつま地区水産環境整備工事(幣串 R4-2 工区)に係る建設工事請負変更契約書の締結				
		XA建設と鹿児島県知事の間で、工期を27日延長し、完成予定日を令和6年2月27日か				
0.00	-	ら同年3月25日に変更する工事請負変更契約を締結				
2月15日	変更	●工事設計変更指示				
		以下に掲げる事項につき、受注者に対し、変更指示				
		・本件工事の浮体構造は、横水密隔壁と縦水密隔壁に隔たれた2種類(長さ7.8m幅 6.05m高				
		さ3.2mのブロックA及び長さ28m幅6.05m高さ3.2mのブロックB)計6つのブロックから				
		構成されるが、ブロックBは大きさの割に端に一つしかマンホールが無く、マンホールから離				
		れた箇所の換気が十分に行えず施工時の安全に支障をきたす恐れがある。また、供用後の鋼殻				
		内部の定期点検時にも、換気不良により安全に支障をきたす恐れがあることから、各鋼材の数				
		量を変更する。なお、酸素欠乏等防止規則及び労働安全衛生法施行令を意識した設計変更				
		・本件工事で使用予定の作業船が他工事に従事していることが判明したことにより、当初宮崎				
		~現場往復で積算していた回航費を鹿児島~現場の復路のみの回航費に変更。本件工事直前は				
		隣接工区作業に従事しており、往路の回航費は発生しない。「港湾漁港事業における回航・えい				

処理	内容				
	航費の積算について」(港湾空港課長と漁港漁場課長連名、令和4年3月31日通知)に基づき				
	回航費の経済比較を行っている。				
	・安全監視船運転費を当初0日から4日分追加計上				
変更	●工事の変更				
	さつま地区水産環境整備工事(幣串 R4-2 工区)を以下のとおり変更				
	・マンホール増設に伴う各鋼材の数量変更				
	・作業船の回航費の変更				
	・上記変更により、設計金額を当初の税込 357,098 千円から 1,736 千円増額し、税込 358,835				
	千円に変更				
契約	●さつま地区水産環境整備工事(幣串 R4-2 工区)に係る建設工事請負変更契約書の締結及び				
	支出負担行為				
	XA建設と鹿児島県知事の間で、請負金額を1,597 千円増額し、税込330,128 千円に変更				
	する工事請負変更契約を締結、支出負担行為				
	当初請負金額は令和4年度からの明許繰越、今回の増額分は令和5年度予算から執行した				
	ため増額分のみを決裁				
通知	○完成通知書				
	X A 建設から鹿児島県知事宛の文書。さつま地区水産環境整備工事(幣串 R4-2 工区)が				
	令和6年3月18日をもって完成したことを工事請負契約書第32条第1項に基づき通知				
請求	○請求書(完成代金)				
	X A 建設から請負金額 330,128 千円(税込)のうち、前払金として支払済みの 131,140 千円を				
	控除した残額 198,718 千円の請求				
支払	●支出命令				
	XA建設との間で合意した請負金額328,530千円(税込)のうち、前払金として支払った				
	131,140 千円を控除した残額 198,718 千円について、令和4年度明許繰越分 197,120 千円及				
	び令和5年度分1,597千円の支出命令票により決裁し、支払われた。				
	変更契約 通知 請求				

(出処:さつま地区水産環境整備工事(幣串R4-2工区)ファイル一式)

上記事項の決裁等の手続きは規定等に基づき適切に行われていることを確認した。

幣串における一連の水産環境整備事業は令和6年度まで続くため、全ての工事が完了してから台 帳整理する予定とのことであった。

# ア. 下線 $(\beta)$ 、入札事務チェックリスト

既述した「8-1 請負 さつま地区水産環境整備工事 (幣串 R4-1 工区)」中の (2) ア. 「下線  $(\alpha)$ 、指名選定等チェックリスト」を参照されたい。また、本件工事についても「【意見 13-1】入 札事務チェックリスト及び指名選定等チェックリストの運用について」と同意見を付す。

# (3) 設計の変遷等

事業区分	当初設計	当初金額	完成時設計	完成時金額
浮消波堤	浮消波堤1式	328,530 千円	浮消波堤1式	330,128 千円
工事	・浮消波堤製作及び回航		・浮消波堤製作及び回航	
	・本係留1式		・本係留1式	
습計		328,530 千円	合計	330,128 千円

(出処:さつま地区水産環境整備工事(幣串R4-2工区)ファイル一式)

主な請負金額の変動要因は、現場工事において、作業船の往路に係る回航費が発生しなかったことによる減額があったものの、工場製作(現場製作の積算の一部)の部品費が、換気確保用マンホ

ール追加に伴う見直しにより、グレーチング等高単価の部品の使用を軒並み追加せざるを得なかったことによる増額が上回ったためである。

# 8-3 請負 奄美地区水産環境整備工事(R4-1工区)

# (1)事業の概要

事業名	奄美地区水産環境整備工 事(R4-1 工区)	主な工事内容	・表層型浮魚礁
奄美区分	玉	鹿児島県	市町村
財源負担割合	5/10	5/10	_

(令和5年度水産業振興施策の概要他、鹿児島県提出資料より監査人作成)

事業計画説明書に、新たな魚礁漁場を造成し、漁業の生産性の向上と漁家経営の安定化を図ることが目的として掲げられている。

# (2) 事業及び事務の経緯等

日付	処理	→ 内容 内容		
令和4年				
6月28日	決裁	●事業の執行について		
		奄美地区水産環境整備工事(R4-1 工区)を以下のとおり執行することを決裁		
		・表層型浮魚礁の製作及び設置1基		
		・設計金額は税込 193,086 千円		
		○入札事務チェックリスト		
		工事名が奄美地区水産環境整備工事 (R4-1 工区) であること、入札方法が一般入札の総合		
		評価方式で発注業種が土木工事一式(海上工事)であること及び設計額が税込 193,086 千円		
		であること等について、執行伺い起案時、精査後、起工時、予定価格作成時、公告・指名通		
		知文作成・決裁時等全7回の機会に適切な確認者による確認が行われる様式であるが、 (γ)		
		工事事務起案回覧時(3番目の機会)以降公告指名通知文作成決裁(最終機会)まで確認者		
		による証跡が無かった。		
		○設計書作成事務チェックリスト		
		工期、設計図面、設計書及び単価等の各項目について担当者、精査者及び総括精査者によ		
		るチェックの証跡と押印あり。		
		○指名選定等チェックリスト		
		(8)入札参加資格に関し、資格要件設計から入契委員会に至るまでのチェックリスト。 工務係長の押印をはじめ、一切の確認証跡がなかった。		
7月4日	入札	●商工労働水産部入札契約手続運営委員会会議録兼入札参加資格要件設定伺書		
		総合評価方式(特別簡易型)の評価項目中、同種工事とはブロック等据付工事を指し、同		
		一発注業種とは土木工事一式を指すこと等が確認されていた。		
8月10日	開札	○総合評価方式入札執行調書		
		本件工事の一般競争入札は電子入札により行われ、開札時の記録は以下のとおり		
		なお、予定価格は 175,533 千円(税込 193,086 千円)に、調査基準価格は 161,490 千円(税込		
		177,639 千円)、失格基準価格は 154,770 千円(税込 170,247 千円)に設定		
		·WB建設(奄美市):161,490 千円(税抜)・WC建設(奄美市):161,490 千円(税抜)		
		2者が同額での入札であったため抽選、WC建設が優先順位1位、WB建設が同2位		
8月30日	30日 契約 ●奄美地区水産環境整備工事(R4-1 工区)に係る契約の締結及び支出負担行為			
		奄美地区水産環境整備工事(R4-1 工区)の落札者たるWC建設との間で、請負金額を税込		
		177,639 千円、工期を令和4年8月 31 日から令和5年3月 24 日とする工事請負契約締結		
10月5日	請求	○請求書(前払金)WC建設からの前払金 71,000 千円の請求		
10月19日	支払	●支出命令 WC建設に対し、前払金71,000千円を支払った。		

日付	処理	内容
令和5年		
3月10日	変更	●繰越承認後の契約工期の変更
		奄美地区水産環境整備工事(R4-1 工区)の工期を 116 日間延長し、完工予定日を令和 5
		年7月 18 日に変更することを決裁。なお、令和4年第4回鹿児島県議会定例会において議
		案第81条繰越明許費補正の承認を得ている。
		(ε)他の事業では、主な変更理由を記載した文書がファイルされているが、本件工事では見当たらない。
3月14日	契約	●奄美地区水産環境整備工事(R4-1 工区)に係る建設工事請負変更契約の締結
		WC建設と鹿児島県知事の間で、完成期限を 116 日延長し、令和 5 年 7 月 18 日に変更す
		る工事請負変更契約を締結
3月31日	中間	○認定請求書、工事履行報告書及び工事月報(3月)
	前金	WC建設から鹿児島県知事宛の文書。令和5年3月度における出来高累計が89.4%と全体の
		2分の1を超えたと見込まれることから、工事請負契約書第 35 条の2第4項に基づく中間前
		金払の請求
	中間	●奄美地区水産環境整備工事(R4-1 工区)中間前金払に係る認定調書について(伺い)
	前金	本件工事において、WC建設が中間前金払の要件を具備していることが確認され、中間前
		金払認定調書により通知することを決裁
	繰越	●繰越支出負担行為
		本件工事において、請負金額 177,639 千円(税込)から、前払金 71,000 千円及び中間前
		金払 18,218 千円を控除した残額 88,421 千円を令和 5 年度に繰越
5月12日		○請求書(中間前払金)及び保証証書(前払金保証)
	前金	WC建設からの中間前払金 18,218 千円の請求
5月26日	支払	○支出命令
		WC建設に対し、中間前払金 18,218 千円を支払った。
6月5日	通知	○完成通知書
		WC建設から鹿児島県知事宛の文書。奄美地区水産環境整備工事 (R4-1 工区) が令和5年
		6月5日をもって完成したことを工事請負契約書第32条第1項に基づき通知
6月12日	登録	○浮標、浮桟橋、浮ドッグ等台帳
		公有財産台帳に、製造日が令和5年6月 12 日であり、製造者がWC建設により新築された
		浮魚礁1基であること及び価格が177,639千円であること等が適切に記録されていた。
6月29日	請求	○請求書(完成代金)
		WC建設から請負金額 177,639 千円(税込)のうち、前払金及び中間前払金として支払済
		みの 89,218 千円を控除した残額 88,421 千円の請求があった。
8月7日	支払	●支出命令
		WC建設との間で合意した請負金額 177,639 千円(税込)のうち、前払金及び中間前払金
		として支払済みの89,218千円を控除した残額88,421千円を支出命令票により決裁、支払い

(出処: 奄美地区水産環境整備工事 (R4-1 工区) ファイル一式)

上記事項の決裁等の手続きは規定等に基づき適切に行われていることを確認した。

# ア. 下線 $(\gamma)$ 及び $(\delta)$ 、入札事務チェックリスト及び指名選定等チェックリストについて

既述した「8-1 請負 さつま地区水産環境整備工事 (幣串 R4-1 工区)」中の (2) ア.「下線  $(\alpha)$ 、指名選定等チェックリスト」を参照されたい。また、本件工事についても「【意見 13-1】入 札事務チェックリスト及び指名選定等チェックリストの運用について」と同意見を付す。

# イ. 下線 (ε)、工事の変更決裁における変更事由書等の文書作成及び保管

本件工事では、工期の変更決裁時に変更理由を記載した文書が見当たらなかった。

この点、漁港漁場課によると、本件工事は当初より工期を延長する計画であったとのことであり、その証左として入札募集時の閲覧設計書の表紙の工期欄に「令和5年3月24日限り(繰越承認後、320日を予定)」と記載したこと及び特記仕様書の契約工期の箇所にも「契約工期は令和5年3月24日限り」とともに「翌年度へ繰越予定(114日延長予定)⇒令和5年7月16日予定」と記載したことを挙げた。

鹿児島県公文書等の管理に関する条例では、県の諸活動を将来の県民に説明する責務を全うする ことを目的として(同条例第1条)、軽微なものを除き、経緯を含めた意思決定の過程を検証できる ように文書を作成しなければならないとされている(同条例第4条)。

これを本件工事についてみると、当初計画で繰越及び工期延長が当時の記録から追跡できること 及び工事実績も当初計画どおり1回の工期延長で計画期間内に完工していることから、同条例に則 り適切に事務が執行されていたものと認められる。

### (3) 設計の変遷等

事業区分	当初設計	当初金額	完成時設計	完成時金額
表層型浮	浮魚礁工	177,639 千円	浮魚礁工	177,639 千円
魚礁工事	・表層型浮魚礁の製作と設置		・表層型浮魚礁の製作と設置 1	
	1基		基	
合計		177,639 千円	合計	177,639 千円

(出処:奄美地区水産環境整備工事(R4-1工区)ファイル一式)

本件工事において、設計変更及び請負金額の変更は発生しておらず、計画どおりに執行。

### 8-4 請負 鹿児島湾·大隅地区水産環境整備工事(R5-1工区)

### (1) 事業の概要

事業名	鹿児島湾·大隅地区水産環 境整備工事(R5-1 工区)	主な工事内容	・魚礁工	
本土区分	国	鹿児島県	市町村	
財源負担割合	5/10	5/10		

(令和5年度水産業振興施策の概要他、鹿児島県提出資料より監査人作成)

### (2) 事業及び経緯等

(2)事業及び性候守							
日付	日付						
令和5年							
10月30日	決裁	●工事の執行について					
		鹿児島湾・大隅地区水産環境整備工事(R5-1 工区)を以下のとおり執行することを決裁。					
		・共和タートル魚礁の製作及び設置 50 基(うち餌料ユニット付 15 基)					
		… 1 か所につき、10 基で約 50m四方を囲むように配置し、全 5 か所を施工する。					
		・セルブロックW27 型の製作及び設置 55 基					
		…上記の共和タートル魚礁で囲った四方の中心にて、1か所 11 基を以って2段の乱積					
		みを形成する。全5か所施工。					
		・設計金額は税込 121,577 千円					
		○入札事務チェックリスト					
		工事名が鹿児島湾・大隅地区水産環境整備工事 (R5-1 工区) であること、入札方法が一般					
		入札の総合評価方式で発注業種が土木工事一式(海上工事)であること及び設計額が税					
	121,577 千円等について、執行伺い起案時、精査後、起工時、予定価格作成時、公告・指名						
		通知文作成・決裁時等全7回の機会に適切な確認者による確認を行う仕様であるが、 <u>(θ)</u>					

日付	処理	内容
		定価格作成時(5番目の機会)以降公告指名通知文作成決裁(最終機会)まで確認者による
		○設計書作成事務チェックリスト
		工期、設計図面、設計書及び単価等の各項目について担当者、精査者及び総括精査者によ
		るチェックの証跡と押印あり。
		○指名選定等チェックリスト
		入札参加資格に関し、資格要件設計から入契委員会に至るまでのチェックリスト。 <u>(λ) 使</u>
12月6日	開札	<u>用された形跡がなかった。</u> ○総合評価方式入札執行調書
12/10日	171716	本件工事の一般競争入札は電子入札により行われ、開札時の記録は以下のとおり
		なお、予定価格は 110,525 千円 (税込 121,577 千円) に、調査基準価格は 101,683 千円 (税
		込 111,852 千円)、失格基準価格は 91,227 千円(税込 100,350 千円)に設定
		· V A 組(垂水市): 101,683 千円(税抜)· V B 建設(鹿児島市): 101,683 千円(税抜) V C 织(光安末): 110,500 千円(税サ)、V D 建設(鹿児島市): 110,500 千円(税サ)
		・V C組(指宿市): 110,500 千円(税抜)・V D建設(鹿屋市): 110,500 千円(税抜) ・V E 組(鹿屋市): 111,000 千円(税抜) * 予定価格超により失格。
		2者が最低価格同額での入札となり、技術評価点に基づき算出された評価値による判定が行われ、
12月25日	契約	れ、評価値が高かったVB建設が優先順位1位、VA組が同2位となった。 ●鹿児島湾・大隅地区水産環境整備工事(R5-1 工区)に係る建設工事請負契約の締結及び支出
12 / 1 25 🖂	<i>&gt;</i> √17	●底元局/- *   へ
		東元日帝 鹿児島湾・大隅地区水産環境整備工事(R5-1 工区)の落札者たるVB建設との間で、請負
		金額を税込 111,852 千円、工期を令和 5 年 12 月 26 日から令和 6 年 9 月 20 日とする工事請 負契約を締結
令和6年		兵夫ポッと 神名
1月22日	請求	○請求書(前払金)及び保証証書(前払金保証)
		V B 建設からの前払金 44,738 千円の請求
2月5日	支払	●支出命令票 VB建設に対し、前払金 44,738 千円を支払った。
3月31日	繰越	●繰越支出負担行為票
		本件工事において、請負金額 111,852 千円(税込)から、前払金 44,738 千円を控除した
		残額 67,113 千円を令和 6 年度に繰越した。本件工事を含む繰越明許費は議案第 132 号とし
		て鹿児島県議会において令和5年12月19日に原案可決
5月21日	変更	●工事設計変更指示について
		以下に掲げる事項につき、受注者に対し、変更指示を行うことを決裁した。
		・セルブロックW27 型の製作及び設置を 12 基増やし、合計 67 基に変更。
		…増工理由として、鹿児島湾・大隅地区における魚礁整備の進捗を図るためと記載され
		ているのみであり、具体的な理由の記載は見当たらなかった。
		・快適トイレ2基を5ヶ月間設置
7月8日	中間	○認定請求書、工事履行報告書及び工事月報(6月)
	前金	VB建設から鹿児島県知事宛の文書。令和6年6月度における出来高累計が78.8%と全体の
		2分の1を超えたと見込まれることから、工事請負契約書第35条の2第4項に基づく中間
		前金払の請求
8月9日	中間	○請求書(中間前払金)及び保証証書(前払金保証)
	前金	VB建設からの中間前払金22,370千円の請求
8月23日	支払	●支出命令
		VB建設に対し、中間前払金22,370千円を支払った。
8月26日	変更	●工事の変更について

日付	処理	内容			
		受注者に対し5月21日に指示した以下の設計変更に伴い、請負金額を11,447千円増額し			
		123,299 千円とする変更契約締結を決裁した。			
		<ul><li>(κ) 増工理由は、「鹿児島湾・大隅地区における魚礁整備の進捗を図るため」と記録され</li></ul>			
		ているのみであった。			
		・セルブロックW27 型の製作及び設置を 12 基増やし、合計 67 基に変更。			
		・快適トイレ2基を5ヶ月間設置。			
		→ (µ) 増額分は1億円未満のため鹿児島県事務処理規則別表3の課長決裁で足りるが、さつ			
		ま地区水産環境整備工事 (幣串 R4-2 工区) では、設計金額を当初の税込 357,098 千円から 1,736   千円増額し税込 358,835 千円に変更した際に鹿児島県知事 (副知事による代理決裁) を得てお			
		サード は、			
8月27日	契約	●鹿児島湾・大隅地区水産環境整備工事(R5-1 工区)に係る建設工事請負変更契約の締結及び			
		変更支出負担行為			
		VB建設と鹿児島県知事の間で、請負金額を11,447 千円増額し、税込123,299 千円に変			
		更する工事請負変更契約を締結			
9月6日	通知	○完成通知書			
		VB建設から鹿児島県知事宛の文書。鹿児島湾・大隅地区水産環境整備工事(R5-1 工区)が令			
		和6年9月6日をもって完成したことを工事請負契約書第32条第1項に基づき通知した。			
9月13日	登録	○魚礁管理台帳			
		本件工事で製作した共和タートル魚礁 50 基、セルブロック 67 個、事業費 123,299 千円、			
		東串良沖等の設置位置及び耐用年数30年等が記録されていた。			
		$ ightarrow$ $(\pi)$ 完成したのは令和6年度であるが、完成年度が令和5年度になっていた。			
9月20日	請求	○請求書(完成代金)			
		VB建設から請負金額 123,299 千円(税込)のうち、前払金及び中間前払金として支払済			
		みの 67,108 千円を控除した残額 56,190 千円の請求			
10月29日	支払	●支出命令票			
		VB建設との間で合意した請負金額 123,299 千円(税込)のうち、前払金及び中間前払金			
		として支払済みの 67,108 千円を控除した残額 56,190 千円の支出命令を決裁、支払い			

(出処:鹿児島湾・大隅地区水産環境整備工事 (R5-1 工区) ファイル一式)

上記事項の裁等の手続きは規定等に基づき適切に行われていることを確認した。

# $\underline{r}$ . 下線 $(\theta)$ 及び $(\lambda)$ 、入札事務チェックリスト及び指名選定等チェックリスト

既述した「8-1 請負 さつま地区水産環境整備工事 (幣串 R4-1 工区)」中の (2) ア.「下線 ( $\alpha$ )、指名選定等チェックリスト」を参照されたい。また、本件工事についても「【意見 13-1】入 札事務チェックリスト及び指名選定等チェックリストの運用について」と同意見を付す。

# イ. 下線 (κ)、増工理由の記載が抽象的

次の(3)設計の変遷等にて検討する。

# ウ. 下線(μ)、金額変更時の決裁権者の整合性

漁港漁場課によれば、当初設計額が3億円未満であるため、地域振興局及び支庁事務処理規程別表2において当初設計額が1億円以上2億円未満で変更後設計額が2億円未満で変更額が当初設計額に対し3割未満かつ20,000千円未満場合に決裁権者を局長から部長に拡大できることを本庁でも準用しているとのことであった。鹿児島県事務処理規則に工事の金額変更時の決裁権者に係る定めがないことから、本庁における地域振興局及び支庁事務処理規程別表2の準用も認められると解する。

# エ. 下線 (π)、魚礁管理台帳の記録

(2) の表のとおり、本件工事の魚礁が完成したのは令和6年度であるが、魚礁管理台帳の完成年度には「R5」と記帳されていた。漁港漁場課によると令和6年度が正とのことであった。

### 【指摘13-1】魚礁管理台帳の記帳の正確性について

本件工事では、魚礁管理台帳の記帳誤りが検出された。魚礁は数十年もの長期に渡り管理していくことから、その記帳は正確になされることが望ましい。

### (3)設計の変遷等

事業区分	当初設計	当初金額	完成時設計	完成時金額
魚礁工事	共和タートル魚礁	111,852 千円	111,852 千円 共和タートル魚礁	
	・製作及び設置50基(うち、		・製作及び設置 50 基 (うち、餌	
	餌料ユニット付 15 基)		料ユニット付 15 基)	
	セルブロックW27 型		セルブロックW27型	
	・製作及び設置 55 基		・製作及び設置 67 基	
			快適トイレ設置	
			・2基×5か月	
合計		111,852 千円	合計	123,299 千円

(出処:鹿児島湾・大隅地区水産環境整備工事(R5-1 工区)ファイル一式)

(2) の表中の下線  $(\kappa)$  のとおり、増額の主原因の具体的な記載は見当たらなかった。

この点、漁港漁場課から以下の回答があり、回答の中では詳細な増工理由が提示されていたものの、公文書では「進捗を図るため」の要約一文のみに留め、本件増工の具体的な経緯や背景を記載しなかった合理的な根拠についての言及はなかった。

鹿児島湾・大隅地区水産環境整備工事 R5-1 工区では、当初、約 2,500 空立米の魚礁整備を計画していたが、物価高騰や人件費の高騰に伴い、発注時点で約 2,300 空立米へと減少した。

本来の魚の蝟集効果を得るためには 2,500 空立米が必要であり、早期事業効果が発現する(進 捗を図るため)来年度を待たず、入札額の差額を用いて約 200 空立米増加、すなわちセルブロッ ク(16.46 空立米)を 12 個増工することとした。

鹿児島県公文書等の管理に関する条例第4条では、鹿児島県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み(同条例第1条)、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう文書を作成しなければならないとされている。また、本件増工に係る決裁文書の保存期間は10年であり、上記の経緯を口伝により引き継いでいくことは、地方公共団体に最少の経費で最大の効果を求める地方自治法第2条第14項の趣旨に悖るものと思料する。

### 【指摘13-2】経緯や背景も含めた意思決定に至る過程の記録の徹底について

本件工事における増工は、昨今の社会経済状況の影響を受けて変動したものであり、軽微又は単純でない内容であることから、鹿児島県公文書等の管理に関する条例に則り、現在だけでなく将来の県民に対しても説明責任が果たせるように、要約文1行で済ますことなく、その検討経緯や背景についても併せて具体的に記録されたい。

# <事業番号 14> 水産基盤機能保全事業(計画係·建設係)

# 1 事業目的

漁港施設の長寿命化を図るとともに、更新コストの平準化及び縮減を図るため、機能保全 計画を策定し、計画的に機能保全工事を行う。

# 2 事業内容、予算額推移及び負担区分

●水産基盤機能保全事業

(金額単位:千円)

事業区分	事業主体		予算額		事業内容	負担区分
争未区刀		4年度	5 年度	6年度	争未內谷	国県他
水産基盤機能 保全事業	県	843,064	675,560	694,700	機能保全工事の実施、 機能保全計画の見直し	国庫補助率 5/10-9/10 市町村負担 0-0.2
計		843,064	675,560	694,700		

3 事業の実施状況(令和5~6年度 定期監査調書)

(金額単位:千円)

事業区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
水産基盤機能保全事業	実績(保全工事) 20 漁港	実績(保全工事) 21 漁港	実績(保全工事) 16 漁港	
	総事業費 793,252	総事業費 1,032,564	総事業費 701,560	

<sup>(</sup>注) 総事業費は、3月補正後最終予算額ベース。

# 4 事業実績と成果の内容(令和6年度 定期監査調書)

(1) 事業実績

(1) 事業実績					(金額単位:千円)
予算現額			財源内訳		
7 开仇识	国庫支出金	分担金及び負担金	県債	繰越金	一般財源
1,204,677	653,600 国庫補助金	90,960 水産業費負担金	217,100	220,417	22,600

	士山之姤		財源	翌年度	<b>了</b> 田姫				
支出済額		国庫支出金	分担金及び負担金	県債 繰越金		一般財源	繰越額	不用額	
	779,023	416,857 国庫補助金	23,313 水産業費負担金	111,100	220,068	7,684	422,630	3,023	

# (2) 事務事業の実績・成果の内容(令和6年度 定期監査調書)

[計画内容]:漁港施設等の長寿命化を図るための機能保全計画策定と機能保全工事

(金額単位:千円)

漁港名	計画事業費	精算額	残額	工事内容
名護	40,000	40,000	0	-2m物揚場
葛輪	800	800	0	浮桟橋
	21,000	21,000	0	浮桟橋
枕崎	40,000	40,000	0	【枕崎地区】道路(西)、道路(中央)
				【白沢津地区】-1.5m泊地①
阿久根	48,380	48,380	0	浮桟橋、臨港道路④、-3m岸壁①
山川	18,590	18,590	0	-2m物揚場②、-9m岸壁、臨港道路①
	40,000	20,000	20,000	臨港道路①
江口	39,866	39,866	0	用地護岸、-3m航路
	30,000	11,600	18,400	用地護岸、-3m航路
串木野	35,000	35,000	0	-4m泊地
	20,000	12,860	7,140	-4m岸壁②、浮桟橋②(実施設計)
谷山	99,866	99,866	0	導流堤(A)
	195,000	146	194,854	導流堤(A)
坊泊	26,110	26,110	0	橋梁、坊深浦臨港道路
小湊	82,440	82,440	0	-2m物揚場①、船揚場
(万世)	25,000	7,765	17,235	-2m物揚場①

次年度以降に実施

※記載している事業内容は当初予定であり、年度途中

で変更することもある。

伊座敷	30,000	0	30,000	-2m泊地
頴娃	60,900	60,900	0	-3m泊地、-2m泊地①
久志	7,590	7,590	0	護岸②(測量設計)
	10,000	0	10,000	護岸②
茅屋	22,500	22,500	0	-1.5m泊地、防波堤、北防波堤、C 防波堤、
野間池	5,390	5,390	0	東防波堤(測量設計)、-2m物揚場(測量設計)、護岸②(測量
				設計)
	30,000	0	30,000	東防波堤
手打	2,920	2,920	0	馬乗瀬防波堤
	73,000	68,950	4,050	馬乗瀬防波堤
中甑	6,935	6,935	0	倉妻防波堤
	65,000	62,765	2,235	倉妻防波堤
熊野	50,000	0	50,000	-1.5m泊地
大熊	15,900	0	15,900	橋梁
早町	10,300	0	10,300	計画策定
知名	14,800	4,800	10,000	臨港道路①、計画策定
事務費 5,830 3,059 2,770		2,770		
	31,560	28,790	2,769	
計 21港	1,204,677	779,023	425,653	不用額 3,023、翌年度へ繰越 422,630

【意見 14-1】成果の記載内容について ※意見 11-1 と同内容

成果の記載においては、事業実績に加えて、事業目的に対する貢献程度評価(例えば、長寿命化計画がどれくらい進捗できたか等)も記載する方法が適当と考える。

# 5 各事業の検討

(1) 請負 江口漁港 水産基盤機能保全工事(R4-1 工区)第2種漁港 鹿児島地域振興局建設部建設部河川港湾課

ア 工事概要 (金額単位:千円) 区分 江口漁港水産基盤機能保全工事(R4-1工区) 工事場所 第2種漁港 日置市東市来町江口地内 工事概要 【機能保全】 用地護岸(防食工  $L=18.8 \,\mathrm{m}$ )、 $-3 \,\mathrm{m}$  航路(浚渫工  $V=4,860 \,\mathrm{m}$ ) 事業費内訳:工事費 40,000(本工事費 39,500、測量試験費 500) 事業費 財源 国費 20,000、県費 12,000、負担金 800 入札方法 指名競争入札(地方自治法第234条2項及び同法施行令第167条の規定による。) 事業実施計画 令和6年度 水産生産基盤整備事業 [江口漁港 (鹿児島県日置市) (第2種)] 位置図 沖防波堤 L=180m -2.0m物撈場 L=210m 用地 A=17,000m<sup>2</sup> 道路 L=343m 斯拉维 L=190m -3.0m航路·泊地 A=34,680m² 凡例(事業実施年度 過年度に実施 当該年度に実施

(注) 当工事も上記事業実施計画に含まれる。

イ 執行伺い(決裁 令和5年1月6日)

事業実施期間:平成14年度~令和8年度

入札事務チェックリスト、指名選定等チェックリスト、設計書作成事務チェックリスト (R元.7.1変更)、土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更の届出チェックリスト、余裕期 間の設定チェックリスト、箇所指定確認表、令和 4 年度江口漁港水産基盤機能保全事業 事業費総括表、積算資料等の諸資料の添付有。

ウ 入札契約手続運営委員会会議録(令和5年1月11日)

指名業者については、「鹿児島県建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する 要綱 | 及び「運用指針 | に基づき、選定されており、河川港湾課長他の会議出席者 5 人の 押印がある。

### エ 入札状況

- ·発注業種:浚渫工事、格付業種:土木一式工事、基準格付:A
- ・「入札契約手続運営委員会会議録兼指名決定伺書(令和5年1月11日開催)|により12 者(鹿児島市10者、薩摩川内市1者、出水郡1者)が決定
- · 「予定価格調書」(令和5年1月12日決定)※最低制限価格有
- ※「港湾・漁港標準積算基準書(工事・設計業務等編)令和4年度」(令和4年10月1 日)の添付も有
- ・入札は1月24日~1月26日、電子入札、最低制限価格有
- ・入札結果 4者辞退で8者入札、予定価格以下は2者の結果となっている。 なお、8者すべてが最低制限価格以上であり、同金額は4位と5位の入札者であった。
- ・結果として最低価格である入札者に決定

「工事費内訳書チェックリスト」、8者「工事費内訳書」の添付有

- · 落札決定通知書(令和5年1月26日) 落札金額35,886,634円(税抜)
- オ 建設工事請負契約書(令和5年2月2日)

請負代金額:39,475,297円(税込) ※税抜きは落札金額と一致

工期:令和5年2月3日~令和5年7月14日

- カ 建設工事請負変更契約書(令和5年6月30日)
  - ・請負契約金額増額:6,244,703 円(税込) ・変更後請負金額:45,720,000 円※ ※増額に対する金額は流用支出として処理されており、

・機能保全 R4 39,866,000 円、R5 1,434,000 円 増加金額内訳は

・水産生産 R4 4,420,000 円 の計 45,720,000 円

であり、令和5年分1,434,000円と水産生産分4,420,000円が含まれている。

※「箇所指定確認表」では、R04 水産基盤機能保全事業工事費 40,000,000 円のうち 39.866.000 円、R04 水産生産基盤整備事業 120,000,000 円のうち 4,420,000 円、 R05 水産基盤機能保全事業 20,000,000 のうち 1,434,000 円との記載であり、「事業 費総括表 | においても同様の変更記載となっていた。

[工事の変更について(伺い)での変更理由]

「着工前測量結果の基づき、-3.0m 航路の浚渫範囲を更正した。」であるが、別紙の「主 たる変更理由]には、1.用地護岸(a)の陽極の規格の更正(以下省略)~5.用地護岸(a) の防食作業について(以下省略)の5件の理由の記載がある。

キ 完成通知書(令和5年7月11日) 請負代金 45,720,000 円

工期:令和5年2月3日~令和5年7月14日

・検査下命(令和5年7月12日)

検査調書(令和5年7月19日) 「設計図書に基づき施工されている 合格 |

出来形等の金額 45,720,000 円 ・検査員及び立会者の職氏名と押印有

- ・工事成績通知書(項目別評定点) ・週休2日実施証明書(令和5年7月19日)
- ·引渡書(令和5年7月19日)請負代金額45,720,000円 建設総務課長他の押印有
- ・工事目的物引受書 ・支出命令票 ※「決裁日付印」があるものは所管課一括管理
- ・支払確認表(作成日:令和5年8月14日)令和6年3月11日(明許、現年)
  - 1 R4 水産生産基盤整備事業 令和 5 年 明許 計 4,420,000 円 2 R4 水産基盤機能保全事業 令和 5 年 明許 計 39,866,000 円

3 R5 水産基盤機能保全事業 令和 5 年 現年 <u>計 1,434,000 円</u> 施工番号合計 45,720,000 円

# (2) 請負 江口漁港 水産基盤機能保全工事(R5-1 工区) 第2種漁港 鹿児島地域振興局 建設部河川港湾課

### ア 工事概要

(金額単位: 千円)

7 上于"机区	(亚超去區・111)
区分	内容等
工事名	江口漁港水産基盤機能保全工事(R5-1 工区)
工事場所	第 2 種漁港 日置市東市来町江口地内
工事概要	- 3 m 航路(浚渫工 V=5,732 ㎡)
事業費	箇所指定確認表(令和 5 年 10 月 23 日)
	事業費内訳:工事費 30,000※ (既 20,000、今 10,000) (本工事費 30,000)
	※のうち、28,096,200 円の記載有 なお、「令和 5 年度 江口漁港 水産基盤機能保全事業
	事業費総括表」の備考欄には「用地護岸(a)残額を-3.0m 航路に流用」との記載がある。
財源	国費 15,000、県費 9,000、負担金 6,000
入札方法	指名競争入札(地方自治法第 234 条 2 項及び同法施行令第 167 条の規定による。)
事業実施計画	前記(1)と同様のため省略する。
	(注)当工事も上記 R4-1 工事掲載の事業実施計画に含まれる。

# イ 執行伺い(決裁 令和5年11月6日)

入札事務チェックリスト、入札事務確認に係るフローとチェックリスト(設計図書の流れ)、指名選定等チェックリスト、設計書作成事務チェックリスト(R元.7.1変更(R4.5.10変更鹿児島 Ver.))、土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更の届出チェックリスト、余裕期間の設定チェックリスト、箇所指定確認表、令和 5 年度江口漁港水産基盤機能保全事業 事業費総括表、積算資料等の諸資料の添付有。

ウ 入札契約手続運営委員会会議録(令和5年11月7日)

指名業者については、「鹿児島県建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱」及び「運用指針」に基づき選定されており、河川港湾課長他の会議出席者 5 人の押印有。

### エ 入札状況

- ・発注業種:浚渫工事(工事概要 -3.0m航路 浚渫工 V=5,732 m³)
- ・「入札契約手続運営委員会会議録兼指名決定伺書(令和5年1月11日開催)」により12者(鹿児島市11者、薩摩川内市2者、南さつま市2者、出水郡1者)が決定
- ・「予定価格調書」(令和5年11月7日決定) ※最低制限価格有 ※「工事費内訳書チェックリスト」、8者「工事費内訳書」の添付有
- ・入札は 11 月 20 日~11 月 22 日、電子入札、最低制限価格:有
- ・入札結果:6者辞退で10者入札、予定価格以下は7者の結果となっている。なお、10者すべてが最低制限価格以上であり、同金額は1位から3位の入札者。電子くじの結果、入札順位1が当選。
- · 落札決定通知書(令和 5 年 11 月 22 日)落札金額 23,106,364 円(税込 25,417,000 円)
- オ 建設工事請負契約書(令和5年11月29日)

請負代金額: 25,417,000 円 (税込) ※税抜きは落札金額と一致 工期: 令和 5 年 12 月 20 日 ~令和 6 年 3 月 25 日 97 日間

- カ 建設工事請負変更契約書(令和6年2月28日)
  - ・請負契約金額増額:3,149,000円(税込)・変更後請負金額:28,566,000円 【工事の変更について(伺い)での変更理由】
  - ・着工前測量結果に基づき、-3m航路の浚渫範囲を更正した。

- ・在港船調査の結果、当初設計船舶と受注者使用船舶が異なることから回航費<sup>1</sup>を更正した。なお、別紙に「主たる変更理由」が添付されている。
- キ 完成通知書(令和6年4月15日)

工期 令和5年12月20日~令和6年5月7日 ・請負代金 28,566,000円

- ・検査下命(令和6年4月15日)検査調書(令和6年4月25日)「設計図書に基づき施工されている 合格」出来形等の金額28,566,000円検査員及び立会者の職氏名と押印有
- ・工事成績通知書(項目別評定点) ・週休2日実施証明書(令和6年4月25日)
- ・引渡書(令和6年4月25日)請負代金額28,566,000円 建設総務課長他の押印有
- ・工事目的物引受書 ・支出命令票(支払日:令和6年5月15日)※「決裁日付印」有 は別途管理

支払確認表(作成日 令和6年5月2日)

支払日は令和6年5月15日 18,400,000円(明許) 計 28,566,000円

ク 完成写真(南防波堤 終点から起点を望む)





(3) 請負 谷山漁港 水産基盤機能保全工事(R4-1 工区)第2種漁港 鹿児島地域振興局建設部河川港湾課

ア 工事概要

(金額単位:千円)

区分	内容等
工事名	谷山漁港水産基盤機能保全工事(R4-1 工区)
工事場所	第2種漁港 鹿児島市南栄一丁目地内
工事内容等	1 鋼板接着工
	施工 <u>箇所 6</u> 7 箇所、水中アーク溶接 <sup>2</sup> 160 m
	2 被覆防食工
	施工延長 11m、施工面積 67 ㎡、仮設足場工(ブラケット式)設置・撤去 11m
	下地処理(カキ落とし)67 ㎡、ペトロラタム被覆(水中施工)67 ㎡、水中人力掘削 17 ㎡
事業費	令和 4 年度 谷山漁港水産基盤機能保全整備事業 事業費総括表
	事業費内訳:工事費 100,000(本工事費 99,500、測量試験費 500)
財源	国費 25,500、県費 15,300、負担金 10,200
入札方法	一般競争入札(地方自治法第 234 条の規定による。)
事業実施計画	※谷山漁港については県 HP への掲載なし

谷山漁港の整備計画については HP への工事概要写真記載がないが、事業費も大きく、計画の全体状況がわかるので掲載が適当と思われる。

(参考)谷山漁港については、平成 21 年 5 月 18 日付水産庁長官名で「水産物供給基盤機能保全事業基本計画の承認について」に基づいて工事が進められている。

イ 執行伺い(決裁 令和4年8月24日)

入札事務チェックリスト、一般競争入札:塗装工事単体型(5千万円以上1億円未満)の 実施計画、指名選定等チェックリスト、設計書作成事務チェックリスト(R元.7.1変更 (R4.5.10変更鹿児島))、箇所指定確認表、令和4年度谷山漁港水産基盤機能保全事業事 業費総括表、積算資料等の諸資料の添付有。

<sup>1</sup>回航(かいこう)とは、輸送対象の船舶そのものを操縦してその船舶を輸送すること

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> アーク溶接とは、溶接したい場所と目的に応じた電極との間に、電気アークを発生させて溶接したい所を部分的に溶融させて一体化し、凝固させて接合する方法

### ウ 入札状況

- ・入札契約手続運営委員会会議録(令和4年9月6日)工事の入札参加資格要件が適当であることが確認されており、河川港湾課長他の会議出席者5人の押印有。
- ・「一般競争入札公告」(令和4年9月14日)
- ・「予定価格調書」(令和4年9月6日決定) ※最低制限価格有 ※「工事費内訳書チェックリスト」、2者「工事費内訳書」の添付有
- ・入札は10月4日~10月6日、電子入札、最低制限価格:有
- ・「開札状況登録」(10月6日):「入札執行調書」(令和4年10月6日)によると、2者 入札しているが、1者は最低制限価格79,696,905円、他の1者は最低制限価格未満79,070,006円で失格
- 「落札者決定通知書」(令和4年10月19日)
- ・「入札執行結果表(契約保証用)」、契約金額87,666,595円(契約保証額)8,766,660円 ※ここに添付されている「入札執行調書」(令和4年10月6日)は、落札者1者が記載 ※入札執行調書の記載について【意見】としてまとめて記載
- 工 建設工事請負契約書(令和5年10月26日)

- オ 建設工事請負変更契約書(令和5年2月10日)
  - ・請負契約金額増額:12,199,405円(税込) ・変更後請負金額:99,866,000円
  - ・何い(令和5年1月27日決裁) [主な変更理由書]
    - (1)「週休2日」試行の未実施

※請負者からの報告に伴い、週休2日補正の対象外とする。

- (2)鋼板補修工の追加及び更正・追加に伴う実施数量の更正
  - ・下味処理(かき落とし)の結果、既設鋼矢板に腐食等による欠損が確認されたため、 鋼板補修工を追加したい。鋼板補修工の追加等により、各種実施数量を更正したい。
- (3)工期の延長
  - ・令和 4 年 12 月県議会において、繰越承認されたことから、特記仕様書第 2 条に基づき、工期を 66 日延長し、標準工期 215 日間を確保したい。「繰越支出負担行為票」繰越:99,866,000 円

なお、「工事の設計変更に関するチェックリスト (総括表)」が添付されていた。

- カ 完成通知書(令和 5 年 5 月 22 日) <u>請負代金 99,866,000 円</u> 工期 令和 4 年 10 月 27 日から令和 5 年 5 月 29 日 215 日間
  - ・検査下命(令和5年5月23日) 検査調書(令和5年5月25日) 「設計図書に基づき施工されている 合格」 出来形等の金額99,866,000円 検査員及び立会者の職氏名と押印有。
  - ·工事成績通知書(項目別評定点)
  - ・引渡書(令和5年5月25日)請負代金額99,866,000円・建設総務課長他の押印有工事目的物引受書(令和5年5月25日)

支出命令票(支払日 令和5年7月3日)業者支払希望(原紙は所管部署一括保管)。 支払確認表(作成日 令和5年6月12日)

支払日は令和5年7月3日 完成払 99,866,000円(明許)

# キ 着工前及び完成写真





# (4) 請負 谷山漁港 水産基盤機能保全工事(R5-1 工区)第2種漁港 鹿児島地域振興局建設部河川港湾課

### ア 工事概要

(金額単位:千円)

区分	内容等
工事名	谷山漁港水産基盤機能保全工事(R5-1 工区)
工事場所	第 2 種漁港 鹿児島市南栄一丁目地内
工事内容等	・導流提(A) L=72.0m (注)
	被覆防食工 <sup>3</sup> A = 535.4 ㎡、鋼板補修工 L = 68.8 m
事業費	箇所指定確認表
	事業費内訳:工事費 200,000(本工事費 199,500、測量試験費 500)
財源	国費 100,000、県費 60,000、負担金 40,000
入札方法	一般競争入札(地方自治法第 234 条の規定による。)
事業実施計画	※谷山漁港については県 HP への掲載なし

(注)提出資料に含まれる谷山港の平面図によると導流提は2箇所あり、①導流提(A)はL=920.2mの記載があり、令和5年度の工事は割合的には約7.8%程度の部分となる。因みに、②導流提(B)はL=84.3mである。

# イ 執行伺い(決裁 令和5年8月22日)

入札事務チェックリスト、設計書作成事務チェックリスト(R元.7.1 変更  $(R4.5.10 \ \overline{g})$  更鹿児島))等の諸書類の添付を確認した。

### ウ 入札状況等 入札契約手続運営委員会会議録(令和5年8月23日)

鹿児島地域振興局建設部入札契約手続運営委員会及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課入札手続運営委員会の 2 種類の会議録があり、工事の入札参加資格要件が適当であることが確認されており、それぞれ会議出席者の押印有。

- ・「一般競争入札公告」(令和5年9月4日)
- ・「予定価格調書」(令和5年9月25日決定) 199,372,800円 ※最低制限価格有 ※「工事費内訳書チェックリスト」、3者「工事費内訳書」の添付有
  - ※「予定価格調書」の契約担当者の記名・押印がある。なお、契約金額が1億円以上な ので契約担当者が押印
- ·開札予定日:令和5年9月26日
- 「入札執行調書」(令和5年9月27日)

1 者は最低制限価格の 100/110 の入札価格 166,719,091 円にて失格、1 者が 169,880,000 円、1 者が 169,999,500 円であった。

- ・「落札者決定通知書」(令和 5 年 10 月 6 日)、「入札執行調書」(同日) 入札書比較価格 に対する比較△11,368,000 円
  - ※10月6日の入札執行調書には落札した1者のみの記載であり、入札執行者の記名・押印はあるが、契約担当者については記名のみで押印無(押印廃止の対象)。
  - ※入札執行調書の記載について【意見】としてまとめて記載

# 工 建設工事請負契約書(令和5年10月13日)

請負代金額:186,868,000 円(税込) ※税抜は落札金額と一致 工期:令和5年10月13日~令和6年3月22日 162日間

### オ 建設工事請負変更契約書(令和6年3月21日)

- ・完成期間増日数 88 日間延長 ・変更後:250 日間
- ・伺い(令和6年2月2日決裁)[変更理由書 主たる変更理由] 区間②から区間③について、現地調査の結果、損傷が著しく、鋼板溶接による補修で は施工が困難であるため、補修方法の再検討が必要であり、工法検討に時間を要するこ とから、被覆防食工を廃止とし、後年度施工としたい。

<sup>3</sup> 当該被覆防食においてはペトロラタム被覆が採用されている。

区間⑥について、被覆防食工及び鋼板補修工を追加し、事業促進を図りたい。 区間①について、現地調査の結果、孔食が多く確認されたため、鋼板補修工の数量を 更正したい。

- 検査下命(令和6年4月12日) 中間検査
- カ 建設工事請負変更契約書(令和6年6月17日)
  - ・完成期間増日数 30日間延長 変更後:280日間(完成期限:令和6年7月18日)
  - ・伺い(令和6年5月27日 部長決裁)

【変更理由書】主たる変更理由

工期について、請負業者より工期延長届が提出され内容を精査したところ、請負業者の 責に帰すべきものではないと判断できることから工期を30日間延長したい。

- キ 建設工事請負変更契約書(令和6年7月8日)
  - ·請負代金額増額 7,872,000 円 (税抜 7,156,364 円)
  - ・伺い(令和6年7月8日決裁)

### 【変更理由】

現地調査の結果、孔食が多数確認されたため鋼板補修工の数量を更正したい。また、一部の区間については<u>損傷が著しく</u>、補修工法の再検討が必要となることから被覆防食工を廃止としたい。

※設計書、積算資料等が添付されていた。

- ク 完成通知書(令和6年7月16日) 請負代金 194,740,000円 工期 令和5年10月13日~令和6年7月18日 280日間
  - ・検査下命(令和6年7月19日)
     検査調書(令和6年7月26日) 「設計図書に基づき施工されている 合格」
     出来形等の金額194,740,000円 検査員及び立会者の職氏名と押印有。
  - ・工事成績通知書(項目別評定点) ・週休2日実施証明書
  - ・引渡書(令和6年7月26日)請負代金額194,740,000円 建設総務課長他の押印有
  - ・工事目的物引受書(令和6年7月26日)
  - ・支出命令票(支払日 令和6年8月9日)業者支払希望 ※「決裁日付印」があるものは所管部署別途管理
  - ・支払確認表(作成日 令和6年8月9日)支払日は令和6年8月3日 完成払 194,740,000円(明許)

### ケ 着工前及び完成写真





# (5) 委託 串木野漁港 水産基盤機能保全調査設計委託(R5-1工区) 第3種漁港 鹿児島地 域振興局河川港湾課

ア 概要 (金額単位:千円) 区分 内容等 工事名 串木野漁港水産基盤機能保全工事(R5-1工区) 工事場所 第3種漁港 いちき串木野市太浦地区 工事目的等 串木野漁港内に設置されている「本浦地区浮桟橋」は、老朽化による変状が各部位に確認されてお り、メンテナンス工事の実施が急務となっている。 本業務は、メンテナンス工事を実施するための現況調査及び設計を行うことを目的とする。 浮桟橋の現況調査は、浮桟橋本体や連絡橋、係留杭などの各部位に対し、目視による詳細調査や鋼 部材の肉厚測定、電気防食の調査等を行い、施設の健全度評価を行う 設計業務では、現況調査結果から抽出された補修箇所に対し、LCC 算定結果や施工性を考慮して 最適となる補修工法を立案する、また、選定した工法に基づき、施工計画を検討し、工事発注に必 要な図面及び数量計算書を作成する。(「業務計画書」より) 供用年月日:平成15年3月31日(令和6年3月31で21年経過)漁港施設履歴調査より 事業費 設計概要による 浮桟橋調査1式、浮桟橋補修設計1式 事業費:測量 2,598、設計 7,304 財源 工事含め 20,000 (国費 10,000、県費 6,000、負担金 4,000) 入札方法 指名競争入札(地方自治法第234条2項及び同法施行令第167条の規定による。) 事業実施計画 串木野(くしきの)漁港(鹿児島県いちき串木野市) (第3種) 図 主な無種:あじ、いわし、かつお Witness . 本地区は、鹿児島県の薩摩半島西部、吹上浜の 北端に位置し、東シナ海の好漁場に恵まれた生 産・流通の中心的漁港として第3種漁港に指定さ また、古くから遠洋マグロ漁業や水産線製品加工業など水産業を中心に発展している役割を果たしている。 台風により漁船が転覆した状況 ■事業の目的 当漁港は、台風時における越波が激しく港内で の安全な漁船係留が困難な状況であったことから、 防波堤を整備することにより、漁船等の係留の安 全性向上を図る また、期位差が大きいため、漁獲物や漁具等の 荷揚げ作業が身体的に大きな負担となっている。 このことから、浮桟橋の整備により、これらの 作業の軽労化・効率化を図る。 台風時における護岸の越波状況 準備作業状況 島宇訪波堤(内) L=90m 事業内容: ■主な事業量 島平防波堤(突堤)、 島平防波堤(内) 野元導流堤(改良)、 沖防波堤(本浦)。 浮桟橋(新設) ■事業期間: H14~R6 ■事業主体: 鹿児島県

### イ 入札状況

- ・入札契約手続運営委員会会議録(令和5年7月4日) ※出席5名の押印有
- 県内の浮桟橋補修に関する調査設計業務の実績のある県内・県外の 14 者か ら 10 者を選定

(県内業者は実績のある4者全者、県外業者は実績件数の多い6者を選定)

- · 予定価格調書(令和5年7月5日)
- ※設計金額に応じ契約担当者又は専決権者が記名押印、当契約では専決権者で可)。 最低制限価格(7,974,000円、税抜7,249,091円)有
- ·入札執行調書 10 者入札(最低制限価格 4 者、予定価格 3 者、他 3 者) ※入札執行者は押印有、契約担当者は押印廃止対象、立会者は電子入札につき立会不要。

ウ 設計業務等委託契約書(令和5年7月26日)

期間:令和5年7月26日~11月22日 120日間 支出負担行為票(令和5年7月26日)・決裁印有 業務委託料: 7,974,000 円

エ 設計業務等委託変更契約書(令和5年11月22日)

完成期間增日数:70日間 変更後完成期限:令和6年1月31日 業務委託契約金額増額:586,000円 変更後業務委託契約金額:8.5 完成期間増日数:70日間 変更後業務委託契約金額:8,560,000円 [変更理由]

~設計業務の追加について 地元漁業協同組合からの要望事項を踏まえ、エプロンの SUS 製への変更が必要とな

ったため追加したい。 2 履行期限の延長について

設計業務の追加変更に伴い、必要な検討期間を確保するため、履行期間を 70 日間延長したい。 120 日間 ⇒ 190 日間

# 才 完成

- ・業務完了届(令和6年1月29日) ※受付印、河川港湾課長他6人の押印有
- ・検査調書、成果物引受書(令和6年2月5日) ※検査員及び立会者の押印有 ※成果物引受書の発注者押印は押印廃止対象。
- 支払日:2月28日 業者支払希望 · 支払命令票(令和6年2月14日)8,560,000円 ※支払命令票は原本ではない。別途保管されている。
- · 支払確認表(作成日: 令和6年2月14日) 8,560,000円 現年
- (6) 委託 山川漁港 水産基盤機能保全測量設計委託 第3種漁港 南薩地域振興局建設部 河川港湾課

### ア 概要

臨港道路①

測量業務:路線測量 L=900m、調査業務: CBR 試験 N=6 箇所

設計業務:道路設計 N=1 式

検査調書(令和5年7月7日) 令和 5 年 1 月 25 日~令和 5 年 7 月 7 日

※検査員 記名押印有、立会者記名押印有

変更後業務委託料 6,100,000 円 支払確認表:令和5年8月4日 現年・明許

※支出命令票(写)添付なし(原本は別途保管)

# <事業番号 15> 漁港施設機能強化事業(計画係·建設係)

# 1 事業目的

高潮・高波の増大等に対する漁港の安全対策として、漁港施設の機能強化を図る。

# 2 事業内容、予算額推移及び負担区分

●漁港施設機能強化事業

(金額単位:千円)

	事		予算額				負担区分	
事業区分		4年度	5年度	6年度	事業内	国	県	他
港施設機強化事業	県	1,072,325	1,191,370	1,052,759	外かく施設、係留施設、漁港 施設用地等の嵩上げや浸水 防止施設、排水施設、漁船漂 流防止施設等の設置、施設機 能診断	国庫補助率 5/10-9/10 市町村負担 0-0.2		0
計		1,072,325	1,191,370	1,052,759				

# 3 事業の実施状況(令和5~6年度 定期監査調書)

(金額単位:千円)

事業区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
漁港施設機能強化事業	実績(強化工事、機能診断) 11 漁港、1 地区 総事業費 847,219	実績(強化工事、機能診断) 9漁港、1地区 総事業費 1,079,825	実績(強化工事、機能診断) 10 漁港、1 地区 総事業費 1,221,658	

<sup>(</sup>注) 総事業費は、3月補正後最終予算額ベース。

# 4 事業実績と成果の内容(令和6年度 定期監査調書)

# (1) 事業実績

(金額単位:千円)

予算現額	財源内訳							
了异仇假	国庫支出金	分担金及び負担金	県債	繰越金	一般財源			
1,954,170	1,321,483 国庫補助金	71,000 水産業費負担金	338,700	187,629	35,358			

Ī	支出済額		翌年度	不用額					
	又山仴积	国庫支出金 分担金及び負担		県債 繰越金		一般財源 繰越額		小用銀	
	953,785	632,596 国庫補助金	9,379 水産業費負担金	115,700	185,517	10,593	998,877	1,507	

# (2) 事務事業の実績・成果の内容(令和6年度 定期監査調書)

[計画内容]:高潮や波高の増大等に対する交付金等として漁港施設の機能強化を図る。

(金額単位:千円)

				(並領華匹・11)
漁港名	計画事業費	精算額	残額	工事内容
小湊(万	255,620	255,620	0	防波堤(東)、-2m航路(防波堤撤去)
世)	315,000	6,898	308,102	防波堤(東)、-2m航路(防波堤撤去)
戸崎	9,500	9,500	0	西防波堤(改良)
	40,000	40,000	0	西防波堤(改良)
前籠	14,250	14,250	0	-5.5m岸壁、-3m岸壁(測量設計)
	45,000	5,994	39,006	-5.5m岸壁
口永良部	34,028	34,028	0	防波堤(改良)
	156,000	99,510	56,490	防波堤(改良)
	285,000	10,040	274,960	防波堤(改良)
西之浜	44,250	44,250	0	-5.5m岸壁
	39,000	1,946	37,054	-5.5m岸壁、-2m物揚場
幣串	93,000	48,550	44,450	-2m物揚場

熊野	32,500	32,500	0	-3m岸壁
	70,500	2,286	68,214	-2m物揚場、-3m岸壁
宇宿	80,000	0	80,000	機能診断
早町	100,000	22,125	77,875	東防波堤、-3m岸壁(測量設計)
古仁屋	164,600	164,600	0	大湊東防波堤、-7.5m岸壁(測量設計)
	60,500	51,295	9,205	大湊東防波堤、-4m岸壁(地質調査)
知名	16,395	16,395	0	-7.5m岸壁、護岸②(測量設計)、護岸 A (測量設計)、西防波
				堤(測量設計)
	45,000	44,873	127	-7.5m岸壁、護岸②
事務費	5,369	4,555	813	_
	48,658	44,570	4,087	_
計 11港	1,954,170	953,785	1,000,384	不用額 1,507、翌年度へ繰越 998,877

# 【意見 15-1】成果の記載内容について (意見 11-1 と同様)

成果の記載においては、事業実績に併せて、事業目的に対する貢献程度評価(例えば、高潮や高波対策としてどれだけ対応できるようになったか等)も記載し、「鹿児島未来創造ビジョン」に向かっている姿を顕示することが適当と考える。

# 5 各事業の検討

(1) 請負 小湊漁港 漁港施設機能強化工事(R4-1 工区)(合併)第2種漁港 南薩地域振興局 建設部河川港湾課

### ア 工事概要



- イ 執行伺い(決裁 令和4年9月7日)
- ウ 入札契約手続運営委員会会議録(令和4年10月25日)

### エ 入札状況

· 予定価格調書(令和 4 年 10 月 25 日決定)予定価格 283,103,700 円(入札(書比較価格 257,367,000 円) 調査基準価格 260,455,404 円(税抜 236,777,640 円)、失格基準価格 234,863,182 円(税込)

※取扱者商工労働水産部長の記名押印有、契約担当者の押印無。

- ・一般競争入札公告(11月4日~28日)、入札:29日、最低制限価格:設定しない 自己採点表の提出時期 令和4年11月7日~11月18日まで
  - ・入札契約手続運営委員会会議録兼総合評価方式技術評価点決定(令和4年11月24日)
  - ・総合評価方式入札執行調書(令和4年12月1日)

※契約担当者、入札執行者の記名はあるが押印無、立会者は電子入札のため記名無。

- ・落札者決定通知書(令和4年12月14日) 入札参加申込書を提出した4者のうち、電子入札で236,777,640円、257,000,000円、280,000,000円であり1者は辞退している。 結果として、調査基準価格<sup>1</sup>で入札した者が落札している。
- ・入札契約手続運営委員会会議録兼入札参加資格確認伺書(令和4年12月12日)
- 才 建設工事請負契約書(令和 4 年 12 月 21 日) 請負代金額 260,455,404 円 (税込) 工期:令和 4 年 12 月 22 日~令和 5 年 9 月 22 日 275 日間
- カ 建設工事請負変更契約書(令和5年9月14日)
  - ・完成期間増日数 131 日間(今回変更完成期限 令和6年1月31日) 「変更指示書による主たる変更理由」

### 【工期の変更】

下記理由により、工期が不足することから、131 日間の工期延伸を行いたい。

- ·機能保全事業
- ・-2.0m物揚場の上部工において、グラウンドアンカーの位置の変更に伴い、配筋の見直しが必要となったため。(1.5 ヶ月)
- ・-2.0m物揚場のエプロン舗装において、漁協所有のポンプ施設が施工影響範囲にあり、 その補償や撤去に日数を要したため。(4ヶ月)
- ・機能強化事業
- ・-2.0m航路において、埋塞により作業船の航行が困難であったことから、緊急的に浚渫を行う必要があったため。(2ヶ月)
- キ 建設工事請負変更契約書(令和6年1月17日)
  - ・完成期間増日数 54 日間 (今回変更完成期限 令和 6 年 3 月 25 日) 「主な変更理由」

防波堤(東)の上部工等の海上作業において、冬季風浪による時化により、所要の工期を確保できなかったことから、54日間延伸したい。

- ク 建設工事請負変更契約書(令和6年3月13日)
  - ・請負契約金額増額 19,735,248 円 変更後請負契約金額 <u>280,190,652</u> 円 【主な変更理由書】
  - •機能強化工事

床堀工 着工前測量の結果、地盤線の差異が確認されたことから、測量結果に基づき 数量を更正したい。

以下、構造物撤去工、浚渫工、回航費、営繕費・現場管理費に関する追加・減額

· 機能保全事業

上部工 着工前測量の結果、既設上部工(矢板護岸)が海側に傾斜しており、当初計画した施工が困難なことから、構造を一部変更し、併せて、配筋の見直しが

必要なことから、修正設計を追加したい。

以下、仮設工について追加がある。

・共通

賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更

契約後、労務単価や材料等に著しい変動が生じたことから、工事請負契約書に基づきインフレスライド及び単品スライドを適用したい。

· 変更支出行為負担票(令和6年3月13日) 計280,190,652円

### ケ 完成通知書(令和6年3月18日)

工期 令和 4 年 12 月 22 日~令和 6 年 3 月 25 日 請負代金 280,190,652 円

・検査下命(令和6年3月22日) 460日間

「出来形確認を了する。」との技術専門員の記名押印有。

検査調書(令和6年3月22日)「設計図書及び仕様書に基づき施工されている合格」 出来形等の金額280,190,652円 ・検査員及び立会者の記名押印有。

- ・週休2日実施証明書(令和6年3月22日)
- ・引渡書(令和6年3月22日)請負代金額280,190,652円 建設総務課の受付印有
- ·工事目的物引受書(令和6年3月22日) ·工事成績通知書(令和6年3月29日)
- ・支払確認表(作成日令和6年3月28日)令和6年4月19日(明許、現年) ※支出命令票(写)は綴られていなかった。(原本は別途保管) 上記は4月19日に支払われていると思われるが、支出命令票の支払日欄に例えば 請負者希望により等の支払日の理由等が記載されていることが多いため添付が適当

# コ 完成写真 (一部)





# (2) 委託 早町漁港 漁港施設機能強化設計 第4種漁港 大島支庁喜界事務所(建設係)

# ア 概要

区分	内容等						
業務名	早町漁港 漁港施設機能強化設計委託						
	(参考)工事事業費 120,000(本工事費 80,000、測量試験費 40,000)						
	財源:国費 107,000、県費 13,000						
	※委託費の費目名称は「測量及び試験費」 令和5年度款6項5目8節						
漁港名及び業務場所	早町漁港(第4種漁港)、大島郡喜界町早町地内						
業務概要	早町漁港の東防波堤及び-3.0m 岸壁の改良に係る基本設計、実施設計を行う						
最終委託金額	16,235						
その他ファイル資料	業務委託特記仕様書、設計業務等標準積算基準書(港湾漁港編)の運用(通知)、設 業務等標準積算基準書、数量総括表、執行伺い 等						
	未份守际毕惧异莝毕育、数里秘拍衣、執11刊1、守						



※記載している事業内容は当初予定であり、年度途中でかますることもある。

事業実施期間:令和元年度~令和8年度

### イ 入札状況

「令和5年度 土木関係建設コンサル指名選定資料【港湾漁港構造物】(R5.6.1以降)」に基づき、防波堤構造の見直しと岸壁改良設計の実績がある業者のうちから13者(「指名競争入札参加者指名決定業者名簿」によると福岡市1者、他は鹿児島市)が、「指名通知書」(令和5年6月15日通知)により令和5年6月29に電子入札。

入札者選定に関し、6月14日付の「入札契約手続運営委員会会議録兼指名決定伺書」には、会議出席者である所長、次長兼総務係長、建設係長、技術主幹兼農村整備係長、技術専門員の5人の押印有。

6月29日の「落札者決定通知書」によると、12者が最低制限価格14,473,637円(税 抜、税込金額は15,921,000円)で同額、1者は予定価格(税抜)であり、最低制限価格入 札12者の中から電子くじにより入札受付順「5」が落札。

なお、落札者は保証保険期間を令和5年7月4日から11月30日(完了予定日)とする入札・履行保証保険」保険金額1,593千円の契約者(被保険者は鹿児島県大島支庁長)となっている。

- ウ 設計業務等委託契約(令和5年7月4日)
  - ・履行期間:自令和5年7月4日 至令和5年11月30日 150日間
  - ·業務委託料:15,921,000円(税込)(契約保証金:1,592,100円)
- 工 設計業務等委託変更契約書(令和5年11月30日)
  - ・完成期間増日数:116日間

[変更指示書による主たる変更理由]

既設構造物の調査・既存資料の整理やそれを踏まえた改良断面の検討に日数を要したこと。また、検討結果を基に、今後、水産庁と工法協議を行い、その協議結果を踏まえて最終的な断面決定に向けた設計作業を行っていく必要があることから、工期を 116 日間延長したい。

- ・入札保証保険・履行保証保険変更手続完了のお知らせ(変更確認書)(令和 5 年 11 月 30 日大島支庁喜界事務所受付)
- オ 設計業務等委託変更契約書(令和5年12月11日)
  - ・業務委託料増額:314,000円(税込) [変更指示書による主たる変更理由] 基本設計における改良断面の検討に際して、当初1回としていた中間打合せを2回実施する必要が生じたため、打合せ回数及びそれに伴う旅費交通費を変更したい。

- カ 業務完了届(令和6年6月25日)
  - ·契約金額:16,235,000円
  - ·契約年月日:令和5年7月4日、履行期限:令和6年3月25日、完了年月日:令和6年3月25日
  - ・検査調書:令和6年3月25日(検査員及び立会者の押印有)
  - ・委託業務成績評定通知書、項目別評点表添付、成果物引受書(令和6年3月25日)
  - ·請求書(令和6年3月25日大島支庁喜界事務所受付)
  - ・支出命令票(令和6年3月26日 大島支庁喜界事務所決裁)
- ※設計書作成事務チェックリストの添付についてはまとめて意見として記載
- (3) 委託 前籠漁港 漁港施設機能強化測量設計委託(R4-1 工区) 第4種漁港 鹿児島地域 振興局建設部河川港湾課



※記載している事業内容は当初予定であり、年度途中で変更することもある。

事業実施期間:令和4年度~令和9年度

### ア 概要

(金額単位:千円)

	(亚锐士区:1						
区分	内容等						
業務名	前籠漁港 漁港施設機能強化測量設計委託(R4-1 工区)						
	(参考)工事事業費 17,400(測量試験費 17,400)						
	財源:国費 11,600、県費 5,800						
漁港名及び業務場所	前籠漁港(第4種漁港)、鹿児島郡十島村宝島地内						
業務概要	-5.5m 岸壁(測量 1 式、設計(実施設計) 1 式)						
	-3.0m岸壁(測量 1 式、設計(実施設計) 1 式)						
最終委託金額	5,560						
その他ファイル資料	業務委託特記仕様書、設計業務等標準積算基準書(一般土木編)、数量総括表、設計基						
	本情報、執行伺い(決裁令和4年12月13日)等						

### イ 入札状況

- ・指名業者検討資料(令和4年12月19日) 11月の入札不調を踏まえ、各者に聞き取り調査した結果等に基づき、応札意欲のある県 外業者(4者)と港湾漁港構造物設計業務に精通した県内業者全て(8者)を選定
- ・電子入札 入札日: 令和5年1月11日~12日 ・最低制限価格有 予定価格以下は6者、うち最低制限価格で入札した4者(うち県内業者は1者)で電子くじを実施、入札書受付順「2」が当選、予定価格より約1,209千円低い価格。

入札者選定に関しては、令和4年12月20日付の「入札契約手続運営委員会会議録兼指名決定伺書」に、会議出席者である河川港湾課長、技術補佐2人、技術主幹兼港湾漁港係長、主幹兼工事事務係長の5人の押印がある。

※予定価格調書の記名,押印は,執行金額に応じて契約担当者又は専決権者が押印しており、当契約では専決者。

- ウ 設計業務等委託契約(令和5年1月17日)
  - ・履行期間: 令和5年1月18日~令和5年3月24日 <u>66日間</u> ・業務委託料: 5,069,284円(税込)(契約保証金: 506,929円)
- 工 設計業務等委託変更契約書(令和5年3月20日)
  - ·完成期間增日数:112日間

[変更指示書による主たる変更理由]

特記仕様書第 18 条の繰越後の履行期間 120 日間を基に、履行期間の再検討の結果、 現地の宿泊施設が 3 月中は工事作業員などの集中により逼迫しており、現地測量作業が 4 月以降となるため、履行期間を、当初 66 日を 178 日に変更したい。

- オ 設計業務等委託変更契約書(令和5年7月10日)
  - ・業務委託料増額:490,716 円 (税込) ・変更後契約額:5,560,000 円
  - ·完成期間增日数 70 日間 ·今回変更完了期限:令和5年9月22日

[変更指示書による主たる変更理由]

- ・設計図作成にあたり、新点を設置するために4級基準点測量を追加する。
- ・基本断面の検討にあたり、断面審査にかかる打合せ等が必要なことから打ち合わせ 回数を3回から5回に更正したい。
- ・本課協議等に必要な日数(70日)分工期を延長したい。
- カ 業務完了届(令和5年11月17日)
  - ・契約金額:5,560,000円
  - ・契約年月日:令和5年1月17日、期間:令和5年1月18日~11月17日、<u>304日間</u> ※結果として当初の66日間から304日間に延長されて完了となった。
  - 検査調書: 令和5年1月27日

「設計図書に基づき履行されている 合格」(検査員及び立会者の押印あり)

・委託業務成績評定通知書、項目別評点表添付・成果物引受書(令和5年11月27日)

# キ 支払

- ·請求書(令和5年12月12日 鹿児島地域振興局建設総務課受付)
- ・支出命令票(起票:令和5年12月12日) 支払日:令和5年12月22日 ※決裁日付印が押印された支出命令票は、別途保管。
  - ※設計書作成事務チェックリストの添付についてはまとめて意見として記載

# (4) 委託 知名漁港 漁港施設機能強化測量設計委託 第4種漁港 大島支庁沖永良部事務 所建設課

### ア 概要

(金額単位:千円)

区分	内容等
業務名	知名漁港 漁港施設機能強化測量設計委託 (参考)工事事業費 54,300 (本工事費 38,700、測量試験費 15,600) 財源:国費 45,000、県費 9,300 ※委託費の費目名称は「測量及び試験費」款 6 項 5 目 8 節 12
漁港名及び業務場所	知名漁港(第4種漁港)、大島郡知名町知名地内

業務概要	測量業務 (護岸②、護岸 A、西防波堤)、設計業務 (護岸②、護岸 A、西防波堤)
最終委託金額	16,029(うち消費税等 1,457)
その他ファイル資料	土木工事施工条件チェックリスト(鹿児島県土木部)、特記仕様書、測量設計委託履行期間の算定【参考】、公共事業設計単価表、設計業務標準積算基準書(一般土木編)、港湾・漁港標準積算基準書(工事・設計業務編)、単価根拠、数量総括表、積算書類、執行伺いについて 等

### イ 入札状況

令和4年10月24日付「入札契約手続運営委員会会議録兼指名決定伺書」で、港湾構造物の設計の実績を有する県内外の29業者の中から12者を選定。業者は福岡県1者、他は鹿児島県である。

また、書類綴には「入札事務チェックリスト」(工事事務係長の押印有)、「指名選定等チェックリスト」(工務係長の押印有)、「指名選定留意事項」も一緒に綴られている。 令和4年11月9日の電子入札では、1者が最低制限価格(税抜)を1,640円下回っており失格、4者が最低制限価格(税抜)10,769,600円、2者が予定価格(税抜)で、最も高い入札額は14,000,000円であった。最低制限価格入札者から抽選により入札書受付順「1」が落札。

同日の入札執行調書には沖永良部事務所総務福祉課長押印<u>有</u>、大島支庁長の押印無(押 印省略)、立会者は空欄(電子入札)

なお、落札者は保証保険期間を令和 4 年 11 月 15 日から令和 5 年 3 月 24 日(完了予定日)とする「履行保証保険」保険金額 1,185 千円の契約者(被保険者は鹿児島県大島支庁長)となっている。

- ウ 設計業務等委託契約(令和4年11月14日)
  - ・履行期間: 令和 4 年 11 月 15 日~令和 5 年 3 月 24 日 130 日間
  - ·業務委託料:11,846,560円(税込)(契約保証金:免除)
- 工 設計業務等委託変更契約書(令和5年3月20日)
  - ・完成期間増日数:60日間 (今回変更完了期限:令和5年5月23日)
  - ・変更契約の締結について (伺い) 県議会において繰越明許費が可決されたことから、工期延長

### 【意見 15-2】完成期間増の理由について

県議会において繰越明許費が可決されたという理由については、「設計業務等標準積算 基準書」に基づき、標準的な履行期間を算定しており、特記仕様書に下記のとおり明記し ている。

第5条 工期等の取扱いについて

- 1 本業務は、繰越を予定しており、完了工期については、繰越承認が得られた場合に変更契約を行うものとする。
- 2 繰越承認後の完了工期は190日間を予定している。

との説明であり、当初契約は完成期間増を前提とした契約ということになるが、「<u>特記仕</u> <u>様書に基づき」という文言</u>もあった方が適当と考える。(他箇所にも記載)

(補足説明) 繰越工事と工期延長については、工事の内容や金額により標準工期が定められている。工事の発注時期により、標準工期を確保できない工事については、当初の契約期間は、年度末で工期末を設定する。このため標準工期には不足を生じるため、繰越が必要となる。発注時点では、繰越の予定ではあるが、年度を超えた工期を設定することはできないため、発注後、繰越の手続きを行い、議会や財務局の承認を受けた後、標準工期や発注後生じた工期延長を合わせて、工期の変更契約を行う。

- 才 設計業務等委託変更契約書(令和5年5月18日)
  - ·完成期間增日数 130 日間

「変更理由書による変更理由」

護岸②の検討に際し検討断面が追加となったこと、護岸②及び護岸Aの過年度の設計内容を精査し設計方針や設計条件の設定に時間を要したことから、履行期間を延長したい。

※当初完了期限の令和5年3月24日から190日増加し令和5年9月30日となった。

- カ 設計業務等委託変更契約書(令和5年9月27日)
  - ·完成期間增日数 61 日間

[設計変更<u>について(伺い</u>)に添付されている主たる変更理由]

- ・西防波堤近傍に水準点がないため4級水準測量を追加したい。
- ・現地確認の結果、護岸②の上部工形状(天端幅)が異なる2つの断面が確認された ことから、護岸②基本設計の設計計算及び基本断面算定数量を更正したい。
- ・西防波堤については、過年度実施の施設機能診断業務において基本断面を決定していたことから当初実施設計のみとしていたが、現地状況・条件等を再確認した結果、当初基本断面では施工が困難であることが判明し、基本断面の再検討が必要となったことから、基本設計(設計計算・基本断面算定)を追加したい。また、西防波堤実施設計の各工種数量を更正したい。
- ・受注者と協議した結果、不要な工種を廃止したい。

これについて「変更契約額が当初契約額の3割以上増額となる理由」も添付されており、「~西防波堤の基本設計を別途発注した場合に比べ本業務にて変更対応した方が安価になるため、本業務にて対応したい。」とのことで、差額金額も記載。

- · 業務委託料増額 4,182,440 円 (税込) 変更後 16,029,000 円 (税込) 完成期間増日数 61 日間 (今回変更完了期限 令和 5 年 11 月 30 日)
- キ 設計業務等委託変更契約書(令和5年11月28日)
  - ・完成期間増日数 62 日間 ※増加日数計 273 日 ・今回完了期限:令和6年1月31日(なお、履行保証保険も同日までの変更されていることを確かめた。)
  - ・「履行期間延長願」(業者から大島支庁長宛)による理由 西防波堤の基本設計について、水産庁へ断面協議を行ったところ、腹付工法の再検 討指示を受け、基本断面の決定に時間を要したことから、履行期間を令和6年1月31 日までの62日間の延長をお願いいたします。
- ク 支出命令票(決裁 令和6年2月5日)

請求書(今回請求額 12,479,000円)(同日受付)2月15日支払設定 業者依頼)

- ※「設計書作成事務チェックリスト」(R4.9.13 追加)(契約名:知名漁港 漁港施設機能 強化測量設計委託)が作成されており、担当者、精査者、総括精査者の押印有。
- ※支出命令票の検査欄に「別紙検査調書のとおり」の押印はあるが、提出を受け<u>た</u>一連資料綴りには、業務完了届、検査調書、委託業務成績評定通知書(項目別評定点)、成果物引渡書、成果物引受書が見当たらなかった。

これについては、業務完了届、検査調書、委託業務成績評定通知書(項目別評定点)、成果物引渡書、成果物引受書については、委託成果品に綴り込んでおり、本監査において送付した設計書と合冊して保管している。本監査においては設計書のみ送付しており、委託成果品の送付をしていなかったことから、当該書類の確認ができなかったもの考えられるため、別紙のとおり当該書類の写しを追加送付するとのことであったため、後日送信された書類を確認した。

(5) 請負 口永良部漁港 漁港施設機能強化工事(R4-1 工区) 第4種漁港 熊毛支庁屋久事 務所建設課

ア 概要

# 口永良部(くちえらぶ)漁港(鹿児島県屋久島町)

主な魚種:ぶり類、えび類

主な黒俚: ふり類, えい類 本漁港は、屋久島の北西にある火山島・ 口永良部島に位置し、地元ではイセエビ漁 や磯立て網漁等の沿岸漁業が行われるほか、 周辺海域は黒潮の影響で県内外のまき網漁 船の好漁場となっていることから、台風期 の避難拠点として県内外の漁船に広く利用されている。

ロ永良部島の新岳は、全国に111ある活 火山の一つであり、火山噴火予知連絡会に よって「火山防災のために監視・観測体制 の充実等が必要な50火山」に選定されている。平成27年には新岳の噴火により、屋久島への全島避難を余儀なくされるなど、噴火活動が継続している。

本漁港の防波堤は港内静穏度を確保する とともに、定期船の接岸岸壁を兼ねている が、耐波性能が確保されていない。

か、耐液性能が確保されていない。 また、南海トラフ地震防災対策推進地域 内にあるとともに、鹿児島県地域防災計画 で最大震度6弱のトカラ列島太平洋沖地震 が想定されているが、-2.0m物揚場は耐津 液性能が確保されておらず、漁港施設の被 災により、漁業活動のほか、定期船による 人・物資の輸送に支障が生じ、島民の生活 や外来船の利用に大打撃が生じる。

って、防波堤や係留施設の耐震・耐津 波性能を確保するための整備を行う。

### 事業内容:

■主な事業量

防波堤(改良),-2.0m物揚場(改良)

■事業期間: R1~R10 ■事業主体: 鹿児島県







### イ 入札状況

「令和 3 年度~5 年度口永良部漁港(海上工事)の入札状況」によると、「※防波堤(改 良)におけるブロック据付工事(海上工事)については、これまで3回入札を実施し全て 入札不調となっている。1・2 回目においては、一般競争入札に付したが応札者無しの状 況。」

※R4-1 工区に関して入札状況資料から抜粋すると次のような状況である。

(金額単位:千円)

口	工事内容	予算	設計金額	入札	辞退等の理由	対応策・結果
1	防波堤(改良)L=20.0m 離岸堤(新設)L=34.0m 泊地浚渫	R3+R4 R3+R4 R3(補)	456,777 (5 億未 満 JV)	一般 R4.6.23 入札 <u>不調</u>	※自己採点提出なし 海象条件、手戻り懸 念 技術者の長期拘束 採算性があわない	県港湾漁港建設協会より意 見聴取(港湾空港課・漁港漁場 課合同) マウハ・拡幅の廃止及び受注量 補正を考慮し年度末発注
2	防波堤(改良)L=30.0m 本体方塊製作 n=38 個 本体方塊据付 n=49 個 消波プロック 50t 据付 n=323 個 離岸堤(新設)現地施工無	R4+R5 R5	493,604	一般 R5.2.24 入札 <u>不調</u>	※自己採点提出なし 工法的点で手戻り懸 念 馬毛島に作業員や技 術者を取られている	事務所・漁業漁場課個別に不調理由聞き取り実施 事業計画変更を行い防波堤 (改良)は容易な施工へ工法を 抜本的に見直し発注
3	防波堤(改良)L=110 m 消波プロック 50t 製作 6 個 据付 172 個 離岸堤 消波プロック 20t 製作 119 個	R4+R5	196,588	一般 R5.10.30 入札 <u>不調</u>	※自己採点2社提出 1者は辞退、1者は 予定価格オーバー、再 入札で辞退 採算が合わない 作業船確保困難 プロック製作ヤードの制 限	地方自治法施行令第 167 条 の 2 第 8 号の規定により随 意契約による締結

【参考】地方自治法施行令第167条の2第1項8号

※随意契約 地方自治法施行令第 167 条の 2

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に

掲げる場合とする。(8)競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落 札者がないとき。

- ・「入札事務チェックリスト」(令和5年3月制定版)、「指名選定等チェックリスト」の添付があり、それぞれ工事事務係長、工務係長の押印有。
- ・「見積参加者推薦委員会会議録」(令和5年12月27日)

工事概要

- ・防波堤(改良)L=110m消波ブロック(50t型)製作 N=6 個、据付 N=172 個・離岸堤消波ブロック(20t型)製作 N=119 個
- 1者が推薦業者に記載され、熊毛支庁長、建設部長他会議出席者7名の押印がある。
- ・「提出意思確認書」(令和5年12月28日) 提出意思:あり
- ・「予定価格調書」(令和 5 年 12 月 22 日決定) ・熊毛支庁長の押印有 予定価格 196,588,700 円(税抜 178,717,000 円) 最低制限価格欄は斜線
- ・「見積執行調書」「決定通知書」1者・見積金額:178,700,000 円で落札となった。
- ウ 建設工事請負契約書(令和6年1月17日)

工期: 令和6年1月18日~3月25日 68日間 請負代金額196,570,000円

エ 建設工事請負変更契約書(令和6年3月22日)

完成期間増日数 212 日間

「変更理由書」 主な変更理由

当工事は口永良部漁港の防波堤(改良)のブロック製作・据付、離岸堤のブロック製作を 行うものである。以下により変更したい。

- 1 令和 6 年 3 月 4 日付で 九州財務局承認及び令和 5 年 12 月 19 日付で議会の繰越承認 を得たことから、 工期を  $\overline{212}$  日間延長したい。
  - ※令和6年3月4日付 九州財務局長から鹿児島県商工労働水産部長宛の「繰越承認通知書(事故繰越の分)」有
  - ※九州財務局承認及び議会での繰越明許費補正は添付されているが、他の工事のような延長理由は記載されてはいないが、これで212日延期される変更理由になるのか。これについては「事故繰越申請時に申請理由を記載しており、当該申請が承認されたことにより延長を行っている。」との説明であり、令和6年3月4日付の決裁書及び事故繰越を必要とする理由書を確かめた。
- オ 建設工事請負変更契約書(令和6年6月20日)

請負契約金額増額 4,130,000 円 ・変更後請負契約金額: <u>200,700,000 円</u> [変更指示理由書] <u>主な変更指示理由</u> (中略)

- 1. 着工前測量の結果、防波堤(改良)の消波ブロック 50t 型の据付個数を更正したい。
- 2. 離岸堤の消波ブロック 20t 型製作を 119 個から 114 個に更正したい。
- 3. クローラクレーンの分解組立輸送について、当初、他工区にて往路計上し、当工事は 復路のみ計上としていたが、当工事が入札不調となりブロック製作時期が間に合わな かったこと、3 月からのモジャコ漁に伴い、地元漁協から陸上での工事もモジャコ漁が 終了する 5 月末まで中止してほしいと要請があったことにより、他工事とは別にクロ ーラクレーンを用意しなければならなくなったことから、クローラクレーンの分解組 立輸送(往路)を当工事で追加計上したい。

また、クローラクレーンの規格については、消波ブロック 50t 型が起重機船により直接積み込める位置にあり、ブロック製作ヤード内での横持ち作業が不要となったことから、クローラクレーン 150t 吊から 100t 吊に更正したい。

4. ラフテレーンクレーン 60t 吊について、当初西之表港から輸送することとしていたが、 種子島内などで使用されており空きがなくリースできないことから、鹿児島からリー スすることとし鹿児島港から屋久島の航走料に変更したい。

- カ 完成通知書(令和6年8月21日)
  - 工期: 令和6年1月18日~10月23日 280日間 請負代金額: 200,700,000円
  - ・検査調書(令和6年8月26日)「設計図書に基づき施工されている 合格」 ※検査員及び立会者の記名押印有。
  - ·引渡書、工事目的物引受書(令和6年8月27日)
- き 支出命令票(令和6年9月4日)支払日:令和6年9月20日(業者支払希望)支出命令額 122,100,000円(領収済金額78,600,000円)※写し添付(原本別途保管)
- ク R4-1 工区写真(右側写真は工事 R4-2~3 工区完成時)





- (6) 請負 口永良部漁港 漁港施設機能強化工事(R4-2 工区) 第4種漁港 熊毛支庁屋久事 務所建設課
- ア 工事概要 ※前記(5)請負参照

本工事費: 27,044,600 円

防波堤(改良) 消波ブロック(50t 型)製作 N=10 個

- イ 入札状況 指名競争入札※ 「入札事務チェックリスト(令和5年3月3日制定版)」添付
  - · 入札契約手続運営委員会会議録兼指名決定何書
  - ・予定価格調書 ※取扱者建設課長の押印有、契約担当者熊毛支庁長の押印無 予定価格(27,044,600 円)、最低制限価格  $\overline{24}$ ,469,000 円(100/110: $\underline{22}$ ,244,546 円) ※予定価格は事後公表
  - ・1 が 24,300,000 円で落札、2~6 が 24,500,000 円、7~9 が 24,550,000 円、10 は棄権、11 は分割発注工区落札のため辞退という結果であった。
    - ※開札予定日時(令和5年10月3日10時)
       ※R4-3も同日時ではあるが、指名通知書(令和5年9月15日)によると開札順としてR4-3の方がR4-2より先である。
       落札者決定通知書による落札決定日時は:令和5年10月3日 10時12分
    - ※入札執行調書は不参加を含め 11 者記載、契約担当者、入札執行者は記名で押印無(押印不要)、立会者は空欄(電子入札で希望者なしのため空欄)
- ウ 建設工事請負契約書(令和5年10月10日)請負代金26,730,000円

工期: 令和5年10月11日~令和6年2月22日 135日間

エ 建設工事請負変更契約書(令和6年1月15日)請負契約金額減 96,000円 変更後請負契約金額:26,634,00円 [変更理由書]主な変更理由

当初、ブロック製作から据付(転置)まで行えるクローラクレーン 150t 吊の分解組立輸送(往路)を計上していたが、ブロック据付を行う他工区が入札不調となったことから、ブロック製作のみにおいて必要となるクローラクレーン 100t 吊の分解組立輸送(往路) に変更したい。

<u>・</u>変更支出負担行為票(令和6年1月 15 日)あり

- オ 完成通知書(令和6年2月2日) ※契約書の予定日より20日早期完成
  - ・検査調書(令和6年2月6日) 「設計図書に基づき施工されている 合格」 検査員及び立会者の記名押印有
  - · 引渡書、工事目的物引受書(令和6年2月6日) 契約金額:26,634,000円
  - ・支出命令票(令和6年2月9日) 支払日:令和6年2月26日 業者支払希望
  - · 支払確認書 作成日: 令和6年2月13日 26,634,000円 明許
- (7) 請負 口永良部漁港 漁港施設機能強化工事(R4-3 工区) 第4種漁港 熊毛支庁屋久事 務所建設課
- ア 工事概要 ※前記(5)請負参照 「設計概要] 本工事費:27,186,500円

防波堤(改良): 消波ブロック(50t型)製作 N=14個

- イ 入札状況 指名競争入札※「入札事務チェックリスト(令和5年3月3日制定版)」添付
  - · 入札契約手続運営委員会会議録兼指名決定伺書

指名業者については、「鹿児島県建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する 要綱」及び「運用指針」に基づき、営業所所在地が屋久島町の11者が選定されている。

- ・予定価格調書 ※取扱者建設課長<u>の押印有、契約担当者熊毛支庁</u>長の押印無 予定価格(27,186,500 円)、最低制限価格 24,921,000 円(100/110: <u>22,655,455 円</u>) ※予定価格は事後公表
- ・1 が 24,450,000 円で落札、2 が 24,500,000 円、3~7 が 24,600,000 円、8~10 が 24,650,000、11 が 24,680,000 円であった。

落札者決定通知書による落札決定日時は: 令和5年10月3日 10時2分

- ・入札執行調書は 11 者記載、契約担当者、入札執行者は記名で押印無(押印廃止)、立会者は空欄(電子入札で希望者なしの場合は空欄)
- ウ 建設工事請負契約書(令和5年10月10日)

工期: 令和5年10月11日~令和6年2月22日 135日間 請負代金26,895,000円

工 建設工事請負変更契約書(令和6年1月17日)

請負契約金額增 7,021,000 円 変更後請負契約金額:33,916,00 円

[変更理由書]主な変更理由

当初、ブロック製作から据付(転置)まで行えるクローラクレーン 150t 吊の分解組立輸送 (往路)を計上していたが、ブロック据付を行う他工区が入札不調となったことから、ブロック製作のみにおいて必要となるクローラクレーン 100t 吊の分解組立輸送(復路)及び分解組立に必要となるラフテレーンクレーン 60t 吊の往復の航送料を追加したい。

- ・変更支出負担行為票(令和6年1月17日、決裁印)あり
- オ 完成通知書(令和6年2月22日)
  - ・検査調書(令和6年3月6日) 「設計図書に基づき施工されている 合格」 検査員及び立会者の記名押印有
  - ・引渡書、工事目的物引受書(令和6年3月6日) 契約金額:33,916,000円
  - ・支出命令票(令和6年3月11日) ・支払日:令和6年3月25日 業者支払希望
  - · 支払確認書 作成日: 令和6年3月12日 33,916,000円 明許

### カ 完成写真





## ・製作単価についての考察

・表作年間に が この考奈						
<工事費内訳書>		A 者 _	B 者 _	B 者		
	4-1 工区	4-2 工区	4-2 工区	4-3 工区		
		10 個		14 個		
防波堤		1,065,100	1,066,600	1,064,429		
消波工		10,651,000	10,666,000	14,902,000		
		40.054.000	40.000.000	44,000,000		
直接工事費		10,651,000	10,666,000	14,902,000		
共通仮設費計		5,697,000	5,694,000	1,524,000		
純工事費		16,348,000	16,360,000	16,426,000		
現場管理費計		4,044,000	4,055,000	4,062,000		
工事原価		20,392,000	20,415,000	20,488,000		
一般管理費計		4,194,000	4,187,000	4,211,000		
工事価格		24,586,000	24,602,000	24,699,000		
入札価格		24,300,000	辞退	24,450,000		
八九1111拾 単価		24,300,000	群返			
平1四		2,430,000		1,746,429		
最終実績価額		24,212,728		30,832,728		
単価		2.421.273		2,202,338		
		_, :_ :,_: :		_,,		
<事業費総括表>						
本工事費	107,774,700	27,044,600	27,044,600	27,186,500		
	R5 及び海岸と合併	防波堤(改良)		防波堤(改良)		
	防波堤(改良)消波ブロック	消波プロック 50t型		消波プロック 50t型		
	50t 型 製作 6 個、据付 172 個	製作 10 個		製作 14 個		
	海岸 離岸堤 消波プロック					
	20t型 製作 119 個					

| X人札時に提出している「工事内訳書」によると、4-2 工区を落札した A 者は 1 個当たり 2,430 千円で入札し、最終的には 2,421 千円。| B 者 (4-2 工区を辞退) は 1 個当たり 1,746 千円で入札し、最終的には 2,202 千円であった。| また、「事業費総括表」の本工事費との関係では、4-2 工区は約 2,832 千円少なく、4-3 工区では 3,646 千円多くなっている。

## (8) 請負 古仁屋漁港 施設機能強化工事(R4-1 工区) 第 4 種漁港 大島支庁瀬戸内事務 所建設課

## 古仁屋(こにや)漁港(鹿児島県瀬戸内町)(第4種)

#### ■地区の概要

主な魚種:まぐろ類、かつお

本地区は、およそ380km離れた奄美大島の南端に位置する離島で、大島海峡を挟んで加計呂麻島、請島、与路島等の多数の美しい島々に囲まれている。

か多数の美しい島々に囲まれている。 漁業については、沖合・沿緯漁業に より、まぐろ・かつお等を中心とした 陸揚げ基地として栄える生産拠点漁港 である。また、鹿児島~奄美航路投び 町内離島航路等の定期船や大型いる 等寄港する海の玄関口となっている。

#### ■事業の目的

本漁港は、南海トラフ地震防災対策 推進地域内にあるとともに、県地域防 災計画で最大震度7の奄美群島太平洋 沖(北部)地震が想定されているが、定 頻船の接岸する-7.5m岸壁の他、主要な 係留施設や外郭施設は耐震・耐津波性 能が確保されておらず、漁港施設の被災 により、漁業活動のほか、定期船によ る人・物資の輸送に支障が生じ、場民 る人・物資の輸送に支障が生じを る人・物質の輸送に支障が生じを る人・物質の輸送に支障が生じを

よって、これらの施設の耐震・耐津波 性能を確保するための整備を行う。

#### 事業内容:

#### ■主な事業景

大湊東防波堤(改良)、E護岸(防波)(改良)、 下間原防波堤(改良)、A防波堤(改良)、7,5m岸 壁(改良)、-4.0m岸壁(改良)、-3.0m岸壁B(改 良)

■事業期間: R1~R10 ■事業主体: 鹿児島県





ア 工事概要 ※上記資料の右上の箇所である。

大湊東防波堤(改良) L=35 m

基礎工 L=37m(捨石 10~100 kg) V=95 m³

堤体工 L=35m (防波堤腹付コンクリート V=964 m³)

- イ 入札状況 一般競争入札 ・5 千万円以上 1.3 億円未満【単体型(総合評価方式特別簡易型)】
  - ・入札契約手続運営委員会会議録兼入札参加要件設定伺書(令和4年9月14日) 本件工事の入札資格要件は適当であることを確認し、建設部長以下6人の押印有。
  - ・予定価格調書(令和 4 年 9 月 15 日)96,932,000 円(入札(見積)書比較価格  $10\overline{0/100}$ : 88,120,000 円)、調査基準価格(89,177,440 円)、失格基準価格(79,971,000 円)取扱者建設部長の記名押印有、契約担当者大島支庁の記名(即の印刷無)
  - ・入札執行調書(令和4年10月20日)、落札者決定通知書(<del>令和4年11月2日)</del> 1者(奄美市)が81,200,000円(税込89,320,000円)、1者(瀬戸内町)が81,070,000円で入札、3者(建設会社の住所は鹿児島市、鹿屋市、奄美市)は辞退
    - ※入札執行調書の契約担当者は記名(⑪の印刷無、押印省略)、入札執行者は記名(⑪の印刷有)、立会者は記名無(⑪の印刷有)(押印廃止) 総合評価方式入札執行調書(令和4年11月2日)も同様の記載であるが、契約担当者、入札執行者については記名⑪と印刷はあるが押印無、立会者は記名押印無。

(押印廃止)

- ウ 建設工事請負契約書(令和4年11月9日)
  - 工期 令和 4 年 11 月 10 日~令和 5 年 3 月 24 日 135 日 金額 89,320,000 円

- エ 建設工事請負変更契約書(令和 4 年 12 月 7 日) 完成期間<u>増日数 66 日間</u> 今回変更完成期限 令和 5 年 5 月 29 日 <u>201 日間</u> 「伺い]
  - 9月議会により繰越承認された工事について、別添のとおり工期延長してよろしいか。※「変更理由書」の添付はないが特記仕様書に記載
- オ 建設工事請負変更契約書(令和5年4月28日)

完成期間増日数 78日間 今回変更完成期限 令和5年8月15日 [契約工期延長願(支庁受付令和5年3月31日)による工期延長を必要とする理由]

- ・捨石の運搬・投入方法の再検討に不測の日数を要した。
- ・水中部の鉄筋探査が困難なため、水中削孔箇所の位置出しに不測の日数を要した。
- ・水中削孔作業に、作業員の足場を設置する必要があり、足場の組立・設置作業に不測の日数を要した。

「変更理由書」 令和5年4月3日の変更指示書

- ・捨石の運搬・投入方法の再検討に不測の日数を要した。
- ・水中部の鉄筋探査が困難なため、水中削孔箇所の位置出しに不測の日数を要した。
- ・水中削孔作業に、作業員の足場を設置する必要があり、足場の組立・設置作業に不測の日数を要した。

上記の理由により、現在の工期での完了が困難なため、工期を 76日間延長したい。※78日の記載誤りとの説明あり

カ 建設工事請負変更契約書(令和5年8月10日)

請負契約金額増額 31,880,000 円 変更後請負契約金額 121,200,000 円 [工事の変更について(伺い)](令和5年8月10日)の変更理由

・当初は50tクレーン付台船により、港内側で施工することとしていたが、定期船舶の運航管理からクレーン付台船が長時間内側に滞在すると定期船運航に支障があり、港外側から施工を行うよう要請があったことから、港外側から施工することし、これに伴い、クレーン付台船の規格変更が必要となった。

[古仁屋漁港施設機能強化工事(R4-1 工区)における設計変更(重変) について] 変更額

設計額 当初:96,932,000 円 変更:131,529,200 円 (34,597,200 円増) 35.69% 契約額 当初:89,320,000 円 変更:121,200,000 円 (31,880,000 円増) 35.69% 変更明細 省略(各工種で変更理由の記載有)

[別途発注を行わない理由]

令和4年度の工事は、防波堤改良の均一な品質確保のため、全改良延長L=90mのうち、L=80mについて、一体的に改良するため、1工区をNo1~No2+15(L=35m)、2工区をNo2+15~N4+5(L=30m)、3工区をN4+5~No5(L=15m)として、同時期に発注した。各工区の施工範囲を局所的に分割し別途発注すると、施工時期の違いから均一な品質確保が難しくなり、また、かき落としなどの準備工も新たに必要なおそれもあることから、3割を超える増額変更となるが、当初の施工範囲の施工を行うこととした。
※変更設計書にて合議しており、別途決裁は不要。

・変更支出負担行為票(令和5年8月10日)

- キ 完成通知書(令和5年8月15日)
  - 工期:令和4年11月10日~令和5年8月15日 請負金額 121,200,000円 ・検査調書(令和5年8月28日)「設計図書及び仕様書に基づき施工されている 合格」 ※検査員及び立会者の記名押印有。
  - · 引渡書(令和5年8月28日)
  - ・支出命令票 起票日:令和5年8月28日 支払日:令和5年9月15日相手方希望 ※支出命令票は写(原紙は別保管)
  - · 支払確認表 令和5年9月11日 121,200,000円 明許·現年

(9) 請負 古仁屋漁港 施設機能強化工事(R4-2 工区) 第4種漁港 大島支庁瀬戸内事務 所建設課

工事概要 ※上記資料の R4-1 工区と同様に右上の箇所である。

大湊東防波堤(改良) L=30m

基礎工 L=30m (捨石 10~100 kg) V=34 m³

場体工 L=30m (防波堤腹付コンクリート V=827 m³)

※R4-1 工区と同箇所であり、規模的には若干小さい工事。

事業費総括表の本工事費は81,627,700円

- イ 入札状況 一般競争入札 (5千万円以上 1.3 億円未満、総合評価方式特別簡易型)
  - ・入札契約手続運営委員会会議録兼総合評価方式技術評価点決定伺書(令和 4 年 10 月 13 日)

入札価格に対する評価点(標準点)補正の実施:なし瀬戸内事務所長以下5人の押印有

- ・予定価格調書(令和4年9月15日)81,627,700円(入札(見積)書比較価格100/100: 74,207,000 円)、調査基準価格(75,097,484円)、失格基準価格(67,311,827円) 取扱者建設部長の記名押印有、契約担当者大島支庁の記名(⑪の印刷無)
- 入札執行調書(令和4年10月20日)、落札者決定通知書(令和4年11月2日) 1者(瀬戸内町)が調査基準価格の 68,270,440 円(税込 75,097,484 円)で落札、1 者は入札済ではあるが辞退(R4-1 工区の受注者)、他の 3 者(住所は鹿児島市、鹿屋 市、奄美市)は辞退
  - ※入札執行調書の契約担当者は記名(⑩の印刷無)、入札執行者は記名(⑪の印刷有)、 立会者は記名無(⑪の印刷有)(押印廃止)
  - ※総合評価方式入札執行調書の契約担当者は記名(卵の印刷有)、入札執行者は記名(卵 の印刷有)、立会者は記名無(⑪の印刷有)(押印廃止)
- ウ 建設工事請負契約書(令和4年11月9日)

工期: 令和4年11月10日~令和5年3月24日 135 日 金額 75,097,484 円

エ 建設工事請負変更契約書(令和4年12月7日)

完成期間増日数 66 日間 今回変更完成期限:令和5年5月29日 201 日間 |伺い|

9月議会により繰越承認された工事について、別添のとおり工期延長しいてよろしいか。 ※[変更理由書]の添付はないが、特記仕様書に記載(R4-1と同様)

オ 建設工事請負変更契約書(令和5年4月27日)

完成期間増日数 78日間 今回変更完成期限:令和5年8月15日

「契約工期延長願」(支庁受付令和5年3月31日)による工期延長を必要とする理由

- ・捨石の運搬・投入方法の再検討に不測の日数を要した。
- ・水中部の鉄筋探査が困難なため、水中削孔箇所の位置出しに不測の日数を要した。
- ・水中削孔作業に、作業員の足場を設置する必要があり、足場の組立・設置作業に不測の 日数を要した。

[変更理由書] 令和5年4月3日の変更指示書

- ・捨石の運搬・投入方法の再検討に不測の日数を要した。
- ・水中部の鉄筋探査が困難なため、水中削孔箇所の位置出しに不測の日数を要した。
- ・水中削孔作業に、作業員の足場を設置する必要があり、足場の組立・設置作業に不測の 日数を要した。

上記の理由により、現在の工期での完了が困難なため、工期を76日間延長したい。 ※変更理由書では76日となっているが契約書では78日間であり記載誤り(変更契約 書の78日が正)。

カ 建設工事請負変更契約書(令和5年8月10日)

請負契約金額増額 25,602,516 円 変更後請負契約金額 100,700,000 円 [工事の変更について(伺い)(令和 5 年 8 月 10 日)の変更理由]

・当初は50tクレーン付台船により、港内側で施工することとしていたが、定期船舶の運

航管理からクレーン付台船が長時間内側に滞在すると定期船運航に支障があり、港外側から施工を行うよう要請があったことから、港外側から施工することし、これに伴い、クレーン付台船の規格の変更が必要となった。

[古仁屋漁港施設機能強化工事(R4-1 工区)における設計変更(重変) について] 変更額

設計額 当初:81,627,700 円 変更:109,456,600 円 (27,828,900 円増) 33.96% 契約額 当初:75,097,484 円 変更:100,700,000 円 (25,602,516 円増) 34.09% 変更明細 省略(各工種で変更理由の記載有)

[別途発注を行わない理由]

令和 4 年度の工事は、防波堤改良の均一な品質確保のため、全改良延長 L=90mのうち、L=80mについて、一体的に改良するため、1 工区を $No1\sim No2+15(L=35m)$ 、2 工区を $No2+15\sim N4+5(L=30m)$ 、3 工区を $N4+5\sim No5(L=15m)$ として、同時期に発注した。各工区の施工範囲を局所的に分割し別途発注すると、施工時期の違いから均一な品質確保が難しくなり、また、かき落としなどの準備工も新たに必要なおそれもあることから、3 割を超える増額変更となるが、当初の施工範囲の施工を行うこととした。

・変更支出負担行為票(令和5年8月10日)

- キ 完成通知書(令和5年8月15日)
  - 工期 令和 4 年 11 月 10 日~令和 5 年 8 月 15 日 <u>279 日</u> 請負金額 100,700,000 円 ・検査調書(令和 5 年 8 月 25 日)「設計図書及び仕様書に基づき施工されている 合格」 ※検査員及び立会者の記名押印有。
  - ・引渡書(令和5年8月25日) ※工事目的物引受書は(案)
  - ・支出命令票 起票日:令和5年8月25日 支払日:令和5年10月3日 ※支出命令票は写し(別途保管)
  - ・支払確認表 令和 5 年 9 月 14 日 100,700,000 円 明許・現年
- (10) 請負 古仁屋漁港 施設機能強化工事(R4-3 工区) 第 4 種漁港 大島支庁瀬戸内事務 所建設課
- ア 工事概要 ※上記資料の R4-1、R4-2 工区と同様に右上の箇所である。 大湊東防波堤(改良)L=15m

基礎工 L=15m (捨石 10~100 kg) V=7 m³

堤体工 L=15m (防波堤腹付コンクリート V=413 m³)

※R4-1、R4-2 工区と同箇所であり、規模的は R4-2 工区の約半分程度。 事業費総括表の本工事費は 43,734,900 円

イ 入札状況 指名競争入札

指名業者 10 者、入札は5者で5者は辞退、最低制限価格で入札した2者の電子くじにより1者(大和村)が36,469,311円で落札

- ウ 建設工事請負契約書(令和4年12月7日)
  - 工期:令和4年12月8日~令和5年5月31日 175日 請負代金額:40,116,242円 ※工事はR4-1、R4-2と同様の内容で、契約変更の理由も同様のため記載省略 ※工区分割により設計額が50百万円未満であり指名競争入札での発注となっている。
- エ 完成通知書(令和5年8月15日)

工期 令和 4 年 12 月 8 日~令和 5 年 8 月 15 日 請負金額 54,300,000 円

- ・検査調書(令和5年8月25日)「設計図書及び仕様書に基づき施工されている 合格」 ※検査員及び立会者の記名押印がある。
- ・引渡書(令和5年8月25日) ※工事目的物引受書は(案)
- ・支出命令票 起票日:令和5年8月25日 支払日:令和5年10月3日 ※支出命令票は写し
- ・支払確認表 令和5年9月14日 54,300,000円 明許のみ

前記のとおり、地域水産基盤整備事業、広域漁港整備事業、水産基盤機能保全事業及び漁港施設機能強化事業の委託契約及び請負契約についての事務執行手続に関する書類を閲覧したが、その中で、入札執行調書の記載について、各種チェックリストの有効利用について、書類の記名・押印に関しての意見をまとめて記載する。

### 【まとめ意見 1】入札執行調書の記載について

入札執行調書には失格者を含めた全員を記載したものと、落札者のみが記載されたもの の2種類が見られた。

「入札者氏名」の欄であり、<u>同名で内容の異なる書類が2種類あるのは適当ではない</u>こともあり、失格者を含めた入札対象者全員の入札状況を記載したものが適当と考える。

また、入札執行調書の押印は廃止されているが、所属で押印をしているところ、押印をしていないところがあり、取り扱いに違いが生じている。出力される様式については、卵の表示が残っているのか、表示が廃止されているかは、未確認である。また、失格者が記載されない執行調書のみを添付している所属については、今後は、総合評価方式と同様に執行状況の全てを記載した執行調書を添付することとしている。現状では、入札執行調書において、上記述べたように押印の有無や調書の出力に相違があることから、統一した取り扱いが望ましい。

### 【まとめ意見 2】各チェックリストの有効使用について

閲覧した書類で気付いたチェックリストとして「設計書作成事務チェックリスト」、「実施設計書チェックリスト」、「指名選定等チェックリスト」、「工事費内訳書チェックリスト」、「余裕期間の設定チェックリスト」、「入札事務チェックリスト」、「工事の設計変更に関するチェックリスト(総括表)」、「土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更の届出チェックリスト」、「土木工事施工条件チェックリスト」があり、他にも「指名選定留意事項」が綴られているものも見受けられた。作成・整理状況を管理するチェックリストとして逐次更新しながら使用されている状況も見られた。

例えば、各書類の有無を整理状況チェックリストで確かめ、当該チェックリストを各書類の先頭に綴じ込んで整理されていると、各書類に関する整備・管理状況が一覧で確認できる。令和5年3月3日に監理課長名で「入札事務に係るフローとチェックリストの変更について」(対象工事:予定価格250万円超の建設工事、適用期日:令和5年4月1日以降執行伺いの起案をするもの)が通知されているが、現状では(振興局によっても異なるように思えるが)工事ファイルに綴られていたり、綴られていなかったりで必ずしもその使用方法が明確ではないように思えた。元々有効性が認められ作成された経緯があると思われるので、その使用方法・管理方法を再確認し、有効な資料管理に役立つように統一的な取り扱いが適当と考える。

#### 【まとめ意見 3】記名・押印等の処理・様式の確認と統一について

記名・押印について、例えば、次のような状況が見られた。

電子承認等の採用による押印省略も進んでいる過渡期とは思われるが、決裁手続が絡んでいるため、全面的に電子承認となる前に再確認し、統一的な処理・様式が望まれる。

書類名	書類様式の状況
予定価格調書	契約担当者の記名はあるが押印なし、⑪の印刷あり 契約担当者の記名はあるが押印なし、⑪の印刷なし
入札執行調書 総合評価方式入札執行調書	契約担当者の記名はあるが押印なし、⑩の印刷あり 契約担当者の記名はあるが押印なし、⑪の印刷なし 入札執行者の記名・押印あり 入札執行者の記名あり押印なし、⑪の印刷あり 入札執行者の記名あり押印なし、⑪の印刷なし 立会者の記名・押印なし、⑪の印刷あり 立会者の記名・押印なし、⑪の印刷なし
支出命令票(最終分) ※決裁日付印があるものは 所管部保管	原本(決裁日付あり)を添付 原本の写し(決裁日付あり)を添付(原本は別途保管) 決裁前のものを添付(決裁日付なし)(原本は別途保管) 支出命令票自体を添付していない(原本は別途保管)

予定価格調書の押印については、契約担当者または専決者が押印することになっていることから、押印する者以外の「⑩」の印刷、また、入札執行調書については、押印は廃止されているので、⑪の印刷はしない方が明確であると考える。

また、支出命令票(最終)の添付については、上記のとおり所属により、①原本、②原本の写し(原本は別途保管)、③決裁前の支出命令票の写し(原本は別途保管)を添付している、④添付していない(原本は別途保管)の違いがある。

支出を確認するためには、①または②が適当であると考える。

# <事業番号 16> 漁港海岸保全事業(計画係・建設係)

## 1 漁港海岸保全事業の概要

漁港海岸保全事業は、海岸法に基づき漁港背後集落等を高潮、津波、波浪等による被害から守るための海岸保全施設を整備し、国土の保全を図ることを目的とする事業である。具体的には、砂浜の砂が流れ出すのを防ぎ、砂を堆積させて砂浜を拡大するために設置される離岸堤や護岸堤の新設及び改良を行っている。

漁港を含む県内の港ごとの海岸保全事業の概要は、鹿児島県海岸保全基本計画として、鹿児島県のホームページにおいて一般公開されている<sup>1</sup>。

鹿児島県漁港漁場課によると、海岸保全事業には海岸保全施設の新設・改良事業と維持・補修事業があり、新設・改良事業については背後集落の災害リスクや地元からの要望等を踏まえ優先度の高い箇所から実施しており、維持・補修事業については、長寿命化計画において施設の損傷度が著しく、緊急性の高い箇所から実施しているとのことであった。

また、令和5年度における事務事業の実績は以下のとおりとなっている。

### 〔令和5年度の漁港海岸保全事業の実績概要〕

(単位: 千円)

	地域振 興局・ 支庁		事業計画費	Ī		列	類		
漁港		令和3 年度か ら繰越	令和4 年度か ら繰越	令和5年 度新規	令和5年 度精算	不用額	令和6 年度へ 繰越	工事内容	
枕崎	南薩	_	132,339	_	132,339	_	_	離岸堤	
化儿川町	<b>芦</b> 隆	_	-	300,000	119,025	_	180,975	離岸堤、護岸	
久志	南薩	_	_	70,000	36,120	_	33,880	離岸堤	
海潟	大隅	_	21,500	1	21,500	_	_	護岸工	
供荷	八附	_	_	60,000	29,324	_	30,676	護岸工	
		_	12,420	1	12,420	_	_	本珠院護岸工	
坊泊	南薩	南薩	_	-	15,000	15,000	_	_	本珠院護岸工、泊浜 護岸
山川	南薩	_	17,060	1	6,820	_	10,240	(*) 石炭庫けい船 護岸	
		_	_	15,000	3,640	_	11,360	石炭庫けい船護岸	
名護	北薩	_	18,400	1	18,400	_	_	護岸(測量設計)	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	aune る	_	-	27,660	27,660	_	_	護岸、堤防	
境	大隅	_	13,075	1	13,075	_	_	堤防(設計)	
児	八附	l	_	50,000	6,200	_	43,800	陸閘	
江口	鹿児島	-	150,450	1	150,450	_	-	離岸堤工	
仕口	)		_	180,000	22,100	_	157,900	離岸堤工、突堤(南)	
	北薩(甑		3,380	_	3,380	_	_	離岸堤工	
手打	島)		_	152,728	146,868		5,860	離岸堤工、外側護岸 (測量設計)	

 $<sup>^{1}\</sup> https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/kasenseibi/kaigankihonkeikaku.html$ 

	地域振		事業計画費	Ī		列	額	
漁港	興局・ 支庁	令和3 年度か ら繰越	令和4 年度か ら繰越	令和5年度新規	令和5年 度精算	不用額	令和6 年度へ 繰越	工事内容
口永	熊毛(屋	32,952	ı	I	32,952	_	ı	(*)離岸堤工
良部	久島)	l	50,681	ı	50,681	_	l	離岸堤工
区印		1	1	100,000	46,380	_	53,620	離岸堤工
知名	大島(沖	1	1,425	1	1,425	_	1	護岸工
제1	永良部)	1	1	32,730	32,730	_	1	護岸工、瀬利覚堤防
事務費		_	4,669	_	4,297	371	_	_
		_	_	41,813	38,119	36	3,657	_
合計		32,952	425,399	1,044,931	970,905	408	531,968	

<sup>(\*)</sup> 当初計画策定時では予見されなかった偶発的要因による事故繰越があったため

(令和6年度定期監査調書から監査人編集)

上表の事業費の負担割合は、事業内容により異なり、国が2分の1~3分の2と大部分を占め、 県の負担割合は概ね28%~42%となる(令和5年度水産業振興施策の概要95頁より算出)。 漁港海岸保全事業の主な事務のうち、国と県の担当は以下のとおりである。

## 〔漁港海岸保全事業の主な業務〕

主な業務内容	担当	適用法令及びマニュアル等
各地区の沿岸海岸保全計画の 策定	鹿児島県漁港漁場課計画 係	・海岸法
海岸保全施設の詳細設計(設計業務委託入札)	鹿児島県の各地域振興局 及び支庁	<ul><li>・地方自治法施行令</li><li>・鹿児島県契約規則</li><li>・鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱</li><li>・鹿児島県建設工事指名競争入札参加者等の指名基準に関する要綱</li></ul>
海岸保全施設の製作及び設置(請負入札含む)	鹿児島県の各地域振興局 及び支庁	<ul><li>・地方自治法施行令</li><li>・鹿児島県契約規則</li><li>・鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱</li><li>・鹿児島県建設工事指名競争入札参加者等の指名基準に関する要綱</li></ul>
海岸保全施設の完成検査	鹿児島県の各地域振興局 及び支庁	・地方自治法 ・鹿児島県工事検査規程
完成した海岸保全施設の公有 財産登録 (海岸保全区域台帳)	鹿児島県の各地域振興局 及び支庁	・海岸法
完成した海岸保全施設の公会 計用固定資産台帳への登録及 び減価償却	鹿児島県総務部財政課	・統一的な基準による地方公会計マニュアル(総務 省)
事業の事後評価	水産庁	・行政機関が行う政策の評価に関する法律

(監査人作成)

広域漁場整備事業と同様に、入札に先立って行われる設計額(積算額)の算出は、鹿児島県土木 部及び国の積算基準に基づいた積算ソフトを用いて実施し、鹿児島県の担当者、精査者及び総括精 査者の3者によりその算出結果を精査している。 積算単価は、原則として鹿児島県土木部の公共事業設計単価表並びに建設物価及び積算資料等の価格刊行物を基礎として算定し、これらに記載がないものは複数者から見積りを取り寄せることで算定している。工事ごとに積算単価根拠表を作成し、積算単価の検証ができるようになっている。なお、積算単価の採用順位は優先順位が高い順に、公共事業設計単価表、価格刊行物(建設物価及び積算資料)の平均、特別見積又は見積となっている。

後述する今回の監査で抽出した工事5件について、積算に関する不備は検出されなかった。

## 2 令和5年度に実施された漁港海岸保全事業

#### (1) 令和4年度からの繰越工事

令和5年度に実施された漁港海岸保全事業のうち、令和4年度からの繰越工事は23件あり、入札は全て一般競争入札(地方自治法第234条)又は指名競争入札(地方自治法第234条、同施行令第167条)によって実施されており、随意契約(地方自治法第234条、同施行令第167条の2)によるものは存在しなかった。そのうち3工事を検討対象として抽出した。

### (2) 令和5年度に入札及び契約した工事

令和5年度に実施された漁港海岸保全事業のうち、令和5年度に入札又は契約した工事は22件あり、入札は全て一般競争入札(地方自治法第234条)又は指名競争入札(地方自治法第234条、同施行令第167条)によって実施されており、随意契約(地方自治法第234条、同施行令第167条の2)によるものは存在しなかった。そのうち2工事を検討対象として抽出した。

## 3 公有財産管理(海岸保全区域台帳)

海岸保全区域台帳(海岸法第24条、同施行規則第8条)は、漁港ごとに設計図面並びに漁港海岸保全区域台帳(海様式1)、漁港海岸保全区域(海様式2)、海岸保全施設調書(海様式3)、海岸保全施設明細表(海様式4)、水準面図(海様式5)、標準断面図(海様式6)、海岸の概況(海様式7)及び海岸保全施設調べ(海様式8)を以って構成される。当該台帳は鹿児島県の各地域振興局及び支庁で毎年度に更新される。具体的には、工事が完成した翌年度の7月頃から各地域振興局で更新作業を開始し、本庁漁港漁場課の確認作業を経て10月頃に確定する。

### 4 事業評価

漁港海岸保全事業の事業評価は鹿児島県ではなく水産庁が行っており、直近では枕崎漁港に係る 期中評価が水産庁のホームページ<sup>2</sup>に公開されている。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は発見されなかった。

-

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 事業評価の結果:水産庁 (maff.go.jp)

 $https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/assess/hyouka/koukyou\_index.html\\$ 

## 5 抽出した工事の検討

## 5-1 請負 口永良部漁港海岸老朽化対策工事(R3-3工区)

### (1) 事業の概要

事業名	口永良部漁港海岸老朽化 対策工事(R3-3 工区)	主な工事内容	・海岸保全工事 ・機能強化工事 ・機能増進工事
離島区分	玉	鹿児島県	市町村
財源負担割合	8/10	2/10	_

(鹿児島県提出資料より監査人作成)

当該工事は、以下の8事業を合併したものである。

事業区分	箇所指定	最終契約金額(税込)
機能強化	令和2年度漁港施設機能強化事業【0国債】	8,200 千円
	令和3年度漁港施設機能強化事業	46,354 千円
	令和4年度漁港施設機能強化事業	1,300 千円
海岸保全	令和3年度海岸施設整備事業	54,920 千円
	令和4年度海岸施設整備事業	81,000 千円
	令和4年度海岸施設整備事業【県債】	10,880 千円
機能増進	令和3年度漁港機能增進事業(国補正)	12,000 千円
県単補修	令和4年度県単漁港補修事業	1,500 千円
合計		216,154 千円

(出処:口永良部漁港海岸老朽化対策工事(R3-3 工区)ファイル一式)

事業を合併した経緯として、口永良部漁港事業は令和3年度に3事業(機能強化・海岸老朽化・機能増進)ごとに入札を行ったが人材不足等の理由により応札者がなく、相次ぎ入札不調となった。令和4年度では、前年度の入札不調結果を踏まえ、発注方針を検討し、令和4年6月に3事業(機能強化・海岸老朽化・機能増進)を合併することで発注ロットを拡充し、入札を行ったが入札不調という結果は変わらなかった。それらの結果を検証した上で、さらに発注ロットを拡充したことによる。

## (2) 事業及び事務の経緯等

日付	処理	内容
令和4年		
8月5日	決裁	●口永良部漁港海岸老朽化対策工事 (R3-3 工区) の執行について
		口永良部漁港海岸で実施する以下の工事について決裁された。
		・離岸堤 L=34.0m
		消波ブロック 20t 型製作 127 個、据付 145 個、
		基礎工V=667 立米
		・防波堤改良
		消波ブロック 50t 型製作 15 個、仮置 142 個
		・泊地浚渫A=589 平米
		-4.0m 泊地浚渫A=400 平米V=240 立米
		-2.0m 泊地浚渫A=189 平米V=133 立米
		・設計額は税込 199,120 千円
		○入札事務チェックリスト
		工事名が口永良部漁港海岸老朽化対策工事 (R3-3 工区) であること、入札方法が一般入札

日付	処理	内容
		の総合評価方式で発注業種が土木一式(海上工事)であること、設計額が税込 199,120 千円
		であること等について、執行伺い起案時、精査後、起工時、予定価格作成時、公告・指名通
		知文作成・決裁時等全7回の機会に適切な確認者による確認が行われていた。
9月16日	開札	○入札執行調書
		入札に参加した4者の金額は以下のとおり
		なお、予定価格は 181,019 千円 (税込 199,120 千円) に、調査基準価格は 166,917 千円 (税
		込 183,136 千円)に、失格基準価格は 149,015 千円 (税込 163,917 千円) に設定されていた。
		・S A 建設(鹿児島市): 175,000 千円(税抜)・S B組(鹿児島市): 181,200(税抜)*予定
		価格超過・S C建設(薩摩川内市): 188,200 千円(税抜)*予定価格超過・S D建設(鹿
		屋市):辞退 唯一予定価格以下であったSA建設(鹿児島市)に落札の権利が発生した。
10月11日	契約	○建設工事請負契約書及び支出負担行為
		落札したSA建設と鹿児島県熊毛支庁長の間で、口永良部漁港海岸老朽化対策工事(R3-3
		工区)請負契約を締結した。契約金額は税込 192,500 千円であり、工期は令和4年 10 月 12
		日から令和5年3月 24 日の 164 日間
令和5年	I.	
1月6日	金額	●工事請負契約書第26条第8項に基づく協議の開始日について(伺い)
	変更	当該工事に使用している生コンクリートの価格高騰により、請負者たる S A 建設から現契
		約書第 26 条第 5 項に基づく請負代金変更の請求があったことに対応するため、協議開始日
		を工期末の45日前とすることの伺い。
		なお、承認後は速やかに請負者に対し書面により通知している。
2月10日	繰越	○事故繰越に係る繰越承認について(九財主2第5057号)
	承認	口永良部漁港地区にかかる農山漁村地域整備交付金(離島地区)の事故繰越について九州
		財務局の承認を得た。
		事故繰越の理由は以下のとおりであった。
		・令和4年 11 月 18 日に請負業者から新型コロナウイルス感染症により技術者が不足し
		ており、事業完成が困難になったことから、工事延伸の申立てがあったため
		・地元漁協である屋久島漁業協同組合からモジャコ蓄養のため、令和5年3月から6月ま
		での工事中止の要請があったため
3月13日	事故	●地域水産基盤整備事業等における事故繰越について
	繰越	添付された事故繰越を必要とする理由書によると、新型コロナウイルス感染症による技術
		者の確保が難しい状況が続いていること及び地元漁協からモジャコ蓄養のため令和5年3
		月から同年6月まで工事中止の要請があり、令和5年度内の工事完成が困難になったためと
		されている。地方自治法第220条第3項ただし書きに照らし適切
		・地域水産基盤整備事業:7,813 千円
		・漁港施設機能強化事業:34,028 千円
		・漁港海岸保全事業:32,952 千円
		…鹿児島県庁商工労働水産部部長により決裁済。また、総務部部長により承認済。鹿児島県事
		務処理規則別表2及び決裁区分に照らし適切。
		…なお、 <u>(α) 鹿児島県予算規則第15条及び鹿児島県予算規則の運用指針8(1)(2</u> )によると、
		事故繰越を行うときは、各局部長は毎年度3月31日までに知事の承認を受けなければなら
3月20日	延長	ないが、ファイルの中に知事の承認を示す文書がなかった。 ●工事の変更指示
		■工事の変更指小 同年3月13日における事故繰越の理由の他、離岸堤の基礎捨石投入量及び均し面積を現
		地測量結果に基づく計画へ更正が必要なこと、並びに泊地浚渫も当初計画箇所より広い範囲で泊地が進くなっていることから泊地浚渫土景が同様の東正が必要なこと等により工期を
		で泊地が浅くなっていることから泊地浚渫土量も同様の更正が必要なこと等により工期を

日付	処理	内容
		66 日間延長
3月22日	契約	●工事請負変更契約
		同年3月20日に決裁された内容のとおり、契約金額等は当初契約のままで工期のみ66日
		間延長した契約
3月31日	繰越	●繰越支出負担行為
		同年2月28日付支出負担行為票で決裁された内容のとおり、前払金を除いた総額115,500
		千円が令和5年度に繰越
5月12日	金額変更	●工事請負契約書第26条第7項に基づく請負代金の変更
	友史	20t 及び 50t の消波ブロック製作に使用したコンクリート価格の実績が、当初計画時より
		高騰したことによる請負代金の変更
		生コンクリート業者からSA建設に提出された納入書、請求書及び領収書によりコンクリ
		ート価格の実績を検証している。
		他方、実勢価格は工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案、
		令和4年11月)に則り算出されている。具体的には、当該コンクリートが現場に搬入され
		た時期に刊行された建設物価及び積算資料の令和5年1月号から3月号の平均金額に、購入
		月直近の公共事業設計単価表の屋久島と本土価格の差額を上乗せした金額として算出
		このように算出したコンクリートの実績価格と実勢価格の差額を「単品スライド額算定計
	通知	算書(発注者用、マニュアル 1-5)に反映させ、増加すべき請負金額を 6,290 千円と算定
	地和	〇口永良部漁港海岸老朽化対策工事(R3-3 工区)における工事請負契約書第 26 条第 7 項に基
		づく請負代金額の変更について(協議)     上記の決裁により承認された請負金額の 6,290 千円増加について、S A建設に協議を依頼
	変更	・ 工法変更について
	2.0	■上広を更に「パパピー 離岸堤の基礎捨石投入量及び均し面積を現地測量結果に基づく計画へ更正が必要なこと、
		####################################
		量も同様の更正が必要なことによる工法変更に係る伺い。また、生コンクリートの価格高騰
		に伴い請負者との間で現契約書第26条第5項及び第7項に基づく協議を行うことの伺い
5月15日	変更	●工事の設計変更承認について
		上記の5月12日付の工法変更伺いで決裁された内容に問題がないか鹿児島県庁漁港漁場
		課において検討、承認
5月17日	変更	●工事の変更指示
		上記5月15日の鹿児島県庁漁港漁場課により承認された内容に従い屋久島事務所技術専
		   門員が変更指示書を作成し、その内容につき同所内で決裁
5月18日	変更	●工事の変更指示
		現地測量の結果に基づく離岸堤の基礎捨石投入量及び均し面積の更正、並びに泊地浚渫の
		測量結果に基づく浚渫土量の更正。また、ブロック用野積場が陥没により一部使用できなく
		なったことにより、ブロックを搬出するための回航費の1回分追加。さらに、生コンクリー
		ト価格高騰による単品スライド額変更。以上3点が主な変更理由
5月25日	金額	●工事の設計変更
	変更	同年 5 月 18 日に熊毛支庁長が承認した工事変更により、変更後請負金額が 216,154 千円
		と見込まれ、2億円を超えたため鹿児島県庁漁港漁場課を経由し、副知事に諮っている。
		…鹿児島県副知事の決裁印があり、鹿児島県事務処理規則別表3及び決裁区分に照らし適切
5月26日	契約	○建設工事請負変更契約及び変更支出負担行為
		前日の副知事に承認された内容でSA建設と合意したことから、変更後請負金額を216,154千
		円(原契約より23,654千円増加)とする変更契約を熊毛支庁長との間で締結した。
5月29日	通知	○完成通知書

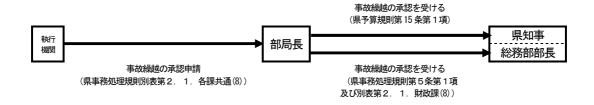
日付	処理	内容
		SA建設から熊毛支庁長宛の文書。同日を以って当該工事が全て完了し、工事請負契約書第32
		条第1項に基づき通知
6月20日	請求	○請求書(完成代金)
		SA建設から熊毛支庁長宛の請求書。請負代金 216,154 千円から前払済みの 77,000 千円を控
		除した 139,154 千円について請求
6月30日	支払	○支出命令票
		支出命令票による承認を経て、令和5年6月30日に残代金139,154千円が支払われた。
令和6年		
3月31日	更新	○□永良部漁港海岸保全台帳
		離岸堤については、今回の保全施設整備で行った34.0mを含む、令和2年度から令和4年度
		の累計 91.0m が、令和 5 年 5 月 29 日を竣功日として、海岸保全施設調書(海様式 3) に記
		録されていた。また、同様に標準断面図(海様式6)及び海岸保全施設調べ(海様式8)の
		離岸堤に係る箇所も 91.0m に更新
		海岸保全施設明細表(海様式4)において、今回の離岸堤に係る工事内容(ブロック製作
		127 個、据付 34.0m)及び取得の価格(146,800 千円)が、令和 5 年 5 月 29 日を竣功日とし
		て、適切に記録

(口永良部漁港海岸老朽化対策工事(R3-3工区)ファイル一式及び口永良部漁港海岸保全台帳より監査人作成) 上記事項の決裁等の手続きは、規定に従い適切に処理していることを確認した。

### ア. 下線 (α)、事故繰越時の知事承認の要否

事故繰越制度は、歳出予算の経費金額の当該年度内使用の原則に対する例外であり、かつ繰越明 許費と異なり、県議会の議決の対象とならないものであることからその運用には特に慎重を期する ことが求められる(鹿児島県予算規則の運用指針8(2))。ただし、鹿児島県予算規則第1条に「法 令その他に定めのある場合を除くほか」と同規則より上位の定めを優先できる文言があり、知事の 承認によらず、鹿児島県事務処理規則に基づき財政課を擁する総務部部長の承認によることも可能 と考えられる。

事故繰越の承認過程について簡単に整理すると以下のようになる。



本件事故繰越は、鹿児島県事務処理規則に則り適切に事務が執行されていたものと認められる。

### (3)事業の変遷等

(単位:千円)

事業区分	当初設計	当初金額	完成時設計	完成時金額
機能強化	防波堤(改良)	51,316	防波堤(改良)	55,854
	消波ブロック 50t 型		消波ブロック 50t 型	
	(製作 15 個、仮置 142 個)		(製作 15 個、仮置 142 個)	

事業区分	当初設計	当初金額	完成時設計	完成時金額
海岸保全	離岸堤L=34m	130,717	離岸堤L=34m	146,800
	消波ブロック 20t 型		消波ブロック 20t 型	
	(製作 127 個、仮置 175 個)		(製作 127 個、仮置 175 個)	
	基礎工 667 立米		基礎工 660 立米	
機能増進	泊地浚渫 589 平米、373 立米	10,467	泊地浚渫 1,766 平米、1,818 立米	13,500
及び県単	(内訳)		(内訳)	
補修	-4m 泊地 400 平米、240 立米		-4m 泊地 1,404 平米、1,198 立米	
	-2m泊地 189 平米、133 立米		-2m泊地 362 平米、620 立米	
合計		192,500	合計	216,154

(出処:口永良部漁港海岸老朽化対策工事(R3-3 工区)ファイル一式)

機能強化事業、海岸保全事業ともに、生コンクリートの価格高騰により消波ブロック製作費及び 起重機船の使用回数増加に伴い回航費が増額となったことによるもので異常は検出されなかった。

機能増進事業及び県単補修事業は、浚渫土量が増加したことによる金額変更であり、単価等に変更はなかった。

#### (4) 結論

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は発見されなかった。

## 5-2 現場視察 枕崎漁港海岸-令和6年11月28日

#### (1)枕崎漁港の概要

枕崎漁港は、第3種漁港のうち、水産業の振興上、特に重要な漁港として、昭和44年に特定第3種漁港に指定された漁港である(漁港漁場整備法第19条の3及び同施行令第2条の2)。

枕崎漁港の陸揚量及び陸揚金額の推移は以下のとおりであり、陸揚量は概ね国内 5 位、陸揚金額は概ね国内 7 位のあたりを保持している。

<枕崎漁港の陸揚	:量及び陸揚	会額の推和	多>
- ^ 1/L世界に示すと、 <b>*ノ</b> ドモコの		ハルカ貝・ノコエイ	//

項目	単位	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和
<b>供日</b>	半世	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
陸揚量	トン	102,688	100,587	102,284	87,024	89,364	84,949	79,198	66,774
同国内順位	位	5	5	4	6	6	5	5	6
陸揚金額	百万円	15,074	15,074	17,385	17,123	15,545	14,370	12,533	11,513
同国内順位	位	7	7	7	6	8	7	8	7

(水産庁ホームページ、各年の漁港港勢の概要より監査人編集)

鹿児島県がホームページで公表している漁港別の令和 3 年港勢データによると、枕崎漁港における陸揚量 66,774 トンのうち、主なものは、かつおが 35,900 トン (53.7%)、さばが 13,129 トン (19.6%)、まぐろが 8,669 トン (12.9%) であった。また、遠洋漁業による陸揚量は 45,515 トンであり陸揚量全体の 68.1%を占めている。

特定第3種漁港に指定されていることで、漁港の整備や保全の補助率が3分の2に優遇される等の恩恵がある。広域漁港整備事業は、漁港漁場整備法により行われる事業であり、利用漁船の安全面と利便性の両方を勘案しながら事業を進めている。

### (2) 枕崎漁港海岸における海岸保全事業

海岸保全事業は、国民の生命及び財産並びに国土の保全を目的として行われる事業であり、海岸線で漁船等の船舶が利用しない箇所で行われる。利用漁船等に影響がないため、当該事業と特定第3種漁港指定の間に因果関係はない。

## (3) 枕崎漁港海岸保全施設整備(高潮対策)工事の現場視察

本事業は、平成26年の台風19号及び平成27年台風15号により、枕崎漁港海岸の居住者に甚大な高潮被害が出たことを受けて、開始した高潮対策工事である。具体的には、離岸堤を設置することで沿岸の居住者の生命及び財産並びに国土の保全を目論んでいる。離岸堤設置予定海域周辺の水深が深い場合は船により離岸堤設置工事を行うが、海底までの深さが無い場合は陸地から仮道を伸ばして離岸堤設置工事を行う。本件工事は、離岸堤設置場所の水深が浅いため、陸地から仮道を伸ばす工法により工事している。



(監査人撮影:枕崎保全完成図)

枕崎漁港海岸保全施設整備(高潮対策)工事の R4-6 工区、R4-7 工区及び R4-8 工区において完成した離岸堤の様子は以下のとおりであった。



(監査人撮影:離岸堤 R5 完成)

当該離岸堤を別角度から撮影した。奥の離岸堤が設置されていない海岸では白波が立っているが、手前の離岸堤設置済みの海岸では波が立っていないことが確認できる。(次頁写真)



(監査人撮影:離岸堤有無による波の違い)

R5-1 工区及び R5-2 工区で完工した仮道(2 号工事用道路)の様子は以下のとおりであった。 これから新設する離岸堤設置工事のために使用される。



(監査人撮影:離岸堤への仮道)

## (4) 結論

視察した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は発見されなかった。

## 5-3 請負 枕崎漁港海岸保全施設整備(高潮対策)工事(R4-6工区)

# (1)事業の概要

(1) 1:2(-1)02			
事業名	枕崎漁港海岸保全施設整備(高潮対策)工事(R4-6工区)	主な工事内容	・離岸堤新設
本土区分	囲	鹿児島県	市町村
財源負担割合	2/3	0.86/3	0.14/3

(令和5年度水産業振興施策の概要他、鹿児島県提出資料より監査人作成)

## (2) 事業及び事務の経緯等

日付	処理	内容
令和5年		
2月20日	決裁	●工事の執行について

日付	処理	内容
		枕崎漁港海岸保全施設整備(高潮対策)工事(R4-6 工区)を以下のとおり執行を決裁
		・離岸堤L=125m
		消波工L=125m
		…消波ブロック据付(6t 型)N=664 個
		仮設工L=109m
		・1号工事用道路の撤去L=89m
		・3号工事用道路の設置L=115m
		・設計金額は税込 47,913 千円であり、指名競争入札によること
		○入札事務チェックリスト
		工事名が枕崎漁港海岸保全施設整備(高潮対策)工事(R4-6 工区)であること、入札方法
		が指名競争入札の価格競争方式で発注業種が土木工事一式であること及び設計額が税込
		47,913 千円等について、執行伺い起案時、精査後、起工時、予定価格作成時、公告・指名通
		知文作成・決裁時等全7回の機会に適切な記入者及び確認者による確認が行われていた。ま
		た、南薩地域振興局建設総務課工事事務係長による確認印が押印されていた。
		○指名選定等チェックリスト
		入札参加資格に関し、資格要件設計から入契委員会に至るまでのチェックリスト。南薩地
		域振興局河川港湾課漁港漁場係長兼技術主幹の確認印が押印されていた。
		○設計書作成事務チェックリスト
		工期、設計図面、設計書及び単価等の各項目について担当者、精査者及び総括精査者によ
		るチェックの証跡と押印あり。
3月9日	開札 落札	○入札執行調書 
		本件工事の指名競争入札は電子入札により行われ、開札時の記録は以下のとおり
		予定価格は 43,558 千円 (税込 47,913 千円) に、最低制限価格は 39,882 千円 (税込 43,870
		千円)に設定
		・ <b>UA建設(枕崎市)</b> : <b>43,000 千円(税抜)・</b> UB建設(枕崎市): 43,100 千円(税抜) 他8者 指名された 10 者の中で、一番低い価格を入札したUA建設が本件工事を落札
3月16日	契約	②建設工事請負契約及び支出負担行為
3/110 [	<i>&gt;</i> , 1, 1	○建設工事前員矢が及い文出員担任為 発注者たる南薩地域振興局長と受注者たるUA建設の間で下記内容で、契約締結
		清負金額は税込 47,300 千円、工期は令和5年4月19日から同年10月30日までの195日間
3月27日	支給	●支給材料の引き渡しについて(伺い)
	材料	大崎漁港海岸保全施設整備(高潮対策)工事(R4-6工区)において使用する支給材料につい
		て、建設工事請負契約書第15条に基づく受注者への引き渡しを行うため、支給材料引渡書
		の文案を決裁した。支給材料の総数は 449 個であり、内訳は以下のとおりである。
		・テトラネオ 6t 型 (R2-7 製作): 139 個/全 139 個
		・テトラネオ 6t 型 (R3-4 製作): 260 個/全 260 個
		・テトラネオ 6t 型(R3-5 製作): 50 個/全 260 個
3月30日	支給	○支給品受領書
	材料	枕崎漁港海岸保全施設整備(高潮対策)工事(R4-6 工区)において使用する支給材料につ
		いて、建設工事請負契約書第 15 条第 3 項に基づき受注者から発注者へ提出された受領書支
		給材料の総数は 449 個であり、内訳は上記に同じ
		…工事請負契約書第15条第3項に従い、引き渡しの日から7日以内に受領書が提出
3月31日	繰越	●繰越支出負担行為
		本件工事において、請負金額47,300千円(税込)を令和5年度に繰越した。本件工事を含
		む繰越明許費は議案第 110 号として鹿児島県議会において令和 4 年 12 月 20 日に原案可決
5月10日	請求	○請求書(前払金)

は果に合
合わせ
合わせ
合わせ
こ合わせ
こ合わせ
合わせ
-1ヾナ. ァ
・ルチァ
-1、ナーナ
三じたこ
置追加
が必要
費追加
09 千円
る工事
(R4-6
通知
00 千円
ム済みの
() () () ()

(出処: 枕崎漁港海岸保全施設整備(高潮対策)工事(R4-6 工区)ファイル一式)

上記事項の決裁等の手続きは、規定に従い適切に処理していることを確認した。

## (3) 設計の変遷等

( - ) H>(H)	. >====================================			
事業区分	当初設計	当初金額	完成時設計	完成時金額
離岸堤整	離岸堤 L=125m	47,300 千円	離岸堤 L=125m	52,109 千円
備工事	・消波工 L=125m		・消波工 L=125m	
	…消波ブロック据付 (6t 型)		…消波ブロック据付(6t 型)	

事業区分	当初設計	当初金額	完成時設計	完成時金額
	N=664 個		N=664 個	
	・仮設工 L=109m		・仮設工 L=109m	
	1号工事用道路撤去 L=89m		1号工事用道路撤去 L=89m	
	3号工事用道路設置 L=115m		1号工事用道路進入口復旧	
			L=10m	
			3号工事用道路設置 L=115m	
合計		47,300 千円	合計	52,109 千円

(出処: 枕崎漁港海岸保全施設整備 (高潮対策) 工事 (R4-6 工区) ファイル一式)

本工事費内訳表によると、1号工事用道路進入口復旧の追加、重建設機械分解・組立・輸送(クローラクレーン 65t 吊)往復の追加、単価見直しで軒並み単価が上昇したこと及び快適トイレ設置による増額であり、異常な項目はない。

## (4) 結論

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は発見されなかった。

## 5-4 請負 枕崎漁港海岸保全施設整備(高潮対策)工事(R5-3工区)

## (1) 事業の概要

( ) ) )			
事業名	枕崎漁港海岸保全施設整備(高潮対策)工事(R5-3工区)	主な工事内容	・護岸
本土区分	玉	鹿児島県	市町村
財源負担割合	2/3	0.86/3	0.14/3

(令和5年度水産業振興施策の概要他、鹿児島県提出資料より監査人作成)

既出の現場視察時の完成予定図の画像中、一番右の護岸工事が本件工事の対象である。

#### (2) 事業及び事務の経緯等

	1	事務の社 <del>にす。</del> 
日付	処理	内容
令和5年		
9月28日	決裁	●工事の執行について
		枕崎漁港海岸保全施設整備(高潮対策)工事(R5-3工区)を以下のとおり執行することを決裁
		・護岸工 L=69.9m
		・排水工 1式
		<ul><li>・付属工 1式</li></ul>
		・設計金額は税込 45,545 千円であり、指名競争入札によること
		○入札事務チェックリスト
		工事名が枕崎漁港海岸保全施設整備(高潮対策)工事(R5-3 工区)であること、入札方法
		が指名競争入札の価格競争方式で発注業種が土木工事一式であること及び設計額が税込
		45,545 千円等について、執行伺い起案時、精査後、起工時、予定価格作成時、公告・指名通
		知文作成・決裁時等全7回の機会に適切な記入者及び確認者による確認が行われていた。ま
		た、南薩地域振興局建設総務課工事事務係長による確認印が押印されていた。
		○指名選定等チェックリスト
		入札参加資格に関し、資格要件設計から入契委員会に至るまでのチェックリスト。南薩地
		域振興局河川港湾課港湾漁港係長兼技術主幹の確認印が押印されていた。
		○設計書作成事務チェックリスト
		工期、設計図面、設計書及び単価等の各項目について担当者、精査者及び総括精査者によ
		るチェックの証跡と押印あり。

日付	処理	内容
10月19日	開札	○入札執行調書
	落札	   本件工事の指名競争入札は電子入札により行われ、開札時の記録は以下のとおり
		予定価格は 41,405 千円(税込 45,545 千円)に、最低制限価格は 37,962 千円(税込 41,759 千
		円)に設定
		・RA産業 (枕崎市): 40,500 千円 (税抜)・RB建設 (枕崎市): 40,600 千円 (税抜)
		他 10 者 指名された 12 者の中で、一番低い価格を入札した R A産業が本件工事を落札
10月26日	契約	○建設工事請負契約及び支出負担行為
		発注者たる南薩地域振興局長と受注者たるRA産業の間で下記の内容で契約締結
		請負金額は税込44,550千円、工期は令和5年10月27日から令和6年3月25日、151日間
11月14日	請求	○請求書(前払金)
		R A産業からの前払金 17,820 千円の請求
11月28日	支払	○支払確認
		RA産業に対し、前払金 17,820 千円を支払った。
令和6年		TOTAL AND THE TRANSPORT OF THE PROPERTY OF THE
3月21日	延長	●工事の変更指示
		以下の理由により、工期を 46 日間延長すること及び変更指示書(第1号)を決裁
		・施工箇所の背後にある加工場より、工事に伴う騒音・振動対策の要望があったことから、
		工事着手前の立会、説明及び承諾が必要になったため
		・岩盤床掘のブレーカー破砕において、騒音等の軽減のため施工に日数を要したため
3月25日	延長	●枕崎漁港海岸保全施設整備(高潮対策)工事(R5-3 工区)の変更
		上記の理由による工期の46日間延長に係る変更契約の締結
3月31日	繰越	●繰越支出負担行為
		請負金額 44,550 千円(税込)から前払金 17,820 千円を控除した 26,730 千円が令和 6 年
		度に繰越。なお、令和6年3月7日の鹿児島県議会において、本件工事を含む繰越明許費
		の補正予算が原案可決されている。
5月1日	延長	●工事の変更指示
		以下の理由により、工期をさらに 52 日間延長すること及び変更指示書(第 2 号)を決裁
		   ・消波ブロック据付位置に仮設道路(袋詰め玉石)があり、仮設道路を撤去しながら消波
		ブロックの据付を行う必要があることから、施工に日数を要するため
		・現場内の消波ブロック数量に応じた据付断面の調整が必要、図面作成等に時間を要する
	契約	●枕崎漁港海岸保全施設整備(高潮対策)工事(R5-3 工区)の建設工事請負変更契約締結
		上記の理由により完工予定日を令和6年5月10日から52日間延長し、同年7月1日に変
		更する工事請負変更契約を締結
6月20日	延長	●工事の変更指示
		以下の理由により、工事を変更すること及び工期を 52 日間延長することに関する変更指
		示書 (第3号) を決裁
		・護岸工
		…着工前測量の結果、地盤線の差異が確認され、当該結果に基づいた数量に更正
		…護岸工の摺付け区間について、当初は既設護岸を撤去する計画であったが、背後建物
		等への影響を鑑み廃工
		・付属工
		…当初は護岸背後の施設用地は未舗装の計画であったが、現地再調査の結果、降雨によ
		る側溝の洗堀や土砂の流出が懸念されることから張コンクリートを追加
		・消波工
		…当初、既設消波工は3号工事用道路を波浪から保護するため、工事用道路の沖側に仮

日付	処理	内容
		置し、完成後の新設護岸に据付する計画であったが、引き続き、3号工事用道路を保
		護する必要が生じたため親切護岸への据付を廃止
6月26日	金額	●工事の設計変更
	変更	上記の理由により本件工事の設計を変更すること及び請負金額を1,682千円減額し42,868
		千円(税込)とすることを決裁
	契約	○建設工事請負変更契約書及び変更支出負担行為
		RA産業と南薩地域振興局長の間で、請負金額を44,550千円から1,682千円減額し42,868
		千円(税込)に変更する工事請負変更契約を締結
7月1日	通知	○完成通知書
		RA産業から南薩地域振興局長宛の文書。同日を以って当該工事が全て完了し、工事請負
		契約書第32条第1項に基づき通知
7月9日	請求	○請求書(完成代金)
		R A 産業から南薩地域振興局長宛の請求書。請負代金 42,868 千円から前払済みの 17,820
		千円を控除した 25,048 千円について請求
8月2日	支払	○支払確認
		令和6年8月2日に請求された残代金25,048千円が支払われた。

(出処:枕崎漁港海岸保全施設整備(高潮対策)工事(R5-3 工区)ファイル一式)

上記事項の決裁等の手続きは、規定に従い適切に処理していることを確認した。

## (3) 設計の変遷等

事業区分	当初設計	当初金額	完成時設計	完成時金額
護岸工事	護岸堤 L=69.9m	44,550 千円	護岸堤 L=65.8m	42,868 千円
	排水工 1式		排水工 1式	
	付属工 1式		付属工 1式	
合計		44,550 千円	合計	42,868 千円

(出処: 枕崎漁港海岸保全施設整備 (高潮対策) 工事 (R5-3 工区) ファイル一式)

本工事費内訳表によれば、護岸工のうち、背後建物においてひび割れ等の影響が懸念された新設 護岸A及びBの廃止又は更正による減額であった。

## (4) 結論

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は発見されなかった。

## 5-5 請負 久志漁港海岸高潮対策工事(R5-1 工区)

### (1) 事業の概要

(1) 1:2(-1)02			
事業名	久志漁港海岸高潮対策工 事(R5-1工区)	主な工事内容	・離岸堤
本土区分	围	鹿児島県	市町村
財源負担割合	2/3	0.86/3	0.14/3

(令和5年度水産業振興施策の概要他、鹿児島県提出資料より監査人作成)

## (2) 事業及び事務の経緯等

(-/ -/	1			
日付	処理	内容		
令和5年	令和5年			
6月21日	決裁	●工事の執行について		
		久志漁港海岸高潮対策工事(R5-1 工区)を以下のとおり執行することを決裁		
		・離岸堤②(改良) L=18.5m		
		…捨石投入V=234 立米、捨石均しA=360 平米		

日付	処理	内容
		…ブロック製作N=36 個、据付N=109 個、撤去仮置きN=21 個
		・設計金額は税込 44,379 千円であり、指名競争入札によること
		○入札事務チェックリスト
		工事名が久志漁港海岸高潮対策工事 (R5-1 工区) であること、入札方法が指名競争入札の
		価格競争方式で発注業種が土木工事一式 (海上工事) であること及び設計額が税込 44,379 千
		円等について、執行伺い起案時、精査後、起工時、予定価格作成時、公告・指名通知文作成・
		決裁時等全7回の機会に適切な記入者及び確認者による確認が行われていた。また、南薩地
		域振興局建設総務課工事事務係長による確認印が押印されていた。
		○指名選定等チェックリスト
		入札参加資格に関し、資格要件設計から入契委員会に至るまでのチェックリスト。南薩地
		域振興局河川港湾課港湾漁港係長兼技術主幹の確認印が押印されていた。
		○設計書作成事務チェックリスト
		工期、設計図面、設計書及び単価等の各項目について担当者、精査者及び総括精査者によ
		るチェックの証跡と押印あり。
7月13日	開札	○入札執行調書
	落札	本件工事の指名競争入札は電子入札により行われ、開札時の記録は以下のとおり
		予定価格は 40,345 千円 (税込 44,379 千円) に、最低制限価格は 36,609 千円 (税込 40,270
		千円)
		・QA建設(南さつま市): 36,609 千円(税抜)・QB組(南さつま市): 36,609 千円(税抜)
		他8社 指名された10者の中で、2者が一番低い価格を同額で入札したため、抽選により
		QA建設が本件工事を落札
7月20日	契約	○建設工事請負契約及び支出負担行為
		発注者たる南薩地域振興局長と受注者たるQA建設の間で締結された契約書。
		請負金額は税込 40,270 千円、工期は令和 5 年 7 月 24 日から令和 6 年 1 月 24 日までの 185
		日間となっている。
7月24日	請求	○請求書(前払金)
		QA建設からの前払金 16,100 千円の請求
7月27日	決裁	●建設リサイクルの通知書について(伺い)
		建設工事に係る資材の再資源等に関する法律第 11 条の規定により、建設工事の分別解体
		に係る通知を鹿児島知事に対し行うことを決裁
8月7日	支払	●支出命令及び支払確認
		QA建設に対し、前払金 16,100 千円を支払った。
令和6年		
1月19日	延長	●工事の変更指示
		以下の理由により、工期をさらに 128 日間延長すること及び当該変更に係る変更指示書
		(第1号)を決裁
		・基礎工、基礎捨石工及び捨石荒均し(堤内側)の施工において、潮位の影響により作業
		船を近づけての作業が困難な期間があり、施工に不測の日数を要したため
		・起重機船の在港調査の結果、設計時は川内港からの往復を想定していたが、より現場に
		近い小湊漁港からの往復で足りる見込みとなったため
	江田	・快適トイレを設置したため
	延長	●久志漁港海岸高潮対策工事(R5-1 工区)の建設工事請負変更契約
		上記の理由により、完工予定日を令和6年1月24日から128日間延長し、同年5月31日
2月7日	亦百	に変更する工事請負変更契約を締結
2月7日	変更	●工事の変更指示

日付	処理	内容
		以下の理由により防舷材設置を追加すること及び当該変更に係る変更指示書(第2号)を決裁
		・久志漁港の-2.0m物揚場において、防舷材の欠落が確認され、船の給油に支障が出ているた
		め、防舷材設置を追加
2月13日	支給	<ul><li>●支給材料の引き渡しについて(伺い)</li></ul>
	材料	久志漁港海岸高潮対策工事 (R5-1 工区) において使用する支給材料について、建設工事請
		負契約書第 15 条に基づく受注者への引き渡しを行うため、支給材料引渡書の文案を決裁し
		た。支給材料の総数は 73 個であり、内訳は以下のとおり。
		・消波ブロック(3連ブロック):62個 *引渡場所は坊津地区上水道ヤード
		・消波ブロック(3連ブロック):11個 *水中仮置き分のため引渡場所は離岸堤②
	支給	○支給品受領書
	材料	久志漁港海岸高潮対策工事 (R5-1 工区) において使用する支給材料について、建設工事請
		負契約書第15条第3項に基づき受注者から発注者へ提出された受領書が見当たらなかった。
		支給材料の総数は73個であり、内訳は上記に同じ
		…工事請負契約書第15条第3項に従い、引き渡しの日から7日以内に受領書が提出
3月8日	戻入	●戻入命令票
		QA建設へ前払金の一部(3,300 千円)の返納を決裁
		本来であれば、南薩地域振興局河川港湾課から鹿児島県漁港漁場課に対し、本件工事で支
		払済の前払金 16,100 千円の申告をすべきところ、当該前払金の申告を失念し、請負金額
		40,270 千円全額を令和6年度への繰越確定額として報告したことにより、令和5年度におい
		て鹿児島県に3,300千円の歳入不足が生じたことによる戻入命令である。
		(β) 南薩地域振興局河川港湾課は、漁港漁場課関係事業の繰越確定額の報告事務を同局 同課のみで執行していたことが原因と分析した上で、再発防止策として同局建設総務課と合
		議し、双方で確認した上で、鹿児島県漁港漁場課に最終報告する過程を追加することを検討
		<u>している。</u>
		・・・執行機関たる南薩地域振興局建設総務課長の決裁印及び出納機関たる同局建設総務課
0 11 11	24.45	課長補佐による決裁印があり、地域振興局及び支庁事務処理規程別表3に照らし適切。
3月11日	決裁	○返納通知書兼領収書及び保証証書(前払金保証)
		QA建設から3,300千円の戻入があった。西日本建設業保証株式会社により当初前払金16,100
3月15日	変更	千円から当該戻入額を控除した12,800千円が保証された。
3月13日	変史	●工事の変更指示
		以下の理由により、秋目漁港の堆積土砂撤去を追加すること及び当該変更に係る変更指示
		書(第3号)の文案を決裁  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		・秋目漁港の-2.0m物揚場前面に土砂や石が堆積している箇所があり、停船時に土砂等が
		船底にあたり、船の安全な停泊を担保するため土砂等の撤去を追加
		…南薩地域振興局建設部長の決裁印があり、地域振興局及び支庁事務処理規程別表2並びに決   裁区分に照らし適切。
3月31日	繰越	●繰越支出負担行為
07,01	7,100	<b>・                                   </b>
		なお、令和5年12月19日の鹿児島県議会において、本件工事を含む繰越明許費の補正予算が
		原案可決
5月16日	変更	●工事の変更指示
		以下の理由により、基礎工や防舷材工の更正等及び当該変更に係る変更指示書(第4号)
		の文案を決裁
		・既設ブロックを撤去したところ、再利用できないブロックがあり、当該再利用不可ブロ
		ックはブロック据付時の中詰めに利用
		・着工前測量の結果、横断に差異が生じたことによる基礎工の各数量の更正
<u> </u>	<u> </u>	

日付	処理	内容
		・防舷材を設置する箇所の表面にカキ類の付着が確認され、製品を堤防に密着させるため
		にカキ落とし工の追加
		・防舷材取付の際、カキ落とし作業、アンカー削孔、ボルト取付作業等に足場が必要なこ
		とから、単管足場を追加
5月20日	金額	●工事の設計変更
	変更	以下の理由により本件工事の設計を変更すること及び請負金額を2,524千円減額し37,746
		千円(税込)とすることを決裁
		・起重機船が設計時よりも現場に近い小湊漁港との往復になったことによるえい航費用の減少
		・撤去した既設ブロックの中に再利用ができないブロックがあったため、当該再利用不可分は
		ブロック据付時の中詰めとして利用
		・(県単独事業) 久志漁港の-2.0m物揚場において防舷材の欠落が確認され、船の給油に支障が
		出ていることによる防舷材の追加
		・(県単独事業) 防舷材を設置する箇所の表面にカキ類の付着が確認され、製品を堤防に密着さ
		せるためにカキ落とし工の追加
		・(県単独事業)防舷材取付の際、カキ落とし作業、アンカー削孔、ボルト取付作業等に足場が
		必要なことから、単管足場を追加
		・(県単独事業) <u>(γ) 秋目漁港の-2.0m物揚場前面に土砂が堆積しており、停船時に土砂等が</u>
	±1164-	船底にあたり、船の安全な停泊に支障をきたしていることから、土砂の撤去を追加
	契約	○建設工事請負変更契約及び変更支出負担行為
		QA建設と南薩地域振興局長の間で、請負金額を 40,270 千円から 2,524 千円減額し 37,746
	\L+b	千円(税込)に変更する工事請負変更契約を締結
	決裁	●支出負担行為
		前出の請負金額変更に係る契約が締結されたことを受け、県単独事業で新規追加分の
5 E 01 E	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1,717 千円の支出負担行為を決裁
5月31日	通知	○完成通知書
		QA建設から南薩地域振興局長宛の文書。同日を以って当該工事が全て完了し、工事請負契
4 11 40 11	=+ b	約書第32条第1項に基づき通知
6月12日	請求	○請求書(完成代金)
		QA建設から南薩地域振興局長宛の請求書。請負代金37,746 千円から前払済みの12,800 千
	. 1. 22	円を控除した 24,946 千円について請求があった。
7月19日	支払	○支払確認表
		令和6年7月19日に請求された残代金24,946千円が支払われた。 (出処: 久志海海海岸高瀬対策工事(R5-1 T区)ファイルー式)

(出処: 久志漁港海岸高潮対策工事(R5-1 工区)ファイル一式)

上記事項の決裁等の手続きは、規定に従い適切に処理していることを確認した。

## ア. 下線 (β)、繰越確定額の誤謬

鹿児島県では支払に先立ち支出命令票による決裁が行われ(鹿児島県会計規則第65条)、鹿児島県の財務システムには、その支払期日における支払額及び支払後の支出命令未済額が記録されているのであるから、今回の報告においても、まずはその最新記録との突合が行われたのか否か等、従前の事務の過程を丁寧に追跡及び点検されたい。すなわち、今回の誤謬の真の原因は、同局河川港湾課単独で事務を執行したことではなく、同局同課担当者が参照すべき記録を取り違えたことにあるではないかということである。また、地方自治法第2条第15項は、地方公共団体に常に組織及び運営の合理化に努めるよう求めている。

## 【意見16-1】繰越確定額の報告における誤謬に係る再発防止策の再検証について

本件工事の繰越確定額の報告事務における誤謬の真因が、同局河川港湾課担当者による参照すべ

き記録の取り違えであれば、他部署による合議と双方による確認業務を追加し増加する人件費等のコストを鑑みると、同局河川港湾課内におけるチェックリストによる統制のみでも十分な効果が期待でき、費用対効果が高いと見込まれることから、再検証されたい。

## イ. 下線 (γ)、久志漁港とは別の漁港の工事への予算流用

南薩地域振興局の回答から、秋目漁港を含む本件工事は、令和6年度へ繰越し、令和6年度に完工しているため、令和7年4月以降に作成する令和6年度監査調書や海岸保全区域台帳への令和6年度実績の記帳に際し、秋目漁港に係る事業経費は、本件工事から分離して秋目漁港の工事として記録するとの回答があった。また、南薩地域振興局建設部の漁港管理費-工事請負費内、すなわち同じ節内における予算流用であることから、地方自治法第220条第2項、鹿児島県予算規則第17条及び同運用指針11(1)(2)の場合に該当せず、知事又は財政課課長の承認は要しない(財政課課長承認につき鹿児島県事務処理規則別表第2.1.財政課(9))。なお、箇所間流用の起案、決裁を本庁漁港漁場課が確認している。今回監査した範囲において、本件の予算流用に係る事務は適切に執行されていたと認められる。

#### (3) 事業の変遷等

事業区分	当初設計	当初金額	完成時設計	完成時金額
国補助事	離岸堤②(改良) L = 18.5 m	40,270 千円	離岸堤②(改良) L = 18.5 m	36,029 千円
業	捨石投入 V=234 立米		捨石投入 V=235 立米	
	捨石均し A=360 平米		捨石均し A=358 平米	
	ブロック製作 N=36 個		ブロック製作 N=36 個	
	ブロック据付 N=109 個		ブロック据付 N=109 個	
	撤去仮置き N=21 個		撤去仮置き N=22 個	
県単独事	_	_	・久志漁港	1,717 千円
業			防舷材 4基	
			・秋目漁港	
			堆積土砂撤去 1式	
合計		40,270 千円	合計	37,746 千円

(出処: 久志漁港海岸高潮対策工事 (R5-1 工区) ファイル一式)

本工事費内訳表によると、離岸堤②の設計時は川内港から現場まで起重機船を往復回航させる想定であったが、実際には現場により近い小湊漁港に使用予定の起重機船が滞在しており、往復のえい航費のみで足りたことによる減額の影響が大きかった。

## 5-6 請負 江口漁港海岸メンテナンス工事(R4-2工区)

### (1) 事業の概要

(1) 子本の例文			
事業名	江口漁港海岸メンテナン ス工事(R4-2 工区)	主な工事内容	・海岸メンテナンス
本土区分	玉	鹿児島県	市町村
財源負担割合	5/10	4.15/10	0.85/10

(令和5年度水産業振興施策の概要他、鹿児島県提出資料より監査人作成)

### (2) 事業及び事務の経緯等

(=) 1210210 133 14241 3		
日付	処理	内容
令和5年		
3月3日	決裁	●江口漁港海岸メンテナンス工事(R4-2 工区)の執行について
		江口漁港海岸で実施する以下の工事について決裁
		・離岸堤 (南) L=15.7m

日付	処理	内容
		捨石工: V=1,730 立米
		被覆ブロック据付工(2~10t 型)N=376 個
		方塊製作据付工(61t)N=1個
		・離岸堤(北)
		被覆ブロック製作工(10t 型)N=85 個
		・設計額は税込 99,315 千円
		○入札事務チェックリスト
		工事名が江口漁港海岸メンテナンス工事 (R4-2 工区) であること、入札方法が一般入札の
		総合評価方式で発注業種が土木一式 (海上工事) であること、設計額が税込 99,315 千円であ
		ること等について、執行伺い起案時、精査後、起工時、予定価格作成時、公告・指名通知文
		作成・決裁時等全7回の機会に適切な確認者による確認が行われていた。
		○設計書作成事務チェックリスト
		工期、設計図面、設計書及び単価等の各項目について担当者、精査者及び総括精査者によ
4月10日	開札	るチェックの証跡と押印があった。
47101	HIL	○総合評価方式入札執行調書 → 大供工事の、解禁等も対は電子では、ため気をお、問対はよの記録はいてのしため
		本件工事の一般競争入札は電子入札により行われ、開札時の記録は以下のとおり なお、予定価格は 90,287 千円(税込 99,315 千円)に、調査基準価格は 83,060 千円(税込
		91,366 千円)に、失格基準価格は 74,318 千円(税込 81,750 千円)にそれぞれ設定
		・TA建設 (鹿児島市): 83,060 千円 (税抜)・TB建設 (鹿児島市): 83,060 千円 (税抜)
		· T C建設 (鹿児島市): 83,060 千円 (税抜) 他3者: 辞退
		3者が同額での入札であったため、技術評価点を基礎とした評価値の高い順に落札優先度が
		設定された上で、落札は保留された。
4月26日	契約	○建設工事請負契約書及び支出負担行為
		発注者たる鹿児島地域振興局長と受注者たるTC建設の間で下記の内容で契約締結
		請負金額は税込 91,366 千円、工期は令和 5 年 4 月 27 日から同年 12 月 12 日までの 230 日間
5月24日	請求	○請求書(前払金)
		TC建設からの前払金 36,500 千円に係る請求
6月7日	支払	○支出命令
		5月24日にTC建設からの前払金36,500千円に係る請求書を受理したため、当該前払金の支
		出命令を決裁し、同額を支払い
10月27日	請求	○請求書(中間前払金)及び保証証書(前払金保証)
		TC建設からの6月に支払済の前払金36,500千円とは別の18,200千円に係る請求書と西
		日本建設業保証株式会社による 18,200 千円の保証証書を受理した。
11月6日	変更	●変更指示
		主たる変更理由と内容は以下のとおりであった。これらは同年4月26日付工事請負契約
		書第18条に基づき行われた。
		・着工前測量の結果、当初想定より浅い位置で地盤線が発現したことから、以下の捨石数
		量の更正を行った。
		…本体部分の捨石投入量を V=517 立米から V=398 立米へ更正。
		・・・・埋戻部の捨石投入量を V=1,213 立米から 1,005 立米へ、グラブ床堀量を V=243 立
		米から67立米へ更正。
		・既設ブロック (8t 及び 4t) を撤去した結果、吊鉄筋が腐食して使用できない状況が確認 され、据付作業に支障があるため、吊鉄筋の追加取付を行う。
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		・離岸堤(北)の標識灯設置工事は次期工事(令和5年度補正予算)で対応予定であり、

日付	処理	内容
		海上工事が可能な令和6年6月から同年8月を想定しているものの、次期工事で特注品
		である標識灯の製作発注から設置まで行った場合、材料入手の長期化等の社会的要因か
		ら当該海上工事可能期間を超過する恐れがあるため、本件工事においてその製作を完了
		させる。
		…標識灯 N=0基から N=1基に更正
11月10日	支払	○支出命令
		TC建設から請求された中間前払金18,200千円を支払った。
11月27日	延期	○工期延期届
		TC建設から鹿児島地域振興局長宛の文書。 先行工区 (R4-1 工区) の工期延長による海上
		工事待ちが発生し着工前測量が当初6月から9月に後ろ倒しになったこと及び 11 月6日付
		変更指示書(第1号)における標識灯の追加製作の部材調達等に 80 日程度を要することに
		よる工期の延長
		当初計画では令和5年12月12日に完工予定であったが、令和6年2月29日に工事請負契約
		書第22条第1項に基づく変更請求
11月28日	延期	●変更指示
		TC建設から受けた工事請負契約書第22条第1項に基づく受注者の責めに帰すことがで
		きない事由による工期延長請求について検討し、延長の必要性を認め、完工予定日を令和6
11 日 20 日	7:f <del>.U</del> u	年2月29日とする変更指示を承認
11月29日	延期	● (工事事務) 建設工事請負契約の変更契約について
		鹿児島地域振興局長とTC建設間の建設工事請負変更契約に係る伺い。工期を 79 日延長
12月15日	変更	し完工予定日を令和6年2月29日とし、請負金額に変更はない。
12 月 13 日	友史	●変更指示 現場には第17、記案)と地間(7.日の均地は1.1/1十工事状深川検書 11.7.1.11)及び
		現場に快適トイレ設置した期間 6.7 月の追加計上(土木工事共通仕様書 11-7-1-11)及び 実際の真夏日日数にも続く熱中症対策費用追加(現場管理費の補正、同仕様書 11-7-1-12)
		天宗の真复口口数にも続く然下症が永貞用追加(兄物自珪真の相正、同止な音 11-7-1-12)によるもの。変更指示書(第3号)の文案及び鹿児島地域振興局河川港湾課長が確認者とし
		て押印済みの工事の設計変更に関するチェックリスト(総括表)とともに決裁されていた。
12月18日	金額	●建設工事請負変更契約
	変更	令和5年度補正予算で設置予定の離岸堤(北)の標識灯製作を本件工事で先行実施するこ
		と及び着工前測量の結果に基づく捨石工数量等の更正による請負金額の変更。当初請負金額
		91,366 千円から 4,013 千円増加の 95,380 千円(全て税込)に変更契約
12月18日	決裁	●変更支出負担行為
		12 月 18 日の請負金額増額合意に係る支出負担行為票の変更。令和4年度繰越明許費
		91,366 千円に 579 千円を追加計上し、かつ令和 5 年度予算から 3,434 千円を充てることに
		より総額 95,380 千円の支出負担行為を執行
令和6年		
2月29日	完成	○完成通知書
		TC建設から鹿児島地域振興局長宛の文書。本件工事が令和6年2月29日を以って完成
		したことを工事請負契約書第 32 条第1項に基づき通知したもの。離岸堤(南)の着工前と
		完工時の画像が完成書類として添付
3月14日	請求	○請求書(完成代金)
		TC建設から請負金額 95,380 千円から前払金として支払済の 54,700 千円を控除した残額
		40,680 千円の請求
3月28日	支払	○支出命令
		TC建設に請負金額 95,380 千円から前払金として支払済の 54,700 千円を控除した残額
		40,680 千円を支払った。

日付	処理	内容
3月31日	更新	○江口漁港海岸保全区域台帳
		江口漁港海岸の南北離岸堤メンテナンス事業で、令和 5 年度に完工した R4-1 工区、R4-2 工
		区及びR4-3工区の工事が海岸保全施設明細表(海様式4)に計上されていた。
		・平面図対象番号 A-3-3(南離岸堤)における R5 離岸堤ブロック据付 L=15.7m:109,801
		千円
		・平面図対象番号 A-3-5 (北離岸堤) における R5 離岸堤ブロック製作 (10t 型、N=170 個):
		44,703 千円
		これらの合計は 154,504 千円であり、R4-1 工区(37,234 千円)、R4-2 工区(95,380 千円)
		及び R4-3 工区(21,890 千円)の合計と一致
		なお、標準断面図(海様式6)は標識灯や被覆ブロック設置等の本件工事を含む一連の工事
		完工後の令和7年度において更新予定とのことであった。

(出処:江口漁港海岸メンテナンス工事 (R4-2 工区) ファイル一式)

決裁等の手続きは、規定に従い適切に処理していることを確認した。

## (3) 設計の変遷等

事業区分	当初設計	当初金額	完成時設計	完成時金額
海岸メン	離岸堤(南)L=15.7m	91,366 千円	離岸堤(南)L=15.7m	95,380 千円
テナンス	・捨石工 V=1,730 立米		・捨石工 V=1,403 立米	
工事	・被覆ブロック据付工(2~		・被覆ブロック据付工(4~10t	
	10t 型)N=376 個		型)N=306個	
	・方塊据付工 (61t) N= 1 個		・方塊据付工(61t)N= 1 個	
	離岸堤(北)L=18.0m		離岸堤(北)L=18.0m	
	・被覆ブロック据付工(10t		・被覆ブロック据付工(10t 型)	
	型)N=85個		N=85 個	
			・方塊製作工(61t)N=1個	
			・標識灯製作N=1個	
合計		91,366 千円	合計	95,380 千円

(出処:江口漁港海岸メンテナンス工事 R4-2 工区ファイル一式)

本工事費内訳表によれば、着工前測量で、当初想定より地盤線が浅かったことによる基礎捨石工の減少により減額したものの、吊鉄筋追加及び方塊ブロック追加並びに離岸堤(北)標識灯の先行調達により増額したことによる。

## (4) 結論

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は発見されなかった。

# <事業番号17> 市町村地域水産基盤整備事業(計画係・建設係)

## 1 市町村地域水産基盤整備事業の概要

地域における水産物の生産及び流通機能の強化を図るための市町村管理漁港施設(第1種漁港、漁港漁場整備法第5条並びに第25条第1項第1号及び第3号)の整備を鹿児島県内の市町村が行った場合に、当該市町村に対して補助を行うものである。具体的には、市町村が実施する水産生産基盤整備事業、地方創生港整備推進交付金及び農山漁村地域整備交付金(地域水産物供給基盤整備事業)の国庫補助金相当分を鹿児島県が受け入れ、市町村へ補助するもので、鹿児島県の予算として計上されているのは当該国庫補助金相当分である。すなわち、鹿児島県は国と県内の補助対象市町村の間で行われる申請手続や補助金の支給の中継をするのみであり(水産基盤整備事業補助金交付要綱第17及び地方創生港整備推進交付金交付要領第2)、本補助事業に関して鹿児島県の金銭的負担は発生しない。

なお、制度上は市町村事業に対して補助するのは鹿児島県であり、国はその県が行う補助事業に対し 補助するため、いわゆる代行とは異なる。したがって、国から事務手数料等の歳入を受け入れることはそ もそも想定されていない。

## 2 市町村地域水産基盤整備事業において鹿児島県が執行する事務

市町村地域水産基盤整備事業の主な事務のうち、国、県及び市町村の担当は以下のとおりである。 〔市町村地域水産基盤整備事業の主な事務〕

主な業務内容	担当	適用法令及びマニュアル等
県内補助対象市町村の水産基盤整備計画の策定	県内補助対象市町村	・漁港及び漁場の整備等に関する法律
上記計画に基づく水産基盤整備事業の実施	県内補助対象市町村	<ul><li>・地方自治法施行令</li><li>・市町村ごとの関連規則、要綱等</li></ul>
県内補助対象市町村からの水産基盤整備事業の 補助金申請受理及び内容確認	鹿児島県漁港漁場課管理係	・ 鹿児島県漁港漁場関係事業補助金要綱 ・ 鹿児島県補助金等交付規則
県内補助対象市町村の水産基盤整備事業によっ	県内補助対象市町村	・地方自治法
て完工した施設の完成検査	\(\rangle 1 \) 1 \(\rangle \rangle \r	・市町村ごとの関連規則、要綱等
県内補助対象市町村が作成した実績報告書の確	鹿児島県漁港漁場課管理係	・鹿児島県漁港漁場関係事業補助金要綱
認検査	龙儿母外流 已流 多	・鹿児島県補助金等交付規則
(市町村からの交付申請後)	鹿児島県漁港漁場課管理係	・鹿児島県漁港漁場関係事業補助金要綱
県内補助対象市町村への補助金の交付決定	比九局宗儒仓儒物林昌生床	・鹿児島県補助金等交付規則
完成した施設の漁港台帳への登録	県内補助対象市町村	・漁港漁場整備法
事業の事後評価	(鹿児島県の事後評価対象外)	(鹿児島県の事後評価対象外)

(監査人作成)

(単位:千円)

### 3 抽出した事業の事務執行状況の検討

令和5年度において国庫補助対象となった事業は以下のとおりである。

〔令和5年度市町村地域水産基盤整備事業の実績〕

漁港名	計画事業費	令和5年度精算額	残額	工事内容	
<b>無伦石</b>	令和5年度新規	7113 十/支相异识	令和6年度へ繰越		
汐見漁港	199,797	72,528	127,269	防波堤	

(出典:令和6年度定期監查調書)

唯一、汐見漁港における補助対象工事があったが、本報告書作成時(令和6年11月)に一連の補助金交付事務が未了であり、監査手続が実施できない状況であった。この点、適用法令及びマニュアル、事務のプロセス並びに鹿児島県において事務執行する係が後述の市町村水産基盤機能保全事業と全く同一であるため、そちらの監査結果を以って、市町村地域水産基盤整備事業の合理的な心証を得ることとした。

# <事業番号 18> 市町村水産基盤機能保全事業(計画係·建設係)

## 1 市町村水産基盤機能保全事業の概要

漁港施設の長寿命化並びに更新コストの平準化及び縮減を目的として、機能保全計画を策定し、計画的に機能保全工事を鹿児島県内の市町村が行った場合に、当該市町村に対して補助を行うものである。前出の市町村地域水産基盤整備事業と同様に、市町村が実施する水産基盤機能保全事業の国庫補助金相当分を鹿児島県が受け入れ、そのまま市町村に補助するもので、県予算はこの国庫補助金相当分である。すなわち、鹿児島県は国と県内の補助対象市町村の間で行われる申請手続や補助金の支給の中継をするのみであり(水産基盤整備事業補助金交付要綱第17)、本補助金に関し鹿児島県の金銭的負担は発生しないことに留意する。

なお、制度上は市町村事業に対して補助するのは鹿児島県であり、国はその県が行う補助事業に対し 補助するため、いわゆる代行とは異なる。したがって、国から事務手数料等の歳入を受け入れることはそ もそも想定されていない。

## 2 市町村水産基盤機能保全事業において鹿児島県が執行する事務

市町村水産基盤機能保全事業の主な事務のうち、国、県及び市町村の担当は以下のとおりである。

### 〔市町村水産基盤機能保全事業の主な事務〕

主な業務内容	担当	適用法令及びマニュアル等
県内補助対象市町村の水産基盤機能保全計画の策定	県内補助対象市町村	・漁港及び漁場の整備等に関する法律
上記計画に基づく水産基盤機能保全事業の実施	県内補助対象市町村	・地方自治法施行令 ・市町村ごとの規則、要綱等
県内補助対象市町村からの水産基盤機能保全事業の補助金申請受理及び内容確認	鹿児島県漁港漁場課管理係	・鹿児島県漁港漁場関係事業補助金要綱 ・鹿児島県補助金等交付規則
県内補助対象市町村の水産基盤整備事業によって完工 した施設の完成検査	県内補助対象市町村	・地方自治法施行令 ・市町村ごとの規則、要綱等
県内補助対象市町村が作成した実績報告書の確認検査	鹿児島県漁港漁場課管理係	・鹿児島県漁港漁場関係事業補助金要綱 ・鹿児島県補助金等交付規則
(市町村からの交付申請後) 県内補助対象市町村への補助金の交付決定	鹿児島県漁港漁場課管理係	・鹿児島県漁港漁場関係事業補助金要綱 ・鹿児島県補助金等交付規則
完成した施設の漁港台帳への登録	県内補助対象市町村	・漁港漁場整備法
事業の事後評価	(鹿児島県の事業評価の対 象外)	(鹿児島県の事業評価の対象外)

(監査人作成)

## 3 抽出した事業の事務執行状況の検討

令和5年度において国庫補助対象となった事業は以下のとおりである。

## 〔令和5年度市町村水産基盤機能保全事業の実績〕

(単位:千円)

(1)								
補助金	計画事業費		令和5年度	残額	補助率			
交付先	令和4年度 から繰越	令和5年度 新規	精算額	令和6年度 へ繰越		工事内容		
鹿児島市	5,759	1	5,759	_	5/10	-3m航路(赤水生見地区)		
庭兄島甲	_	6,750	6,750	_	5/10	-4m 岸壁、桟橋、護岸(鹿児島地区)		

事業番号 18 市町村水産基盤機能保全事業

補助金	計画	事業費	令和5年度	残額	補助率			
交付先	令和4年度	令和5年度	精算額	令和6年度		工事内容		
人的儿	から繰越	新規	作 <del>开</del> 识	へ繰越				
志布志市	ı	25,000	25,000	l	5/10	防波堤(夏井地区)		
南大隅町		15,000	687	14,313	5/10	-2m 泊地(尾波瀬地区)		
日置市	1,226	1	1,226	I	5/10	道路(吹上地区)		
口匣巾	ı	8,500	3,970	4,530	5/10	道路(吹上地区)		
					5/10	-3m 航路、-1m物揚場、-2m泊地(唐浜地		
薩摩川内	25,000	_	25,000	_	8/10	区、片野浦地区、小島地区)		
市					6/10	区、月到佛地区、八南地区)		
113	_	26,700	700 24,010	2,690	6/10	-1m物揚場、-2m物揚場(瀬々野浦地区、		
		20,700			0/10	小島地区)		
	49,288	_	49,288	_	8/10	B護岸(栗生地区)		
屋久島町	_	-   60.000   4.017   55.983	4 017	55 983	6/10	-2m 物揚場、B護岸(栗生地区)		
			8/10	-2011 初奶奶、日霞干(木工地区)				
	15 255	15 255	15 255	15,255	15,255	_	8/10	-1.0m 泊地、 A 防波堤(龍郷地区)
龍郷町	13,233		13,233		9/10	1.011 (LPE, TIP)(XXE (HEMPEE)		
HEVAN-1	_	35,500	35,500	_	8/10	-1.0m 泊地、A 防波堤、船揚場-調査設計		
		00,000	33,300		9/10	(龍郷地区)		
						-3m 岸壁-測量設計、-2m 物揚場—測量		
徳之島町	_	- 12,000	3,420	8,580		設計、船揚場—測量設計、用地護岸—測量		
						設計、道路-測量設計 (山地区)		
合計	96,528	189,450	199,882	86,096				

(令和6年度定期監査調書から監査人編集)

これまでの状況を踏まえ、屋久島町の栗生地区をサンプルとして抽出し、鹿児島県で実施する事務の 執行状況を検討した。

# 4 抽出した事務の検討

# I 補助金交付事務 屋久島町(栗生漁港)

## (1)事業の概要

事業名	市町村水産基盤機能保全事業 (栗生漁港)	種別区分	第1種漁港 外郭施設
離島区分	国	鹿児島県	市町村
財源負担割合	8/10	_	2/10

(鹿児島県漁港漁場課提出資料より監査人作成)

### (2) 事業及び補助金交付事務の経緯等

(乙) 事身	人文の	補助金父付事務の経緯寺					
日付	処理	内容					
令和4年							
7月7日	申請	●令和4年度漁港漁場関係事業(市町村水産基盤機能保全事業)補助金交付申請書					
(7月11 日漁港漁場		屋久島町長から鹿児島県知事宛に補助金申請。補助金交付申請額は80,000 千円(補助率8					
課受理)		/10 に係る部分)。					
		●事業計画書					
		栗生漁港補修工事概要について記載されている。					
		・西防波堤(港内) 基礎捨石工:V=1,413 立米					
		・B護岸 基礎捨石工:V=900 立米					
		・B護岸 防食工:L=57.0m					
		●収支予算書					
		収入、支出ごとに適切な勘定科目(款項目節)が設定されており、収入と支出が一致					

日付	処理	内容
		●実施設計書…同要綱同条第2項第3号に照らし適切
		○実施概要書
		位置図、栗生漁港全景図、縦断図、標準断面図、要求根拠写真から構成。
		   西防波堤の要求根拠は、鋼矢板に腐食開孔が確認され、放置すると施設機能低下の恐れがあ
		   るためとなっている。本工事計画では、矢板全面基礎が深くなっていることから、計画水深ま
		で基礎捨石を投入し施設の機能維持を図る。
		B護岸の要求根拠も同様に鋼矢板に腐食開孔が確認され、また、矢板全面基礎が深くなって
		いることから、放置すると施設機能低下の恐れがあるためとなっている。
7月11日	決裁	●支出負担行為票
		屋久島町への 80,000 千円の補助金交付の決裁
		   ●令和4年度漁港漁場関係事業(市町村水産基盤機能保全事業)に対する補助金交付決定,支出
		負担行為票と同時決裁
令和5年	l	
1月13日	報告	●令和4年度漁港漁場関係事業(市町村水産基盤機能保全事業)工事着手報告書
(1月18		   屋久島町長から鹿児島県知事宛に送付された文書。当該工事は5工区から7工区の3契約
日漁港漁場課受理)		から構成される。
11人人工		   契約年月日は3工区全て令和4年 12 月 16 日となっている。
		   契約工期は3工区全て令和4年 12 月 17 日から令和5年3月 24。
		着工日は3工区全て令和4年 12 月 17 日
		   完工予定日は3工区全て令和5年3月24日予定
		事業費は以下のとおり
		・5 工区: 31,075 千円・6 工区: 28,600 千円・7 工区: 36,300 千円
3月2日	報告	●令和4年度漁港漁場関係事業(市町村水産基盤機能保全事業)補助金実績報告書
(3月6日		   屋久島町長から鹿児島県知事宛に送付された文書。全ての工区で令和5年度への繰越工事
漁港漁場課受理)		   があるため、事業精算書、収支精算書、契約書の写し及び支出証明書類の4つの関係書類と合
文/主/		   わせ5つの書類から構成されている。
		●令和4年度漁港関係事業精算書
		精算額 38,390 千円(全 3 工区の前払金総額)、予算額との差額 61,610 千円は令和 5 年度へ
		繰越
		事業の概要として「栗生漁港B護岸補修工事 防食工L=76.6m 基礎工V=1,122 立米」
		の記載
		●漁港関係事業収支精算書
		収入、支出ごとに適切な勘定科目(款項目節)が設定されており、収入と支出が一致
		●建設工事請負契約書…同要綱同条同項に照らし適切
		●支出証明書類
		屋久島町の支出命令書(出納済)、請負業者の請求書等をが確認
3月2日	申請	●令和4年度市町村水産基盤機能保全事業(栗生漁港)補助金概算払申請書
(3月6日		屋久島町長から鹿児島県知事宛の文書。上記の工事請負費の前払金支払分に国補助率(8/
漁港漁場課受理)		10)を乗じて得た金額(30,712 千円)について概算払を申請
3月6日	決裁	●令和4年度漁港漁場関係事業(市町村水産基盤機能保全事業)に対する補助金の概算払申請
		同年3月2日付屋久島町長から鹿児島県知事宛の補助金概算払申請(30,712 千円)につい
		て鹿児島県漁港漁場課課長が決裁
3月6日	請求	●令和4年度漁港漁場関係事業(市町村水産基盤機能保全事業)補助金交付請求
(3月10		屋久島町長から鹿児島県知事宛の文書。栗生漁港における当該事業で発生した前払金に補
日漁港漁場課受理)		助率を乗じた金額 (30,712 千円) を申請
ロケメノエノ	ĺ	

日付	処理	内容
		…同要綱第12条第1項に照らし適切。
3月10日	支払	●支出命令 屋久島町から請求された30,712千円について同年3月24日に屋久島町へ支払い
3月31日	繰越	●繰越支出負担行為票
		令和4年度に屋久島町へ支払った 30,712 千円を除いた 49,288 千円について令和5年度に
		繰越処理
		なお、令和4年12月20日の鹿児島県議会において繰越明許費として原案どおり可決され
		ている (議案第81号令和4年度鹿児島県一般会計補正予算 (第6号) 第2条及び第2表)。
令和6年		
3月25日	報告	●令和4年度漁港漁場関係事業(市町村水産基盤機能保全事業)補助金実績報告書
(3月27 日漁港漁場		屋久島町長から鹿児島県知事宛の文書。この他に事業精算書、収支精算書、契約書の写し、
課受理)		検査調書(河川港湾課長等の確認検査調書含む)、精算設計書及び工事写真の6つの関係書類
		がある。
		●令和4年度漁港関係事業精算書
		栗生漁港補修工事で実際に施工された工事の概要は以下のとおりであった。
		・B護岸 防食工L=44.8m
		・B護岸 基礎捨石工V=1,046 立米
		・B護岸 測量及び実施設計業務N=一式
		工期実績は令和4年12月17日から令和6年3月22日の462日間。令和5年3月17日付
		建設工事請負変更契約書(7工区)で請負業者との間で工期を364日延長することで合意
		本工事費精算額は82,384 千円、委託費精算額は17,616 千円で予算額と一致
		●漁港関係事業収支精算書
		収入、支出ごとに適切な勘定科目(款項目節)が設定され、収入と支出が一致
		●建設工事請負(変更)契約書 5 エビスは原初始の連色全統 21 075 壬田よ記録の日南 しょとり 21 551 壬田に亦更
		5 工区では原契約の請負金額 31,075 千円が設計の見直しにより 21,551 千円に変更 6 工区も同様に原契約の請負金額 28,600 千円から 18,608 千円に変更
		6 工区も同様に原契約の請負金額 36,300 千円から 42,225 千円に変更
		7 上区 6 円線に (赤矢4)の 計算 並領 30,300 千円 17-5 42,225 千円 に 変更 令和 5 年 4 月 6 日に B 護岸の実施設計業務を委託、17,616 千円(当初 17,321 千円)で発注
		○工事完成届
		令和6年3月22日付屋久島町長から鹿児島県知事宛の文書。5工区、6工区、7工区及び
		実施設計業務につき鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所技術主幹兼河川港湾第二係長による同年
		3月25日付完了確認も記載
		●検査調書 屋久島町職員により完成検査,設計図書及び仕様書に基づき施工されており合格
		●精算設計書
		5工区、6工区、7工区及び実施設計業務について精算設計書が添付
		●工事施工前及び完成写真
3月29日	検査	○検査調書
		鹿児島県漁港漁場課管理係主査による完成検査が行われ、令和4年度市町村水産基盤機能
		保全事業(栗生漁港)について、審査の結果、適正に執行されており、合格
4月1日	決裁	●令和4年度漁港漁場関係事業(市町村水産基盤機能保全事業)に対する補助金の額の確定
		上記の屋久島町の実績報告書、鹿児島県による検査調書を以って補助金金額(80,000 千円)
		を確定し、屋久島町への通知することに対する伺い。漁港漁場課課長の決裁印が押印済
4月10日	発送	●令和4年度漁港漁場関係事業(市町村水産基盤機能保全事業)補助金交付確定通知書
		鹿児島県知事から屋久島町長宛の文書。交付確定額(80,000 千円)も含め、上記の補助金金
		額確定の伺い時と同じ内容
4月11日	請求	●令和4年度漁港漁場関係事業(市町村水産基盤機能保全事業)補助金交付請求書

事業番号 18 市町村水産基盤機能保全事業

日付	処理	内容
(同日漁港		屋久島町長から鹿児島県知事宛の文書。上記の交付確定額(80,000 千円)から令和4年度
漁場課受理)		に交付済の金額 (30,712 千円) を控除した 49,288 千円が請求鹿児島県補助金等交付規則第 16
		条に照らし適切。
4月12日	支払	●支出命令及び支払い
4月25日		屋久島町から請求のあった 49,288 千円を支払い

(鹿児島県漁港漁場課管理係提出資料より監査人編集)

上記事項について、鹿児島県漁港漁場関係事業補助金交付要綱及び鹿児島県補助金等交付規則に基づき適正に執行されていることを確認した。

# (3)設計の変遷

当初計画(補助金申請時)	令和4年度末	工事完工時	備考
令和4年7月7日	令和5年3月2日	令和6年3月25日	(江区)
西防波堤 基礎捨石工 V=	_	_	_
1,413 立米			
B護岸 基礎捨石工V=900 立	B護岸 基礎捨石工V=1,122	B護岸 基礎捨石工V=	7工区
米	立米	1,046 立米	
B護岸 防食工L=57.0m	B護岸 防食工L=76.6m	B護岸 防食工L=44.8m	5及び6工
			区
_	_	実施設計業務	_

(鹿児島県漁港漁場課管理係提出資料より監査人編集)

# 5 結論

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は発見されなかった。

# <事業番号 19> 漁港災害復旧事業(計画係·建設係)

# 1 漁港災害復旧事業の概要

鹿児島県が管理する漁港施設(第2種漁港〜第4種漁港、漁港漁場整備法第5条並びに第25条第1項第2号及び第3号)が台風などの災害によって損壊した場合に、速やかな災害復旧を図る事業である。令和5年度における事務事業の実績は以下のとおりである。

〔令和5年度漁港災害復旧事業の実績〕

(単位:千円)

	計画	<b>事業費</b>		残額		
漁港名	令和4年度 から繰越	令和5年度 新規	令和5年度 精算額	不用額	令和 6 年度 へ 繰越	工事内容
前籠	84,889	_	30,600	_	54,289	4 災 1 号 沖防波堤(復旧延長) L=15.0m
事務費	1,273	-	73	1,200	_	_
合計	86,162	_	30,673	1,200	54,289	

(令和6年度定期監査調書から監査人編集)

令和5年度中に新たに災害を被った漁港はなく、令和4年度に発生した前籠漁港(第4種漁港)の災害復旧事業の継続のみである。また、計画事業費合計86,162千円のうち、67,911千円が国庫により、残額は鹿児島県により負担される予定である。

# 〔漁港災害復旧事業の令和4年度繰越工事一覧〕

(単位:千円)

工事名	工事量	箇所	最終執行額			工期	入札	備考
上尹石	上书里	指定日		前金払	完成払	上州	ZVIL	畑与
4 災 1 号前 籠漁港災害 復旧工事	沖防波堤(復旧 延長)L=15.0m 基 礎 エ L=15.0m 捨 石 投 入 ( 200kg ) V=123.5 ㎡ 捨石本均し(±5 cm) A=412.8 ㎡ 水中コンクリー ト V=47.7 ㎡	R5.1.10	76,521	1	76,521	自 R5.9.8 至 R6.3.25	指名競争	鹿児島地域振興局

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は発見されなかった。

# 第二編 第三章 鹿児島県水産技術開発センター

# <事業番号 20> 鹿児島県水産技術開発センター[水産振興課]

#### 1 概要

所在地	指宿市岩本字高田上 160 番地 10			
設置目的	県水産業の総合的な技術拠点として、持続可能な漁業生産と高付加価値商品の			
	開発を効率的・総合的に推進する			
設置	平成 16 年 4 月			
敷地面積	水産技術開発センター敷地 約 45,000 ㎡ 実験池種苗場用地 約 17,000 ㎡			
	建物 約 12,000 ㎡			
職員数	職員数 47 人 会計年度任用職員数 13 人 (令和 6 年 4 月 1 日現在)			
所管業務	水産業に関する試験研究、調査、指導及び研修に関する事業			
HP	https://kagoshima.suigi.jp/			

鹿児島県水産技術開発センター (以下、「水産技術開発センター」という。)は、平成16年に水産試験場(鹿児島市)、栽培漁業センター(垂水市)及び内水面分場(指宿市)の三施設を統合して、指宿市に開所した。この統合により、海水・淡水の双方を利用した種苗生産や飼育試験が集約的に実施できるようになり、現在で



出典:鹿児島県 HP

は、ウナギの種苗生産実証試験でも成果を出している。

また、種苗生産時の魚病発生時にも、迅速な検査・対応が可能となり、ブリやカンパチの種苗生産技術の開発等にも貢献してきた<sup>1</sup>。

本館棟、魚病センター、水産加工利用棟、魚類種苗生産研究棟及び親魚養成棟などが配置されているほか、係留岸壁には、漁業調査船「くろしお」と漁業指導取締兼調査船「おおすみ」の2隻が係留可能で、海洋観測や資源調査を担っている<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 水産技術センター機関紙「うしお」

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 漁業調査船「くろしお」は水産技術開発センターが所管しているが、漁業指導取締役兼調査船「おおすみ」は県水産振興課が所管している。なお、県は、令和6年度に「おおすみ」の後継船建造に着手している(総建造費約15億円。令和8年度に完成予定)。

#### (1) 県水産業振興基本計画における水産技術開発センターの役割

県は、水産業振興基本計画(令和3年3月)を策定し、I持続可能な漁業・養殖業の推進、II 漁業の担い手の育成・確保、III 水産物の流通・加工・販売対策、IV 漁業生産の基盤づくり、 V 水産技術の開発と普及の5つを基本目標として示している。

水産技術開発センターでは、主に**V 水産技術の開発と普及**を担っており、

1 漁業情報システムの運用

漁業情報システムの円滑な運用のもと、漁海況、赤潮等の情報や研究成果をインターネット等により迅速に提供

- 2 資源管理・漁場調査
  - ア 重要資源の生態、動向の調査、資源管理手法の開発
  - イ 内水面有用資源の生態研究(ウナギの生態調査)
- 3 種苗生産技術の研究開発
  - ア放流用種苗の生産技術開発
  - イ 養殖用種苗の生産技術開発
- 4 養殖技術の研究開発
  - ア 有害赤潮による漁業被害防止・軽減技術の開発
  - イ 赤潮発生メカニズムの解明と発生予察技術の開発
  - ウ 漁場環境監視体制の確立
  - エ 配合飼料の開発普及
  - オ 魚病対策の研究
- 5 藻場造成と藻類増養殖技術の開発
  - ア 藻場造成技術の開発
  - イ 有用藻類の増養殖技術開発
- 6 水産物の付加価値向上に関する研究
  - ア 流通規格外鮮魚等低未利用資源の有効研究開発
  - イ 魚介類の高鮮度保持流通に関する研究
  - ウ 水産加工品の品質・流通対策研究

に取り組んでいる。その他、漁業就業者や県内小中高生を対象とする研修会開催等を通じて、**Ⅱ 漁業の担い手の育成・確保**にも貢献している。

#### (2) 事業費

水産技術開発センター事業費の推移は次表のとおりである。令和5年度県事業費における水

産事業費約70億円のうち約5%にあたる3.3億円が水産技術開発センター関連支出であり、そのうち3億円が水産技術開発センター費である。

水産技術開発センター事業費 ※職員人件費は除く

(単位:千円)

	R3	R4	R5
総務費		1	36
農林水産業費	214,618	292,351	334,608
農業費	20	7	0
畜産業費	75	0	0
水産業費	214,522	292,343	334,608
うち水産業振興費	8,362	55,894	32,779
うち水産技術開発センター費	205,689	236,369	301,704
商工費	2,338	2,376	2,336
災害復旧費	-	3,359	2,112

水産技術開発センター費の内訳は、需用費、委託料、備品購入費が支出の約8割を占める。 委託料は、主に水産技術開発センター施設設備管理業務や漁業情報システム保守業務の委託費 用であり、当施設の設備管理や警備及び環境整備業務等の多くが外部業者に委託されている。

水産技術開発センター費内訳

(単位:千円)

	R3	R4	R5	
水産技術開発センター費	205,689	05,689 236,369 3		
会計年度任用職員報酬	10,154	10,297	11,040	
旅費	9,072	11,449	13,288	
需用費	78,216	115,834	105,239	
委託料	61,648	70,905	86,853	
備品購入費	24,943	6,785	60,219	
その他	21,656	21,099	25,065	

※R4年、R5年度の需用費増加理由:漁業調査船「くろしお」ドック費用 R5年度の備品購入費増加理由:漁業情報システム機器更新 26,400 千円他

# (3) 建築設備保全及び環境生成管理業務委託契約

施設設備管理業務委託のうち、建築設備保全及び環境衛生管理業務委託契約 25,300 千円につき、稟議書、入札関連資料、契約書、請求書等の資料を閲覧した。

本件業務委託契約は指名業者5者による競争入札であったが、3回目の入札でも入札価格が 予定価格(県が設定する落札価格の上限)を超過したため、入札不落となった。その後、入札 参加者のうち1者と随意契約見積合わせ5回目でようやく予定価格を下回り、業者確定にいた った3。本件委託契約の業務委託期間は令和5年4月1日~令和6年3月31日であるが、業者

(随意契約)

第167条の2

地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

<sup>3</sup> 地方自治法施行令より一部抜粋

八 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

<sup>2</sup> 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

が確定したのは令和5年3月24日、業務開始の1週間前であった。

# 【指摘20-1】予定価格積算の正確性について

本件管理業務は人件費が大部分を占めており、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務のガイドライン」及び令和5年度建築保全業務単価表に基づき、水産技術開発センター職員が予定価格の積算を行っている。積算資料を閲覧したところ、一部に積算根拠不明瞭な点が発見された。本件予定価格積算は、積算業務担当者の異動時に引き継がれる計算ファイルに基づいて計算されているが、最初のファイル作成者しか分からない属人的な積算業務を見直し、後任者にも計算根拠が分かる明瞭な引継ぎが必要と考える。

## (4) 国及び国立研究開発法人水産研究・教育機構との関係

国立研究開発法人水産研究・教育機構(Japan Fisher Research and Education Agency。以下、「FRA」という。)は、水産分野における我が国最大の研究・教育機関である<sup>4</sup>。FRA の事業規模は職員数 1,180 名(令和 6 年 4 月 1 日時点正職員数)、年間交付金 約 170 億円(令和 6 年度当初予算)であり、水産分野における研究開発と人材育成を推進し、我が国の水産業を活性化させることを目的として、全国各地に拠点を配置している。

水産技術開発センターも FRA より研究業務を受託している。

水産技術開発センターが実施した FRA 関係事業一覧(ゴシック体事業は令和 5 年度実施事業)

	R元	R2	R3	R4	R5
200 カイリ水域内漁業資源総合調査	0	0	0	0	0
日本周辺クロマグロ調査委託事業	0	0	0	0	0
漁場環境改善推進事業のうち赤潮被害防止対策技術の開発 (八代海における有害赤潮等発生監視と発生機構の解明)	0	0	0	0	
漁場環境改善推進事業のうち赤潮被害防止対策技術の開発 (生け簀の魚介類を守る技術の開発・実証等)		0	0	0	
豊かな漁場環境推進事業のうち赤潮等による漁業被害への対策技術の開発・実証・高度 化 (赤潮の被害軽減手法の開発)					0
みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち農林水産研究推進(委託プロ ジェクト研究)(魚介類養殖における気候変動に左右されない強力な赤潮対応技術)				0	0
水産基盤整備調査委託事業(藻場回復・保全技術の高度化検討調査)	0	0			
みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち農林水産研究推進(委託プロ ジェクト研究)(ブルーカーボンの評価手法及び効率的藻場形成・拡大技術開発)				0	0
水産資源調査・評価推進委託事業のうち国産水産資源(ウナギユニット) (シラスウナギ来遊状況調査)	0	0	0	0	0
環境収容力推定手法開発事業(ニホンウナギ生息状況調査等)	0	0	0	0	0
ウナギ等資源回復推進事業のうち資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業(標識 放流ウナギ追跡調査等)		0	0	0	0
水産防疫対策事業のうち「水産動物疾病のリスク評価」(レンサ II 型病疫学調査)	0				
血合肉すり身化技術による海外向け和食ヘルスケア食品の開発	0				
酸素充填解凍を用いた生鮮用冷凍水産物の高品質化技術開発	$\circ$				
ブリ褐変防止対策技術開発				0	0
鰹節 PAH 低減化技術開発				0	0

<sup>4</sup> https://www.fra.go.jp/home/about/

	R元	R2	R3	R4	R5
魚類血合筋の褐変を防止する革新的冷凍技術の開発					0
ウナギ種苗飼育実証試験	0	0	0		
人工生産ウナギ仔魚飼育実証試験				0	0
人工種苗の安定生産体制の構築				0	0

# (5) 歳入

歳入額の推移は下表のとおりである。受託事業収入額85,765 千円は、FRA や (一社) マリノフォーラム21 他からの受託研究費である。県財政が苦しいなか、水産技術開発センターには、県直営の事業の他、受託研究による外部資金獲得も求められている。

水産技術開発センター歳入額 (単位:千円)

	R4	R5
使用料及び手数料	_	141
財産収入	7	66
諸収入	65,442	86,319
受託事業収入	65,409	85,765
雑入	33	554
計	65,449	86,527

受託事業収入の内訳 (単位:千円)

相手先	R4	R5	主な受託事業	
FRA	56,698	64,881	水産資源調査評価推進委託事業(我が国周辺 水産資源調査・評価、国際水産資源調査・評 価)	
(一社)マリノフォーラム21	6,243	16,949	ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システ ムの実証事業	
鹿児島県漁獲情報デジタル 化推進協議会	1,247	1	令和4年度漁獲情報デジタル化推進協議会	
民間業者1社	ı	3,000	ワクチン開発関係治験	
その他	1,219	934	有害生物出現情報収集・解析及び情報提供委 託事業	
計	65,409	85,765		

個別の受託事業については、3-2 200 カイリ水域内漁業資源総合調査、3-4 ウナギ仔魚飼育実 証試験事業、3-5 公募型研究事業で検討する。

# 2 財産管理

## (1) 公有財産

水産技術開発センター所管の公有財産は、水産技術開発センター及び実験池種苗場(指宿市) の不動産及び船舶である。

		面積(m, 件)	R5 年度末残高(千円)	内 容
行政財産	土地	62,332	1,722,487	水産技術開発センター敷地 実験池種苗場用地
	建物		5,829,407	
	動産	1隻	1,382,400	漁業調査船「くろしお」257トン
普通財産		_	_	
	計		8,934,295	

#### ア 未利用公有財産

上記行政財産の建物には、陸上実験施設(鉄骨スレート平屋建 175.5 ㎡、26,520 千円)が含まれる。当陸上実験施設は、昭和62年に阿久根市栽培漁業センター内の200㎡を阿久根市より無償で借り受けて建設された。しかし、現在は水産技術開発センター(指宿市)ですべての実験が行われるため、陸上実験施設は長期間にわたり未利用状態にある。今後も当施設の利用計画はなく、解体検討中とのことであった。

# 【意見20-1】未利用公有財産の処分について

阿久根市は、令和4年度に当陸上実験施設のある栽培漁業センターを閉鎖し、令和6年4月に同施設を民間企業に無償譲渡した。この契約は、旧栽培漁業センター建物施設を無償譲渡、 用地15,054㎡を定期有償貸付とする契約である。

一方で、旧栽培漁業センター内の陸上実験施設部分の土地 200 ㎡は県が借用中のため、阿久根市では、旧栽培漁業センター用地 15,254 ㎡のうち未利用建物の敷地 200 ㎡を県に無償貸付し、それ以外の用地 15,054 ㎡を民間に有償賃貸するといういびつな状態になっている。もし、県が当陸上実験施設を早期に解体していれば、阿久根市はセンター用地全体を一括して有償賃貸できた可能性もある。

建物処分費用の予算確保等、限られた県予算内で優先順位をつけざるを得ない点は理解するが、無償借受先である市町村の土地有効利用の面からは、県が未利用の陸上実験施設を早期に 用途廃止及び解体し、借受土地を返還すべきだったのではと考える。

## イ 船舶

漁業調査船「くろしお」は、令和2年3月に竣工した調査船であり、総建造費は約14億円である。当船は、海中の魚の量を超音波で計測する魚群探知機、海底地形の探査装置等の(当時の)最新設備を備え、また、女性の乗船を念頭に置いた居室など、乗組員の生活環境の向上にも配慮したものとなっている5。点検期間を除き通年操業し、遠洋沖合域の各種漁業試験や海洋観測、資源調査等



出典:令和元年度鹿児島県水産技術開発センター 事業報告書

を実施している。水産技術開発センターに常時係留している船舶2隻のうち、県水産振興課所 管の漁業指導取締兼調査船「おおすみ」は沿岸近海域の取り締まりと調査、当センター所管の 「くろしお」は主に遠洋沖合域の調査を担っている。

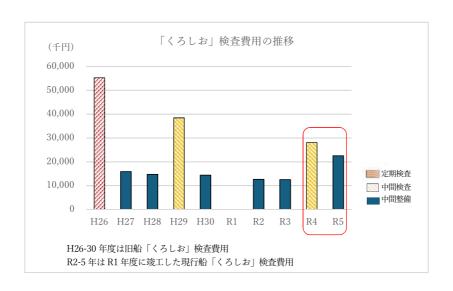
<sup>5</sup> 令和2年第2回定例会 商工労働水産部長答弁より抜粋。下線及び()は監査人補足。

水産技術開発センターでは、「くろしお」の維持管理として、船舶安全法に基づいた5年毎の 定期検査、3年毎の中間検査に加えて、毎年の中間整備を行っている。令和5年度は法定検査 ではない中間整備の年度だが、その金額は、過去の中間整備額を大幅に上回る22,050千円であ った。中間整備額が大幅に増加した理由のひとつに、昨今の物価及び賃金高騰に伴う検査コス トの上昇があげられる。

令和4年度の法定中間検査に際し、検査コストの上昇に対応するため、当初点検予定項目の うち翌年度以降に繰り延べ可能な項目を繰り越していた。令和5年度はこの点検繰延べ分に加 えて、続く物価上昇による検査コストの上昇も重なり、中間整備額が増加している。

今後も物価水準及び賃金水準が上昇し続ければ、「くろしお」維持管理費用の当初想定額との 乖離は令和6年度以降も大きくなることが懸念される。一方で、設備の長寿命化の観点からは 適時に点検・修繕を行うべきであり、今後は、船の保有期間全体を通じた長期的な支出計画と 毎会計年度の事業費予算確保との間で難しい判断が迫られる。

漁業調査船「くろしお」中間整備ドック費用について、見積、入札、検収、支払に関する書類を閲覧した結果、指摘する事項は発見されなかった。



#### 【意見20-2】計量魚群探知機の有効利用について

「くろしお」に搭載している計量魚群探知機 32,780 千円(Simard 製 EK80)の年間稼働日数は、令和4年度が12日、5年度はゼロ日であった。低稼働の理由は当装置を使用する調査研究がなかったことであり、今後、マイワシやサメなどの調査が必要となる局面では使用可能性があるかもしれないとの回答を受けた。

前述の議会答弁(前頁の下線部)でも触れられているように、当機械は当時の最新設備であり高額な装置である。機械ありきではなく調査研究ありきとの姿勢は理解するが、再度、有効

利用の方策を検討されたい。

加えて、次世代の調査船建造時には、高額な機器の搭載機器取得維持費用と効果使用頻度等を十分に検討することが望まれる。

# (2) 物品

水産技術開発センターの重要物品は下表のとおりであり、主に試験研究や調査に関する機器、漁業情報システム、計量魚群探知機 (2-1-2 船舶 参照) などである。

(単位: 千円)

₩ F	令和	4年度末残高	令和5年度中増減		令和5年度末残高	
項目	数量	取得金額	増加	減少	数量	取得金額
車両類	7	10,508	1	942	6	9,565
農業機械類	1	1,333	•	-	1	1,333
その他	129	582,457	33,341	137,045	99	478,752
人工衛星受信解析装置	2	47,577	1	-	2	47,577
漁業情報システム	2	70,473	26,400	51,660	2	45,213
計量魚群探知機	1	32,780	-	-	1	32,780
非常用発電装置	1	20,600	1	-	1	20,600
計	137	594,299	33,341	137,988	106	489,651

# ア 当年度取得物品

水産技術開発センターにおいて令和5年度に取得した備品のうち、取得価額の高い上位2件 は以下であった。

備品の内容	数量	金額 (千円)	検討項
Smart-ACT	17 台	9,424	1
漁業情報システム機器 (サーバ)	一式	26,400	2

(令和5年度鹿児島県水産技術開発センター備品購入費明細より)

# ① Smart-ACT の備品実査

監査人が行った実査結果は以下のとおりであった。なお、Smart-ACT は、全て貸し出されているため、借受証等の証憑により実施した。

監査の結果、1件の懸念事項が検出され、他16件は監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は発見されなかった。

# 【Smart-ACT の備品実査結果(抄)】

分類	区分	備品原票	備品整理票	県有物品借受申請書 及び借受証	備考
備品	普通物品	230100279	230100279	AAK	令和5年12月5日から(AA氏)
				BB氏	令和6年4月1日から(BB氏)

(監査人作成)

水産技術開発センター担当者によると、返却時は特に文書の作成や返却された物品の借受証

に取消印を付けるなどの事務は行っておらず、現物の受入確認及びリストの最新版への更新の み行っているとの説明であった。

# 【意見20-3】返却が確認された借受証にも返却を確認した証跡を残すことについて

確かに借受証を精読すると、貸出日から一度返却された上で他の者に改めて貸し出したことが判断できるものの、現物による返却が確認された借受証には返却が完了したことを示す証跡を明示することが望ましい。また、そのようにすることで将来において、担当者異動による業務の引継ぎも効率化されると思慮する。

# ② 漁業情報システム機器(サーバ)更新

# <漁業情報システムの概要と実査>

漁業情報システムは、県内主要漁協からの水揚・市況データ、フェリーデータ、浮魚礁データ、漁海況週報、海洋観測データ及び人工衛星から受信した衛星データの管理・解析・県民への情報提供を行うシステムである。

令和5年度において、当該システムの機器更新及びそれに伴うシステム移行を実施した。 監査人が行った実査結果は以下のとおりである。

# 【漁業情報システムハードウェアの備品実査結果】

名称	分類	区分	重要備品原票	備品整理票	実査結果
漁業情報システム一式	備品	重要物品	23010141	23010141	不備は検出されなかった。

(監査人作成)

#### (3) 漁業情報システム機器更新及びシステム移行について

#### ア 漁業情報システム機器更新(システム移行を除く)における事務執行過程の検討

項番	日付	概要
7	令和5年3月22日	鹿児島県デジタル推進課長より鹿児島県水産技術開発センター長宛「情報システム開発等に係る仕様書について(回答)」 …提出された仕様書どおり作業を進めて差し支えありません。 …システム開発等が完了したときは鹿児島県電子計算機等情報処理規程第10条に基づく実施報告、効果の確認(評価)の報告 →<指摘>実施報告は行っていなかった。 →効果の確認は令和7年4月に行い、令和7年6月にデジタル推進課へ報告予定
1	令和5年5月1日 (鹿児島県水産技術 開発センター所長決 裁)	「令和5年度機器購入執行について(伺い)」  ●機器更新の必要性  水産技術開発センターの試験研究の成果等を迅速に広報・普及するため、開発した漁業情報システムの円滑な運用を継続していかなければならない。 システムのサーバー等の機器類については、平成22年、29年度に機器の老朽化、保守期

		間の終了により更新を行っているが、既に5年が経過し、大半の部品メーカー保有期限が令和5年度に切れることにより、今後障害が発生した場合に復旧が出来なくなる。システムが停止すれば、鹿児島県の水産業に与える影響は大きいため、機器を更新する必要がある。
ウ	令和5年5月8日 (鹿児島県水産技術 開発センター所長決 裁)	「購入伺い」 執行予定額は税込 27,940 千円 当初政府調達(30,000 千円)以上の予定であったが、システム協議を経て再見積もりによ り 30,000 千円以下になったので一般競争入札とする。
Н	令和5年6月16日 (一般競争入札)	予定価格以下で一番低い価格を提示した株式会社Z社が落札
才	令和5年6月20日 (鹿児島県水産技術 開発センター所長決 裁)	「支出負担行為」及び売買契約締結
カ	令和5年11月30日	●受託業者からの業務終了届 ●検査調書(検査員:CC 氏、立会人:DD氏。共に水産技術開発センター職員) ●重要物品原票(番号:23010141、品名:漁業情報システム一式)

(監査人作成)

監査の過程において、2件の懸念事項が検出された。それ以外については、監査した範囲に おいて、財務事務の執行に関し指摘すべき点は発見されなかった。

# 【指摘20-2】項番アにおけるシステム開発等実施報告書の作成及び提出について

鹿児島県電子計算機等情報処理規程第 10 条において、システム開発等を行ったときはシステム開発等実施報告書による総合政策部長への報告が義務付けられているところ、往査日現在においても当該報告書による報告がなされていなかった。

先に提出した情報システム開発等計画書どおりに開発が完了し、当初計画にない機能の許可なき追加や必要な機能の許可なき削除が行われていないことを客観的に担保し、また総合政策課において出先機関を含む全庁に存在するシステムの全体概要の最新情報を常に把握することを可能にする意義があるため、適時に当該報告書の作成及び報告が行われることが望ましい。

#### 【意見 20-4】日本に割り当てられたグローバルアドレスのみ許可する設定変更について

漁業情報システムによる情報提供は鹿児島県の水産業の振興が目的であるが、本件システムによる情報は水産技術開発センターのホームページ上で一般公開されており、日本以外の諸外国からも閲覧できる状態にある。

項番イにおいて鹿児島県の水産業への影響に言及されていることからも、漁業情報システムの主たる存在意義は、鹿児島県の水産業の発展に寄与することであると思慮する。しかしながら、諸外国から無料で当該システムを利用できる状態は、鹿児島県の水産業にとって負の影響を与える恐れも懸念される。

IPv4 及び IPv6 のグローバルアドレスは国別に割り当てがあることから、ファイアウォール等の機器において日本に割り当てられたグローバルアドレスのみ通信を許可する設定への変更を検討されたい。

## イ 漁業情報システム移行及びその後の運用の検討

項番	検討内容	結果
ア	LAN ケーブルの更新	新サーバーの処理能力や将来の通信量増加に合わせ て新品に取り替え。
イ	障害対応等への迅速な対応を可能にするため、 LAN ケーブルはサブネットワークごとに色分け 又は視認しやすいような工夫がされているか。	各機器が2つ以上のサブネットワークに所属しており、サブネットワークごとに個別の色の LAN ケーブルで統一し、一瞥してどのサブネットワークか判別できるようになっていた。
ウ	旧 HDD のデータが新システムに網羅的に、か つ正確に移行されたかを適切に確認しているか	移行作業の初期段階で旧システムの全データを新シ ステムに移行したが、特に網羅性の確認は行ってい ない。
工	新システム本番稼働後の予期せぬ障害発生に備 えて、移行後1か月程度はいつでも切り戻せる 状態で旧システムを待機させていたか。	新システムが令和6年2月下旬に稼働後、旧システム HDD 破壊処理した令和6年3月15日まで旧システムも2週間ほど並行稼働させて、万が一の場合には切り戻しできる状態にしていた。
オ	移行計画に移行作業がうまくいかなかったとき の切り戻し判断条件等が明確になっていたか。	受託会社内のテストで移行作業の安全性が確保されていたこと及び過去2回の同様の機器更新に伴う移行作業中に障害が発生していないため、設定していない。
カ	システム運用マニュアル(令和6年2月29日改 訂版)の第3章障害対応及び第4章外部への連 絡について研修や訓練を行っているか。	特に行っていない。何かあったらすぐに受託業者に 連絡する。月1回受託業者技術者が現場に来てメン テナンスしている。

(監査人作成)

#### 【意見20-5】項番ウにおける移行したデータの網羅性確認について

新システムにおいても過去のデータを利用したサービスを提供することから、旧システムから移行したデータの網羅性確保は重要と考える。移行元と移行先のデータ件数又はデータ容量が合っているかといった簡単なトータルチェックでも構わないので、データの網羅性を確認されたい。

この点、システム管理基準ガイドライン(特定非営利活動法人日本システム監査人協会、令和5年8月10日)においても、データ移行を行う場合には、移行対象、移行方法、移行結果検証方法を明確にすることが推奨されており、鹿児島県民への継続的なサービスの提供をより強固にするものと考える。

#### 【意見20-6】項番オにおける移行時の切り戻し計画について

受託業者内で実施した事前テスト及び過去2回の同様の機器更新作業に付随するシステム移行において障害が発生していなかったため、今回の移行作業では事前に切り戻しについて検討されていないとの説明があった。しかしながら、移行本番時に予期せぬ事態が発生するのもシステム移行の特色であり、鹿児島県民への継続的かつ充実したサービス提供をより確実なものにするためにも、切り戻し可能な移行作業工程や最終的な切り戻し判断基準について受託会社と事前に意識共有することが望ましい。

# (4) 未稼働物品

物品のうち稼働日数の少ないものについて、稼働が低い理由及び今後の使用見込みについて 質問した。

主な未稼働物品 (千円)

111111111					( )
		品名	取得日	取得金額	今後の使用見込等
現物なし	ア	多段式アワビ中間飼育	H 7. 9.18	2,729	現物なし
		槽			
	ア	多段式アワビ中間飼育	H 8. 2.13	2,729	現物なし
		槽			
	ア	多段式アワビ中間飼育	H 9. 3.28	2,729	現物なし
		槽			
R4-5 年度稼働ゼロ日	イ	水槽掃除機	H10.11.3	3,139	今後の使用見込みなし
			0		
	イ	水槽底掃除機	H12. 9.14	3,097	今後の使用見込みなし
	イ	波板洗浄機	H16.1.15	3,633	今後の使用見込みなし
		STD(水温、水質調査	H16.3.12	1,890	現在は CTD を使用している
		機器)			ため、通常使用予定はな
					し。CTD の予備品として保
					有
R5 年度稼働 0~1 日		計量魚群探知機	R1.10.31	32,780	2-1-2 船舶【意見】参照
かつ		人工衛星受信解析装置	H16.2.20	41,475	機器更新済。装置一式のう
取得金額 10,000 千円					ち一部は継続使用中
超の物品		水中テレビロボット	H16.2.20	19,635	故障のため使用不可
					R6 廃棄手続

# 【指摘 20-3】未稼働機械等の処分について(対応済)

上表のうち、

- ア 平成16年に水産試験場他2施設を統合する前に取得した資産であり、所在不明
- イ 現時点で今後の使用見込みはない

については、速やかな処分手続が必要と考える。

物品も県財産であり、少なくとも年一回は、物品の使用状況に応じて処分の是非を検討されたい。

監査人往査時点での本件指摘に対応して、水産技術開発センターにおいて当該物品の今後使用可能性を検討し、上表ア・イ及び人工衛星受信解析装置及び水中テレビロボットについて除却処分を行ったとの回答を受けている。

# (5) 薬品(毒劇物)

水産技術開発センターは試験研究機関であるため薬品を使用しており、なかには毒劇物指定 薬品も含まれることから、管理体制について現地確認を行った。

#### ■毒物劇物倉庫

参考:令和5.7.12検査 出納局会計課<令和6年度定期監査調書>より

2 7 19 1	TOTAL DATE TO TOTAL	2///IIII. II. II. II. II. II. II. II. II.
	指摘事項	処理てん末
劇物・毒物 いない。	Iに係る5年度の物品出納簿が整理されて	会計課の指導後、直ちに物品出納簿を作成しまし た。

#### [薬品庫視察]

薬品庫は、施錠(鍵は庶務管理)してあり、入ると左右に金属製の棚が設置、左側の8のキャビネット(4段程度)の7つに毒物劇物のシールを添付して薬品が保管してある。

# 【指摘20-4】「管理要領」の更新・整備について

平成19年3月20日作成の「水産技術開発センター毒物劇物管理要領」が保管されているが、現状の実務に活かされておらず、次に記載するような運用面での不備等が見られるため、 状況を再確認し、実態に合致した有効な管理要領の作成が必要である。

- 1 毒物劇物の各棚は施錠できるようになっているが、鍵が付けたままの状況なので、管理上は 適切ではない。
  - ※前記の管理要領では「鍵使用記録簿」の作成が記載されているが、現状では作成されていない。
- 2 「有毒薬品受払簿」(番号 1~30 が劇物・毒物に区分) は作成されているが、例えば、一旦 払い出し後に希釈して余ったものが、再度、棚に戻してある場合、それらの受け払いが記載 されていない。
- 3 「有毒薬品受払簿」は、払出時に払出数量を記載、残高は差し引きで記載し、年度末の引継ぎ時に、現物と受払簿の差額が大きい場合は調整するとの説明であるが、有毒薬品のため払出と同時に残高の妥当性も確かめておくことが必要である。
- 4 抽出で、往査日までに2回払い出されているアセトニトリルの残高を確かめた。

(単位:ml)

日有	寸	受	払	残	備考
6	.4.1			39,269	
6	.6.6		250	39,019	※残高計は 39,016 から 39,019 に訂正してあるが印 なし
6.1	0.7		600	38,419	

※繰越、払出のいずれにも使用者、直接監督者印あり。

現物照合の結果、現物数量が少なく、繰越時の単位が一桁相違しているのではないかとの 話が出た程の相違が生じていたので、調査が必要である。

- 5 例えば、塩化亜鉛は前年度繰越 498.904 g を 998.904 g に修正してあるが、500 g の修正を直接監督者が実施している。修正を実施する場合は同一者でない者が立会するのが一般的である。また、数量修正する場合は繰越前修正し、繰越は正しい数量で行うのが適当である。
- 6 薬品庫(右側奥最下段)に、古くて内容物が明確でない物が多数そのまま保管されているので、廃棄処理等が必要である。

7 右側の棚上に、センター開設時から置いてある長形で大型(割れ物注意の記載)物品が置い てあるが、中身を確認の上、適切な対応が必要である。

※監査人往査時の本件指摘に対応し、当該物品の今後の使用可能性を検討した結果、除却 処分した旨回答を得ている。

8 「有毒薬品受払簿」1~30 のうち動きのないものが 1、2、3、7、9、10、12, 13、17、18、22、25、26、28、29 と 15 品目存在する。有毒薬品のため保管していない方が適当と考えられるため、今後の使用状況や使用期限等を再確認して、廃棄の要否を検討しておく必要がある。

## 【意見20-7】有毒薬品受払簿の記載方法等について

- 1 「有毒薬品受払簿」の払は小数点なしで、残高は小数点以下で記載されている場合もみられるが、各頁右上の単位記載箇所に小数点何位までという指示を記載し、その単位で受、 払、残の数量を記載するのが適当と思われる。
  - ※この話を聞いているときに、手書き時のカンマとコロンが判別しづらいため、明確な記載をした方がよいとの話も出た。
- 2 本来、毒物劇物と一般薬品の倉庫は別が望ましいとは思われるが、現在毒物劇物に添付してあるシールをもっと大きく目立つようにして、一般薬品との明確な区分ができるようにしておくのが適当と思われる。

# [廃棄倉庫視察]

廃棄物保管倉庫は3室あり、経年による使用薬品等の変更もあり、現状は1室のわずかな部分しか占有していない状況であった。また、3室目にボトルタイプの使用済み薬品も置かれていた。

予算の関係もあり、年度末にまとめて廃棄処理している状況との説明であった。

廃棄処理対象は、大きくてもポリタンク大、ビン類のため、倉庫内に棚を置き、高さを区分 すればより効率的に使用できるのではないかと思われる。

#### [生餌(漁協)、配合飼料(ブリ用のみ、福岡)在庫視察]

基本的には在庫ゼロとして処理しているが、実在庫として1週間分くらいはある。 (現物視察時)

- ・生餌(サバ 3000 円、イカ 8,000 円くらいのビニール袋) 現状それぞれ 2 袋程度
- ・配合飼料 (20 キロの紙袋で、1 回 2 kg使用) 現状 1.5 袋程度
- (注)冷凍やけ等のため、安い時にまとめて買うことはないとの説明を受けた。

## 【意見20-8】餌の(期末時における)棚卸資産計上について(対応済)

生餌及び配合飼料の在庫数量は常に短期間分しか保有しておらず少なく、金額も大きくない ことから、現状では期末在庫としての処理はしていない。 ただ、当センターの主要事業のひとつに関連して発生するものであり、事業遂行上も全く在庫を保有していないのは不自然であることから、(切手等のような即時換金性は低いかも知れないが)期末時には棚卸を実施し、保有在庫を棚卸資産として計上する仕組みの採用が適当と思われる。

監査人往査時の本件意見に対応し、水産技術開発センターより、①餌の受払簿を作成した ②年度末の在庫棚卸も実施し、在庫の次年度への繰越処理も今後実施するとの回答を受けて いる。

#### (6) 現預金

[現金] 現金は保有していない。 ※下の[預金]参照

[預金]

鹿銀 決済用普通預金 口座 154587 1口座のみしか保有していない。

令和6年3月31日残高 0円

<通帳>抽出:3月取引全件

日付	件数	入金(円)	出金(円)	残高 (円)	摘要
3月5日	2件	2,087,493	2,087,493	0	電気代 2件
3月11日	1件	2,532	2,532	0	電話代 1件
3月29日	1件	75,806	75,806	0	電話代 1件

・取引発生日に入金と支払が発生し、残高は常にゼロになっている。

※内容は電気代、電話(携帯含む)、水道代の公共料金

⇒ これが「出納員口座」であり、これだけがセンターの通帳を経由する。

県財務会計システムを使用しており、担当者は会計端末から「支出負担行為・支出命令票」に 入力すると、本庁会計課から口座に入金があり、同口座から引き落とされる。

また、他の支出項目がある場合については、水産技術開発センターに請求書が届き、同様に会計端末から「支出負担行為・支出命令票」を入力すると、本庁会計課から請求先に振り込みが実行される。なお、請求書の原紙は当センターで保管している。

結果として、支払事務全般においてセンター職員が現金に触れることはない。

# [支出負担行為(需用費)]

「支出負担行為・支出命令票」と請求書の照合

(手続) 令和5年度 令和6年3月分支出負担行為(需用費)について支出負担行為・支出命令票(決裁状況含む)と請求書納品書と照合

(結果) 記載すべき発見事項はなかった。

# ※講評事項の検討結果

「支出負担行為・支出命令票」の「検査」欄に「別紙納品書のとおり」との記載がある。 納品書は数量のみで金額記載がない場合が想定され、また、名称が支出命令票のため「別 紙請求書のとおり | の方が適当ではないかと考えるがどうか。

# [検討結果]

鹿児島県会計規則 別表第5(第63条,第111条関係)支出負担行為整理基準表によると、例えば、需用費(消耗品費 1件の金額が5万円未満のもの並びに書籍及び法規追録で100万円未満のもの)についての「支払負担行為に必要な書類」として(1)請求書とあるが、((2)~(6)は省略)、(7)納品書も最後に記載してあるため、会計規則に反してはいないと思われる。

# 3 事業

令和5年度の水産技術開発センターが行った主な事業は次のとおりである。 (単位: 千円)

事業名		予算	決算
漁業情報提供事業	企画・栽培養殖部	49,387	49,001
200カイリ水域内漁業資源総合調査	資源管理部	53,000	52,435
マグロ漁場調査	資源管理部	6,781	5,819
沿岸・近海漁業資源調査	資源管理部	790	652
資源管理効果向上調査	資源管理部	920	907
ICTを利用した漁船漁業スマート化推 進事業	資源管理部	23,776	22,815
赤潮総合対策調査事業	漁場環境部	6,173	5,130
鹿児島海藻パーク推進事業	漁場環境部	1,501	1,301
温排水影響調査事業	漁場環境部・資源管理 部	9,955	8,154
シーフードかごしま創出事業	水産食品部	473	409
病気に強い養殖魚生産技術実用化事業	水産食品部	480	480
魚病総合対策事業	水産食品部	262	262
内水面漁業総合対策研究	水産食品部	169	169
ブリ類人工種苗養殖技術高度化調査事業	企画・栽培養殖部	332	244
人工生産ウナギ仔魚飼育実証試験	企画・栽培養殖部	17,617	16,949
公募型試験研究事業	各部	8,227	8,227

このうち、○漁業情報提供事業○公募型研究事業○200 カイリ水域内漁業資源総合調査事業 ○ウナギ仔魚飼育実証試験○ICT を利用した漁船漁業スマート化推進事業 について、資料閲 覧及び質問を実施した。

## (1) 漁業情報提供事業【企画·栽培養殖部】【県単独事業】

事業目的:水産技術開発センターの試験研究の成果等を迅速に広報・普及するとともに、漁業

情報システムの円滑な運用を図る

事業期間:平成16年度~

#### 事業費: 49,001 千円 (令和5年度までの累計額 459,001 千円)

県内漁業環境は日々変化しており、漁海況情報や赤潮情報等を県内漁業者へ提供することは、漁業の生産性向上に有用である。本件事業は、漁業情報システム等より収集した漁業情報を、インターネットを通じて迅速に情報提供する事業である。加えて、当センターの試験成果についてもホームページ等を通じて発信している。

令和5年度は漁業情報システムの機器更新を行っている。

#### 漁業情報システム利用件数(件)

R3	R4	R5
174,000	147,891	706,297

令和5年度のシステム利用件数の著しい増加理由について質問したところ、インターネットボットによる影響が考えられるとの回答を受けた。現状、実在する利用者とボットアクセスを明確に区分カウントすることが困難であるとのことであった。

# 【指摘20-5】施策の成果(漁業情報利用システム利用件数)の表示について

県が毎年公開する「主要施策の成果に関する調書<sup>6</sup>」上の本件事業の成果として、漁業情報 システム利用件数が掲載されている。

令和4年度及び令和5年度主要政策の成果に関する調書より抜粋 (下線は監査人)

◆令和 5 年度主要施策の成果に関する調書

<2> 施策の実施状況 (アウトプット)

漁海況情報や赤潮情報等の漁業関連情報について迅速な提供に努めるとともに、研究報告や事業報告等の研究成果の広報・普及に努めた。

令和5年度漁業情報システム利用件数:実績706,297件

- ◆令和4年度主要施策の成果に関する調書
- <2> 施策の実施状況 (アウトプット)

漁海況情報や赤潮情報等の漁業関連情報について迅速な提供に努めるとともに、研究報告や事業報告等の研究成果の広報・普及に努めた。

令和4年度漁業情報システム利用件数: 実績 147,891件

令和4年度及び令和5年度の成果(アウトプット)を一見すると、当施策の成果が非常に大きくみえる。令和5年度に漁業情報システム機器更新も行っており、更新投資の成果を判断することは重要であるが、その際にボットアクセスを含む利用件数を実績としてそのまま記載することは、成果判断の際に誤解を生むおそれがある。

まず、ボットと実際の利用者の区分が出来るか再検討し、費用対効果等の面でそれが困難で

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 鹿児島県 HP 令和 5 年度主要施策の成果に関する調書(商工労働水産部) P46 (23)漁業情報提供事業 https://www.pref.kagoshima.jp/ab05/kensei/zaisei/kessan/documents/116136\_20241004082509-1.pdf

ある場合には成果記載欄にその旨を注記するなど、読者をミスリードしない工夫をすべきである。

事業費明細: (単位:千円)

	予算額	決算額	摘要
備品購入費	33,946	33,946	漁業情報システム機器(サーバ)一式 他
委託費	15,147	14,761	漁業情報システム保守業務 他
その他	294	294	
計	49,387	49,001	

主な事業費は、備品購入費の漁業情報システム機器取得 26,400 千円、委託費の漁業情報システム機器更新に伴うシステム移行業務委託 9,064 千円及び同システム保守業務委託費 5,172 千円である。これらはいずれも同一システム開発業者に一者随意契約であった。

本件資産購入契約及び業務委託契約について、見積書、契約書、支出負担行為票、委託業務 終了届、検査調書、請求書、支出命令票等の書類を閲覧した。

詳細は、2-2-1 当年度取得物品 ②漁業情報システム機器 (サーバ) 更新 参照。

## (2) 200 カイリ水域内漁業資源総合調査【資源管理部】【受託事業】

事業目的:200 カイリ水域内の漁業資源を評価し、漁業資源の維持増大、高度利用の推進に資するための基礎資料の集計及び整備

委託者: FRA 52,372 千円

(一社)漁業情報サービスセンター 462 千円

事業費:52,835 千円 (昭和52 年度からの累計額 791,057 千円)

200 カイリ水域(排他的経済水域、EEZ)は、沿岸国が自国の基線から 200 カイリ(約 370km)までの範囲内で、天然資源の探査・開発・保全・管理を行う権利を持つ海域である。この水域内では、漁業資源や鉱物資源、エネルギー資源の利用が沿岸国に排他的に認められている。

本件事業は、水産基本法第 15 条及び改正漁業法第 9 条に基づき、FRA と都道府県の水産試験研究機関等とともに構成する「水産資源調査・評価推進委託事業共同実施機関(JV)」の代表機関である FRA が、構成員である各機関(本県水産技術開発センター含む)と連携して資源調査・評価を毎年実施している7。

#### 事業実施内容:

漁場別魚種別の漁獲状況調査、生物調査、標本船調査、卵稚仔量調査、水温・塩分等の海洋

<sup>7</sup> FRA HP「わが国周辺の水産資源の評価 | https://abchan.fra.go.jp/about/

観測等を実施し、資源管理に関する基礎資料を得るとともに、漁業者に各種情報を提供した。

ア 魚種別漁獲量及び生物情報収集調査

阿久根、枕崎等の主要漁港別魚種別水揚げ量の調査 週1回 アジ類、サバ類、イワシ類等漁獲物の測定調査 232回(約24千尾)

#### イ 標本船調査

棒受網、船曳網等主要漁業種別の操業実態調査 22 統(7漁業種)

ウ 卵稚仔量及び海洋観測調査

卵稚仔量及び定点海洋観測調査(水温,塩分,潮流等11項目)11回

# エ 標識放流調査

調査船による魚種別移動回遊等調査 3回 ハマダイ59尾、キンメダイ107尾の標識放流

#### オ漁場一斉調査

航空機による流れ藻分布調査 1回

調査船によるモジャコ分布調査及び本県漁船等へのモジャコ情報提供 1回

#### カ 大型クラゲ調査

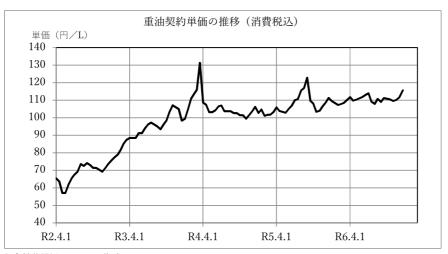
調査船により、本県海域内の大型クラゲ出現状況調査 1回

これらの調査結果は、県内漁業者に直接情報提供される他、県海域の長期的な海況データの蓄積や、FRAへのデータ提供をとおして主要魚種の新規加入量推計や日本周辺海域の海況再現モデル(FRA-ROMS II)の基礎データとしても活用される。

事業費内訳 (単位:千円)

	予算	実績	摘要
人件費	11,608	11,205	
需用費	31,903	31,903	「くろしお」燃料費、消耗品費他
使用料賃借料	4,400	4,397	調査航空機賃貸借他
旅費	4,373	4,245	
その他	716	685	
計	53,000	52,435	

本件調査事業費のうち、漁業調査船「くろしお」燃料費である A 重油代 26,810 千円が事業費全体の約半分を占めている。当センターは鹿児島県漁連と A 重油単価契約を結んでいるが、重油契約単価は上昇基調が続いており、令和 5 年度の平均契約単価 108.8 円(税込)は、「くろしお」運航開始時(令和 2 年度)契約単価 71.4 円(税込)の 1.5 倍以上である。



水産技術開発センター作成

購入額内訳書、サンプリングした請求書を閲覧した結果、指摘すべき点は発見されなかった。

#### (3) ICT を利用した漁船漁業スマート化推進事業【資源管理部】【県単独事業】

事業目的:漁業の効率化、漁家経営の安定化を図るため、水温・潮流等の海況データを収集して海況予測モデルの精度向上を図るとともに、漁獲データと組み合わせて漁場予測技術を開発する。

事業期間:令和5~7年度

事 業 費: 22,815 千円 財源: 県債8,000 千円、一般財源 14,815 千円

事業費内訳

(単位:千円)

			(1 🖾 113)
	予算	予算 決算	
報償費	3,240	2,288	標本船謝金
備品購入費	10,154	10,154	CTD
委託費	9,713	9,711	鹿児島大学と共同研究
その他	669	661	
計	23,776	22,815	

# 事業内容:

- ア 東シナ海及び鹿児島湾の海況予測モデルの精度向上
  - ・県内各海域の漁業者へ依頼し、簡易型 CTD\*25 台、潮流計ロガー5台による水温、塩分、潮流等の海況データ収集
  - ・東シナ海海況予測システム DREAMS\_Ep.の九大から鹿大への運用移行及び精度向上
  - ・鹿児島湾海況予測システム KB モデルの精度向上

\*CTD:Conductivity Temperature Dept の略。海水の電気伝導度(塩分)、水温、圧力(深度)を計

測するセンサーで構成された観測装置であり、ケーブルにつないで海水中に投下し、水温と塩分の深 さ方向の分布を観測する。

#### イ 漁場予測技術の開発

高精度の海況予測を活用し、機械学習や粒子追跡モデル等を用いたゴマサバ、モジャコの 漁場予測技術の開発に取り組む。

令和5年度水産白書において、水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策として、「スマート水産技術の活用」が示されている。現場のICT活用事例をあげると、沿岸漁業では、従来、経験や勘に基づき行われてきた漁場の探索にICTを活用して、水温や塩分、潮流等の漁場環境を予測し、漁業者のスマートフォンに表示する取組、定置網に入網する魚種を陸上で把握し出漁を判断する取組や混獲の回避に資する技術開発の取組が行われている。沖合・遠洋漁業では、人工衛星の海水温等のデータと漁獲データをAIで分析し、漁場形成予測を行うなどの取組が行われている8。

県水産業振興基本計画(令和3年)においても、目指す将来の姿及び主要政策に「ICT等を用いた生産性向上」を掲げている。また、令和12年度までのKPIとして、「ICTを利用した漁場予測の技術開発 4件」としている。

#### 「県水産業振興基本計画」より抜粋

- 4 施策の推進方針と主要施策, 主な指標
- I 持続可能な漁業・養殖業の推進
- 3 海面養殖業の振興
- (6) スマート水産業の推進

漁業の担い手の育成・確保による持続可能な漁業・養殖業の推進を図るため、 ICT等の新たな技術の普及を図ります。

ア I C T を利用した海沢予測モデルの精度向上及び新たな海域の海況予測モデルの開発 沿岸漁業者等の操業効率化を図るため、漁業者が実施する海洋観測のデータを収集し、海況予測モデル (DREAMS) の精度向上を図るとともに、海況予測が不十分な海域を対象に新たな海況予測モデルを 開発します。

#### 【主要施策】

- ○ⅠCTを利用した海況予測モデルの精度向上及び新たな海域の海況予測モデルの開発
- イ 海沢予測モデルを活用した漁場予測技術の開発 沿岸域で操業を行っている漁業者の操業の効率化のため、海沢予測モデルから操業日の海況情報を取得 し、得られた海況情報から漁場予測を行う技術を開発します。

#### 【主要施策】

○海況予測モデルを活用した漁場予測技術の開発

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 令和 5 年度水産白書 第 1 部第 2 章 我が国の水産業をめぐる動き より抜粋 https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/r05\_h/trend/1/t1\_2\_5.html

加えて、令和6年度水産庁「デジタル水産業戦略拠点<sup>9</sup>」に鹿児島地域、静岡県焼津地域の2 箇所が選定されている。今後は鹿児島県デジタル水産業推進コンソーシアムにおいて、本件漁 船漁業事業のスマート化を含む県内漁業全般のICT 推進が図られるものと期待される。

「デジタル水産戦略拠点事業構想提案書」(鹿児島県漁獲情報デジタル化推進協議会) より抜粋

#### 〈漁船漁業のスマート化〉

- この取組により、以下の効果(括弧書きは定量的目標)が期待できる。
- ・適切な出漁判断及び漁場選定による使用燃油、労働時間の削減(令和 11 年度における、予測を活用した漁 船の単位

漁獲量あたりの燃油消費量、労働時間が5中3平均よりそれぞれ15%減)

また、KPI として以下を設定する。

・令和8年度における漁海況予測活用漁協数県内42漁協中20漁協以上

#### ゥ 簡易 CTD

事業費明細の備品購入費のうち主なものは、簡易 CTD(smart-ACT)17 台新規取得費用 9,424 千円である。これらは、県内漁業者が所有する漁船に設置され、漁船の航行に合わせて県内海域のデータを収集するのに使用される。

CTD 購入関連書類及び漁業者からの物品借受証綴りを閲覧した。詳細及び【意見】返却が確認された借受証にも返却を確認した証跡を残すことについて は、2-2-1 当年度取得物品 参照。なお、漁業者の漁船に設置した CTD のうち 1 台は、設置 3 か月未満で海中事故により亡失した。故意の紛失ではないため、漁業者へ損失負担は求めていない。事故報告に基づき備品原票においても処分手続がなされていることを確かめた。

#### エ 鹿児島大学との共同研究

事業費明細の委託費は、鹿児島大学との共同研究費 9,711 千円である。本件共同研究は、鹿児島県海域を対象とした 7 日先までの海況予測モデルを開発し、その海況予測に基づいて県海域で漁獲される水産有用魚種の漁場予測を行い、その予測結果をリアルタイムで漁業者に提供する仕組みの開発を目的としている。令和 7 年度を最終目標としており、令和 5 年度は初年度にあたる。

<sup>9</sup> デジタル水産業戦略拠点:資源管理の推進、漁業の生産性の向上、漁村の活性化を図るため、生産者、加工・流通業者、地方公共団体等が参画する地域コンソーシアムが主体に地域が一体となって水揚量の把握・管理から漁獲物の出荷・流通・消費に至る取組にデジタル技術を活用する地域(「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年閣議決定))。令和5年度は3地域、令和6年度は鹿児島県を含む2地域が選定されている。

共同研究の役割分担は、水産技術開発センターがデータ収集体制構築を担当し、鹿児島大学が漁場予測モデル及び海況予測モデル技術開発等を担当している。水産技術開発センターの費用負担は、直接経費(ワークステーション取得費、システム更新費、特任教員人件費等)7,470千円と間接経費 2,241 千円(直接経費 7,470 千円×30%)である。なお、直接経費で取得した設備の所有権は鹿児島大学にあるため(契約書第 10 条)、水産技術開発センターの備品受入事務は発生しない。当共同研究における知的財産権(同第 14 条)、ノウハウ(同第 6 条)は当共同研究期間において発生していない。

同稟議書、共同研究契約書、研究成果報告書、請求書等を閲覧した結果、指摘すべき事項は 発見されなかった。

## (4) 人工生産ウナギ仔魚飼育実証試験事業【栽培養殖部】【受託事業】

事業目的:人工生産ウナギを仔魚から稚魚まで飼育し、飼育技術の再現性を検証する

委託者: (一社) マリノフォーラム 21

事業費:16,949 千円(令和3年度からの累計額 45,096 千円)

農林水産省が令和3年5月に策定した 「みどりの食料システム戦略」では、2050 年までにニホンウナギ等主要養殖対象種の 人工種苗比率を100%とする目標を設定し ている。本実証試験は、この戦略下での水 産庁委託事業「ウナギ種苗の商業化に向け た大量生産システムの実証事業<sup>10</sup>」の一環 であり、FRAより技術移転を受け、人工生 産ウナギ仔魚の飼育試験を実施した。水産 ・二ホンウナギは、5~15年間、河川や河口域で生活した後、海へ下り、日本から約2,000km離れたマリアナ諸島付近の海域で産卵。 ・卵からふ化した後、海流で運ばれる過程で、レブトセファルス(仔魚)、シラスウナギ(稚魚)へ と成長し、日本などの河川・泊岸域へ到達。



出典:水産庁「ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実 証事業 2017~2023 年度における成果概要」

庁より当該業務を受託した(一社)マリノフォーラム21が、当センターに再委託している。

この試験の技術目標は令和5年度までに年間1,000尾の生産(仔魚レセプトファルスからシラスウナギへの変態)であったが、令和4年度に前倒し達成し、令和5年度も連続して達成した。

10 水産庁「ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業 2017~2023 年度における成果概要」 https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/attach/pdf/unagi-64.pdf

事業費内訳	(単位:千円)

	予算	決算	摘要
人件費	243	225	
旅費	575	204	
需用費	3,950	3,738	
委託料	5,413	5,345	飼育管理業務委託料
備品購入費	7,436	7,436	攪拌脱泡機、フリーザー
計	17,617	16,949	

当事業においてウナギ仔魚飼育管理業務を個人3名に随意契約で業務委託している。本件人 工生産ウナギ仔魚飼育管理業務委託契約について、稟議書、契約書、免税事業者届出書、業務 報告書、請求書等を閲覧した。

これらを随意契約とした理由は、人工生産ウナギの飼育には仔魚の状況確認や餌の作成など 専門知識を要するため、当センターでの業務経験があることであった。一方で、業務委託契約 書では、水産技術開発センターの決めた勤務日及び勤務時間に、当センターの施設内で指示ど おりの作業を行う旨が記載されていることから、実際は業務委託よりもアルバイト雇用契約に 近いものと思われる。税務署に給与か業務委託かの判断を照会したうえで、税務上は給与所得 とみなして源泉税を徴収している。なお、予算書では消費税を加算した額で委託料として請求 している。

当期に取得した主な備品は、餌の加工時に使用する攪拌脱泡機 6,941 千円である。備品原票と現物を照合するとともに、現物の稼働状況を確認した。

# 【意見 20-9】成果のアピール(「主要施策の成果に関する調書」への掲載)について

本件事業は令和3年度より行われているが、事業の内容及び成果は、県ホームページで公開されている「主要施策の成果に関する調書(以下、「成果調書」という。)」に一度も記載されていない。しかしながら、本件事業は、都道府県の生産試験として初めて人工シラスウナギの生産に成功した事例でもあり、鹿児島県水産技術開発センターの研究成果が発揮された事業といえるのではないだろうか。

金額面においても1千万円を超える本件事業費に対し、より少額な事業であるウナギ資源増殖対策事業(事業費2,948千円)、内水面資源保全対策事業(同3,350千円)は、成果調書に記載されている。金額的及び質的に重要な事業については、積極的に成果調書記載することも検討されたい。

成果調書は単なる報告資料ではなく、県民はじめステークホルダーへの説明責任を果たすためのものである。前例踏襲ではなく"読者にどのように事業内容や成果をアピールするか"という視点をもって作成されたい。

#### (5) 公募型研究事業

公募型研究事業一覧 (千円)

公务望研充争第	三一見				(十円)
試験研究項目	生鮮用冷凍水       養殖業成長産業       海草・海藻藻場       魚介類における         産物の高品質       化技術開発事業       形成新技術開発       気候変動に左右         化技術の開発       事業       されない強力な         赤潮対策技術		養殖魚成長産業 化提案公募型実 証事業		
目的	高濃度酸素に よる解凍後の 血合筋褐変抑 制機構の解明 を行う	カンパチ人工種 苗の生産技術の 高度化により、 国産優良種苗の 安定的な確保が できるよう、できる場合の 伝的多様性の種 保により人工種 苗生産技術の改 良を行う	ブルーカーボンの収対果をより大きく発揮さる、二酸化炭素吸化と生態系 保全機能を両立させた海藻場の対な大大 でありな形成・航天 でありない。	赤潮による養殖 魚のベンを解りすることにより ることにより を開発し、赤潮による を開発し、赤潮による被害低減 を図る	新型レンサ球菌 症に対するワク チン開発
R5 事業費	1,000	877	1,500	1,850	3,000
国の機関 公募型事業名	農林水産省 令和5年度み どりの戦略実 現技術業の 実証事業水産(委託プロジェクト研究)	水産庁 養殖業成長産業 化技術開発事業	農林水産省 農林水産技術会 議委託プロジェ クト研究「ブル ーカーボンの評 価手法及び効率 的藻場形成・拡 大技術の開発」 JPJ008722	農林水産省	水産庁 令和4年度養殖 業成長産業化提 案公募型実証リ 類・マダイ・ディー グロリアウイルス、のでは、 ス、のでは、 ス、のでは、 、。 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、。 、のでは、 、のでは、 、。 、。 、。 、。 、。 、。 、。 、。 、。 、。 、。 、。 、。
相手先	FRA	FRA	FRA	FRA	民間会社
試験期間	令和 5~7 年度	令和3~9年度	令和2~6年度	令和4~8年度	令和 4~7 年度

農林水産省は、農林水産業・食品産業の持続性を高めるため、国主導で実施すべき重要な分野について、戦略的な研究開発を推進しており、毎年度下半期には、翌年度公募する研究課題を発表している。水産技術開発センターは、発表された公募研究課題のうち当センターの研究分野に関連する研究に応募している。応募形態は、単独研究機関応募よりもFRAを代表研究機関とするコンソーシアムの共同研究機関として応募するケースが多い。外部資金の積極的獲得に向けて、担当職員が各種公募研究説明会に参加し、公募情報をセンター内に周知するなどしている。

令和5年度に上記5件の公募研究事業を実施しており、研究概要を質問するとともに、養殖 魚成長産業化提案公募型実証事業について関係書類を閲覧した。

一般的に、競争的研究費は、直接経費 (研究に直接要する人件費、旅費、試験研究費等)、一般管理費(研究に要する事務費、光熱費、通信費等、間接部門の経費)、間接経費

(研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費。直接経費の30%上限)に分けられる。

農林水産省公募型研究募集要項において委託研究費として認められる経費は、直接経費及び一般管理費(直接経費の30%上限)のみであり、間接経費は認められていない。また、当センター常勤研究員の人件費は直接経費として請求しておらず、上表の事業費額は、需用費(物品購入費)、備品購入費、旅費、使用料賃借料(機器リース)、委託料の実費のみである。

養殖魚成長産業化提案公募型実証事業は、委託研究ではなく民間企業等に対する研究費の助成である。本件補助事業は、民間企業1社が単独で採択されている。水産技術開発センターは、採択機関やコンソーシアムの共同機関ではなく、民間企業からの試験依頼を受託している。

# 【意見20-10】受託試験研究における一般管理費及び間接経費の請求について

養殖魚成長産業化提案公募型実証事業における民間会社からの試験依頼受託において、間接 経費の請求は行われておらず、試験に要した直接経費(飼育管理費・消耗品、関係会議への出 席旅費、飼育管理や検査補助員に係る賃金)しか請求していない。

本件契約書では、試験の結果得られた情報は委託者に帰属する一方で、試験遂行のために必要な施設・設備を委託者に利用させていることから、水産技術開発センターにとって直接原価のみで受託することは妥当ではない。

本件受託試験は、間接経費が認められていない他の公募型研究と異なり、民間企業と水産技術開発センターとの契約であることから、一般管理費や間接経費も請求することを検討されたい。

# 巻末資料

1 「新たな漁港漁場整備長期計画のポイント(令和4年度~令和8年度)」(水産庁)に記載された「主な成果指標」対する鹿児島県の状況

質問による回答は次のとおりであった。

貝向による凹合は次のこわりであつた。						
項目	鹿児島県の進捗状況					
●産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化						
□流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制 の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合 45% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)	□78% (R3) ⇒ 78% (R8) 阿久根、薄井、枕崎に衛生管理型荷さばき所が既に 整備されており、R2 年度末に山川に同整備がされ たことで割合 70%以上を達成					
□漁港・漁場整備や漁港の活用を図る養殖生産拠点地域において、生産の維持・拡大により確保する <u>養殖生産量</u> おおむね100万トン等	R4:実績値:3 万トン R8:目標値 3.5 万トン					
●海洋環境の変化や災害リスクへの対応強化による持続	売可能な漁業生産の確保					
□水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備による水産物の増産量5年間でおおむね6.5万トン	R4~R5 年度の漁場整備に伴う年間生産量の増大量は約800トン					
□藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域 において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回 復させる	水産多面的機能発揮対策事業により15グループが 藻場造成活動を実施しているが、温暖化による海 水温上昇が魚類の食害を助長し、藻場の維持回復 は困難な状況にある。					
□流通拠点漁港における、被災後の水産業の早期 回復体制が構築された漁港の割合 27% (R3) ⇒おおむね70% (R8) 等	□33% (R3) ⇒67% (R8) 牛根麓、山川に加え、R8 までに枕崎、内之浦の岸 壁耐震化が完了					
●「海業」振興と多様な人材の活躍により漁村の魅	力と所得の向上					
□漁村の活性化により都市漁村交流人口を増加 5年間でおおむね200万人	国の法改正を経て、令和6年度から海業の取組が本格化。枕崎お魚センターのリニューアル(R6.4),日置市江口地区の蓬莱館に隣接のツキヒテラスのオープン(R6.9)など、交流人口の増加に期待					
□漁港における新たな「海業」等の取組件数 5年間でおおむね500件	地魚加工体験、加工販売、漁港でのイベント開催など、漁港を活用して水産物の消費増進や交流人口の増大への取組を現在まで19件実施					

※海業 (うみぎょう): 海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業をいい、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

2 「新たな漁港漁場整備長期計画のポイント(令和4年度~令和8年度)」(水産庁)に 記載された「共通課題」対する鹿児島県の状況

社会情勢の変化への対応	鹿児島県の進捗状況
・グリーン化の推進	・照明灯の更新時にLED灯を採用
(設備等の電化、給電施設の整備、省エネ対策、再	・衛生管理市場内では、衛生管理も兼ねた電動フォークリフトを使用
生可能エネルギーの導入、藻場の保全・創造 等)	・藻場の回復については、増殖場の整備に藻の付きやすい構造の魚礁ブロックを採用するとともに、漁業者が行う母藻の投入やウニ駆除等による藻場回復の取組みに対し、水産多面的機能発揮対策事業、離島再生交付金事業で支援している。

・デジタル社会の形成 (産地市場の電子化の普及、海域環境観測システムの活用、ICTやドローン・ロボット技術の活用促進 等)	・工事現場における施工管理の立会いを ICT を活用し遠隔臨場で確認を行っている。 ・漁港施設の老朽化調査を行う際、人の行き来が困難な場所についてはドローンを活用(外注)することもある。 ・漁港台帳の電子化を進める必要がある。
・生活スタイルの変化への対応	・養殖ブリの生産、流通拠点である薄井漁港では、
(消費者ニーズに対応できる水産物の提供体制づくり、衛生管理と併せた感染症対策、移住・定住や交流の受入環境づくり等)	一本物から三枚おろしへの量販店、消費者のニーズを受け、加工生産ラインの増設を図る加工場整備を漁協が計画している。輸出に対応した衛生管理とともに、加工機械の適切配置による省力化を図り、良好な労働環境を構築する。

# 3 かごしま未来創造ビジョンにおける数値目標

令和4年3月改定の「かごしま未来創造ビジョン」における数値目標は次のとおりである。

# 主な個別計画等における数値目標の状況等。

10 農林水産業の「稼ぐ力」の向上(水産関連部分のみを抜粋)。

到事等のなか。	策定(改定)	策定(改定)	基	準→	目	標≠
計画等の名称や	年月₽	主な目標内容・	時期₽	数値₽	時期₽	数值。
1 人づくり・地域づくりの強化。						
		漁業就業者数₽	H30年₽	6,116人	R12年度。	4,700
<b></b>	R3.3+	経営体数↔	H30年₽	3,115↔ 経営体	R12年度。	2,500- 経営体
2 生産・加工体制の強化, 付加価	値の向上。		1	.,		
	R3.3∻	漁獲物の販売金額金額が800万円以上の経営 体の割合(漁船漁業)心	H30年₽	9%	R12年度+	199
<b>鹿児島県水産業振興基本計画</b> ↔		収穫物の販売金額が1億円以上の経営体の割合(ぶり類養殖業)。	H30年₽	45%	R12年度。	55%
		生産額(漁業生産額)。	H30年+	106,395+ 百万円	R12年度。	107,257。 百万円
		水産食料品製造金額₽	H30年₽	80,427↓ 百万円	R12年度+	83,600。 百万円
3 販路拡大・輸出拡大。			**	,	****	
更児島県農林水産物輸出促進↓ 『ジョン	H30.3 $\wp$	県産農林水産物の輸出額↔	H28年度	155億円	R7年度₽	500億円
	R3.3₽	水産物輸出金額⇨	H30年₽	103億円	R12年度+	200億円

漁業就業者数及び経営体数は減少を抑える目標値が設定してある。

表のように、目標時期は令和12年度(水産業に限定)となっている。現在は、ちょうど中間地点に位置するが、進捗状況どうなのか、逐次、県民に公表しながら目標達成を目指すのが適当と思われる。

# 【所感として】

- 1 漁港のストックマネジメント(長寿命化)について
  - ~ 水産基盤施設のより効率的・効果的な予防保全型の長寿命化対策を推進 ~

当報告書を作成している最中に、折しも、埼玉県で下水道管の老朽化による道路陥没事故がニュースになったところであるが、令和6年4月に「「水産基盤施設ストックマネジメントのガイドライン」の改定について」(水産庁漁港漁場整備部整備課)が公表されている。

ガイドライン改定の背景として、「●水産基盤整備事業により整備される水産基盤施設 (漁港施設、漁場施設等)は、我が国の水産業の発展と水産物の安定供給の基盤となってい るものであるが、高度経済成長期に建設された施設が多く、現在は老朽化の進行による機能 低下が懸念されている。特に全国に約 2,800 存在する漁港では、その約7割を市町村が漁港 管理者として管理しており、厳しい財政状況から漁港管理に関わる人員等が不足している。

- 今後も漁港施設の機能を持続的に発揮させるためには、老朽化が進む漁港施設等において、<u>予防保全型の老朽化対策への転換</u>と、新技術活用等による効率的な維持管理、適切な機能保全計画に基づくライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を推進する必要がある。
- ●漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、「<u>効率的な施設の維持管理</u>等を行い、将来にわたり漁港機能を持続的に発揮する」としており、水産庁インフラ長寿命化計画(行動計画)(令和3年3月改訂)においては、「管理者に対して各種基準・マニュアル等を用いて、点検・診断、修繕・更新等における新しい技術の導入・普及を図る」 こととしている。

このように、水産庁は平成27年5月策定の同ガイドライン等を改定し、<u>水産基盤施設の</u>より効率的・効果的な予防保全型の長寿命化対策を推進するとしている。

国及び県での人口減少、漁業労働者の減少、高齢化は、今後も否応なしに進行して行くものと推測される。序章7にも記載のとおり、鹿児島県でも漁港ごとに長寿命化計画(機能保全計画)を策定して推進しているところであるが、来るべき未来像をしっかり見据えた、効率的・効果的な予防保全型の水産基盤政策が必要になっていることを強く感じる。

# 2 陸上養殖について ~ 漁業の在り方にも新しい変化が登場している ~

令和5年度水産白書の「陸上養殖をめぐる動向」にも、「近年、<u>多額の投資と高度な技術を用い</u>、陸地において海面と同様に生育環境を整備した養殖場を設置して海水魚等を養殖する陸上養殖が営まれ始めており、<u>異業種分野等からの新規参入も活発化</u>しています。(中略)、水産庁は、令和5年4月より、内水面漁業の振興に関する法律に基づき陸上養殖を届出養殖業としました。本制度に基づく届出件数は、令和6年1月1日時点で662件となっています、都道府県別では、沖縄県168件、大分県55件、鹿児島県35件の順に多く、九

<u>州地方に多い傾向</u>がみられました。また、届出件数(延べ件数)の上位3種は、クビレヅタ(ウミブドウ)146件、ヒラメ132件、トラフグ99件でした。」との記載がある。



※新規生産者数の年度別状況は次のとおりであり増加傾向となっている。

出所:令和4年度 陸上養殖実態調査委託事業 の結果概要 水産庁 栽培養殖課

近年の地球温暖化等の自然環境変化や漁業労働人口の減少は、前年監査対象としていた 農業政策と同様に漁業推進にも対応変更を求めている。海面水温の上昇など、将来が不確実 性の高い漁業界にあって、世界的にも養殖業やこの陸上養殖業の重要性は増加してきてお り、これに伴って新たな新規参入事業者も増えてきている。

以前、鹿児島県内でも事業者の多いクルマエビやヒラメの陸上養殖現場を視察したことがあり、今回の監査においても水産技術開発センターでその状況を視察したが、事業における収益化や持続可能性等の課題に克服の目途が立つころには、大手企業の参入も想定される。

また、この「陸上養殖をめぐる動向」の<u>出荷先の将来展望では、海外を視野に入れている</u> 事業者も多いのも魅力的である。

鹿児島県の未来創造においても、自国生産他国消費に貢献できる成果に期待したい。

3 事業成果の明確化とPDCA サイクルの機能推進 ~ 選択と集中の再検討 ~ 前年の監査においても記載したところであるが、事業成果の記載は事業目的に対してどのような貢献が達成できたかに重点を置いて記載し公表する必要がある。

事業実施の結果、漁港整備工事の事業目的に対して、実績がどの程度貢献できたかという

成果を具体的に記載するというように、どの程度、漁業経営体増加、漁業・養殖業生産業に 貢献したか、その目的に対する貢献度合を正しく評価できていないと、次の行動での課題等 が明確にならず、効率的・効果的な PDCA サイクルとして形成されないからである。

例えば、漁港整備事業においては財源である国庫補助金も多く、国の方針にも基づき県も 事業推進する体制にあるが、多額の財源により整備された漁港施設には限りない保全が待 機しており、これは多額の支出継続が避けられないことを意味している。

また、整備の程度は地震・災害等への対応もあり、より高水準のものが求められるように なるが、これは同時に、より多額の事業費が必要となることであり財政を圧迫してくる。

高度成長期時代の人口増加時で、漁業従事者も増加して所得も増加している時代なら積極的に推進すべきという方向性に何ら疑問はないように思われるが、今は、急激ともいえる人口減少、漁業経営体数の減少が進行している最中での判断となる。

かつて「魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ」(水産業改革髙木委員会調査報告、2007年7月)の提言3.で「水産業の構造改革のため、水産予算の大胆かつ弾力的な組替えを断行せよ。」とし、具体的な課題として「1.予算執行上の優先順位が低い漁港整備などの公共事業から漁業への新規参入の推進と漁船漁業の構造改革予算に大胆かつ弾力的に振り向けよ。」等を求めていたこともある。

漁港のある市町村や漁業関連団体との連携をさらに強化し、それぞれの漁港の将来像を展望し、的確に把握し、事業内容及び財源配分の慎重な選択と事業費の必要個所への集中投入、より質に視点を置いた重要性判断が求められているように思う。

# 漁港及び漁場の整備等に関する法律より抜粋

令和6年4月1日 施行

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律(令和五年法律第三十四号)

昭和二十五年法律第百三十七

#### (目的)

この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつ つ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、並びに漁港の維持管理を適正にし、及びその活用を促進し、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。

第二条 この法律で「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であつて、第 六条第一項から第四項までの規定により指定されたものをいう。

この法律で「漁港施設」とは、次に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。

- 基本施設
- 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
- 係留施設 岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋及び船揚場 口
- 水域施設 航路、泊地及び漁具管理水域
- 機能施設
- 輸送施設 鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート
- 航行補助施設 航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設
- 漁港施設用地 各種漁港施設の敷地
- 漁船漁具保全施設 漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設
- 補給施設 漁船のための給水、給氷、燃料供給及び給電施設
- 増殖及び養殖用施設 水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調製施設、養殖用作業施設、陸上養殖施設及び廃棄物処 理施設
- 漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設 荷さばき所、荷役機械、配送用作業施設、蓄養施設、水産倉庫、野積
- 場、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、仲卸施設並びに直売所
- 漁業用通信施設 陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所
- IJ
- 漁港厚生施設 漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設 漁港管理施設 管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設、発電施設その他の漁港の管理のための施設 ヌ
- 漁港浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設 ル
- 廃油処理施設 漁船内において生じた廃油の処理のための施設
- 廃船処理施設 漁船の破砕その他の処理のための施設
- 漁港環境整備施設 広場、植栽、休憩所、避難施設、避難経路、防災情報提供施設その他の漁港の環境の整備のた めの施設

#### (漁港漁場整備事業の意義)

第四条 この法律で「漁港漁場整備事業」とは、次に掲げる事業で国、地方公共団体又は水産業協同組合が施行するも のをいう。

- 漁港施設の新築、増築、改築、補修若しくは除却、漁港の区域内の土地の欠壊の防止又は漁港の区域内への土砂の 流入の防止その他漁港の整備を図るための事業及びこれらの事業以外の事業で漁港における汚泥その他公害の原因と なる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業
- 二 優れた漁場として形成されるべき相当規模の水面において行う魚礁の設置、水産動植物の増殖場及び養殖場の造成 その他水産動植物の増殖及び養殖を推進するための事業並びに漁場としての効用の低下している水面におけるその効 用を回復するためのたい積物の除去その他漁場の保全のための事業
- 漁港漁場整備事業で国が施行するものは、前項第一号に掲げる事業にあつては第三種漁港又は第四種漁港に係るも のに限り、同項第二号に掲げる事業にあつては次に掲げる要件のいずれにも該当する事業であつて政令で定めるもの に限るものとする。
- 我が国の排他的経済水域において施行されるものであること。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源のうち、その数量その 他の状況を勘案して、その保護及び増殖又は養殖のための措置を緊急に講ずる必要のあるものであつて、保護のため の措置が講じられているものを対象とするものであること。
- 三 その事業が施行されるべき海域において施行される場合に著しい効果があると認められるものであること。
- 前項の政令においては、第一項第二号に掲げる事業が施行されるべき海域、当該事業の対象とする水産動植物の種 類、当該事業の内容その他の当該事業の施行に必要な事項を明らかにしなければならない。
- 農林水産大臣は、第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見 を聴かなければならない。

(漁港施設等活用事業の意義)

- 「四条の二」この法律で「漁港施設等活用事業」とは、漁業根拠地としての漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、 漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の有効活用を図ることにより、当該漁港に係る水産業の健全な発 第四条の二 展及び水産物の供給の安定に寄与する次に掲げる事業をいう
- 当該漁港において取り扱う水産物の販売(直売所において行うものを除く。)又は当該水産物を材料とする料理の 提供を行う事業その他当該水産物の消費の増進に関する事業
- 遊漁(釣りその他の方法により水産動植物を採捕することをいい、漁業法第二条第一項に規定する漁業に該当する ものを除く。次条において同じ。)、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う 事業その他当該漁港の存する地域と他の地域との間の交流の促進に関する事業
- 三 前二号に掲げる事業に附帯する事業

# 2 鹿児島県の漁港(県 HP)

一般に「漁港」という言葉は、いろいろな意味に使われていますが、その形態を分類すると、次の三つの形に大別す ることができます。

1. 漁港漁場整備法の適用を受ける港

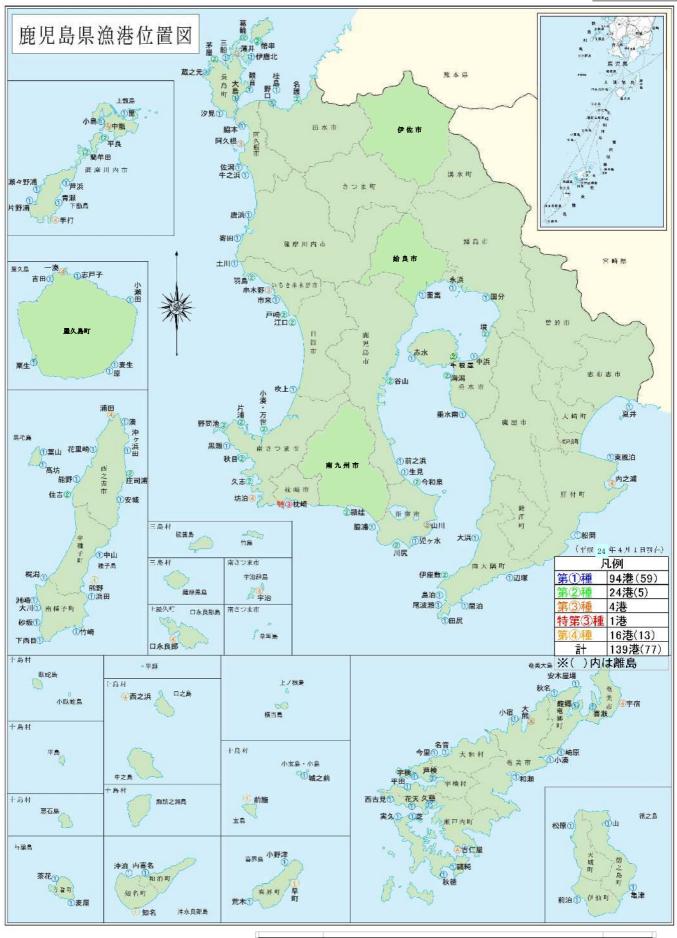
- 2. 港湾法の適用を受ける港であるが、事実上漁船の利用が多く、漁業の用に供されるもの
- 3. 漁港漁場整備法及び港湾法の適用は受けないが事実上漁業の用に供される船だまり等

ただし、各関係法令上、漁港として行政の対象となるのは、1の漁港であり、漁港の規模や利用範囲等の性格により第1種から第4種までの指定区分があり、それぞれ指定区分や漁港区域の範囲により、市町村長、県知事、農林水産大臣のいずれかの指定を受ける必要があります。

本県では,第 1 種 94 港,第 2 種 24 港,第 3 種 4 港,特定第 3 種 1 港,第 4 種 16 港の計 139 の漁港があり,第 1 種漁港は所在地の市町村が,第  $2\cdot 3\cdot$ 特  $3\cdot 4$  種漁港は,県が管理者となっています。

(自 60 TH 36 2# / 4 = 36 2# \

第1種漁港	市町村管理	里漁港:94%	魚港)	県管理漁港	き(45漁港)	)			
管理者名	第1種漁港	管理者名	第1種漁港	所管 機関名	第2種漁港	第3種漁港	特 定 第3種 漁 港	第4種漁港	所在地
	前之浜		安城	1 1	谷山	E O			鹿児島市
鹿児島市	生見	西之表市	葉山	l :	江口	× .		Î	日置市
V5	赤水		高坊	of to de the	羽島			ĵ	
日置市	吹上	中種子町	中山	鹿児島地 域振興局	戸崎				いちき串木野市
いちき	土川	中性于可	梶潟	纵派共向		串木野		/	
串木野市	市来		浜田			27		西之浜	十島村(口之島
十島村	城之前	1	竹崎			F 5	- 1	前籠	十島村(宝島
指宿市	児ケ水	南種子町	下西目		今和泉	E 6			指宿市
1818 (1)	脇浦	刊性丁川	砂坂	i :	川尻	70 O		i i	7818 III
南さつま市	黒瀬	]	大川		小湊(万世)			j .	
	脇本		州崎	i s	片浦	62			e aver en in
阿久根市	佐潟		志戸子	l :	野間池			į.	南さつま市
	牛之浜	1	小瀬田	南薩地域	秋目	4	. 8		
Ulak #	野口	<b>展力 由 Dr</b>	吉田	振興局	久志	8 8	- 12	0	1
出水市	桂島	屋久島町	麦生		頴娃	E 6		1	南九州市
	唐浜	1	原	1		山川		Ť.	指宿市
1	寄田		栗生	3			枕崎	Ü	枕崎市
	里		小宿	l :			3/15/4/3	坊泊	南さつま市
薩摩川内	小島	1	小湊(三方)	8				宇治	用さつま市(宇治群島
市	芦浜	奄美市	和瀬		名護	E. 0			出水市
TAGET	青瀬	100000000000000000000000000000000000000	喜瀬		平良			8	蓬摩川内市(中語
- 1	瀬々野浦	1	崎原		藺牟田	8 8	- 0	Q.	薩摩川內市(下額
	片野浦	4.7-44	名音		幣串	V: 0		*	長島町(獅子島
	伊唐北	大和村	今里	北薩地域	葛輪			i i	長島町
i	三船		宇検	振興局	茅屋		1		
III do me	観音	宇検村	芦検	10 10		阿久根			阿久根市
長島町	大島	35,000 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	平田	1		薄井			長島町
	蔵之元		西古見					中甑	薩摩川内市(上額
- 1	汐見	1	花天			8 8	-	手打	薩摩川內市(下額
200 dab.	国分	1	久慈	i i	境	E 6			
霧島市	永浜	瀬戸内町	実久	10000000	海潟	V: 0			垂水市
姶良市	重富		芝	大隅地域	牛根麓				垂水市·鹿児島7
200	中浜	1	諸鈍	振興局	伊座敷				南大隅町
垂水市	垂水南	1	秋德	i i	15 33415			内之浦	肝付町
志布志市	夏井		秋名		庄司浦	-1			
	大浜	龍郷町	安木屋場		住吉	F		0	西之表市
- 1	島泊	11110-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-1	龍鄉	熊毛支庁		E 6		浦田	
± + 200 me	尾波瀬	# [II m-	小野津	8		VC		熊野	中種子町
南大隅町	田尻	喜界町	荒木	屋久島		e :		一湊	10-10 (A-10)
	間泊	( 中土 中 一	Ш	事務所				口永良部	屋久島町
	辺塚	徳之島町	亀津			<u>.</u>		大熊	
DT /-/ m-	船間	天城町	松原	大島支庁				宇宿	奄美市
肝付町	東風泊	伊仙町	前泊			1	- 4	古仁屋	瀬戸内町
	能野	和泊町	内喜名	喜界		F 6		# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	2-2-Caranastra
***	花里崎	知名町	沖泊	事務所		V: 0	-	早町	喜界町
西之表市	湊沖ヶ浜田	与論町	茶花	沖永良部 事務所				知名	知名町
	11 / /35 11	10	文件	2 202171		66			



第1種漁港	その利用範囲が地元の漁業を主とするもの	市町村管理		
第2種漁港	その利用範囲が第1種漁港よりも広く第3種漁港に属さないもの			
第3種漁港	その利用範囲が全国的なもの	<b>県管理</b>		
特定第3種漁港	港 第3種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの			
第4種漁港	4種漁港 離島その他辺地にあって漁場の開発または漁船の避難上特に重要なもの			

# 4 「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」の変更について

令和5年12月21日 水産庁

水産庁では、改正漁港漁場整備法の施行に向け「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」を変更しましたので公表します。

# 1. 概要

「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」は、漁港漁場整備法第6条の2に基づき、農林水産大<u>臣</u>が 定めるものであり、漁港漁場整備事業の推進に関する「基本的な方向」、「効率的な実施に関する事 項」、「施行上必要とされる技術的指針に関する事項」、「配慮すべき環境との調和に関する事項」等を 定めるものです。

本年5月に「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」が公布されました。改正漁 港漁場整備法では、「漁港施設等活用事業の創設」、「漁港施設の見直し」、「漁港協力団体制度の創 設」等の改正が行われ、令和6年4月1日(月曜日)から施行されます。

このため、令和6年4月1日<u>の制度の運用開始</u>に向け、水産庁では、「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」を変更しました。

#### 2.主な変更内容

本基本方針で変更した内容は以下のとおりです。

- 1.漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向
- ・法律の名称変更について反映
- ・流通関連施設に関する記述において、追加された漁港施設を追記
- ・漁港を海業の場として活用させるため、新たに創設された<u>『漁港施設等活用事業』</u>についての記述を追加等
- 2.漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項
- ・漁港を海業の場として活用させるため、新たに創設された<u>『漁港施設等活用事業』の役割</u>について明確 ル
- 3.漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項
- ・追加された漁港施設についての記述を追加

(追加漁港施設:陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直売所、発電施設)

- 4.その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項
- ・漁港を海業の場として活用させるため、新たに創設された<br/>
  <u>『漁港施設等活用事業』</u>についての記述を追加

#### 4-2 令和5年12月 漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更の概要(水産庁)



# 5 水産業費負担金(商工労働水産部)

水産業費負担金は事業費のうち市町村負担額であり、次の「令和5年度建設事業市町村負担額の事業別・ 市町村別内訳」が作成されている。

(単位:千円、%)

	負担基本額 ※1		負担率	負担率 市町村負担額 ※3		差額	増減
事業別·市町村別	変更前	変更後	<b>※</b> 2	変更前(a)	変更後(b)	(b) -(a)	理由
水産基盤整備事業費	3,599,435	3,521,216		527,777	517,972	<b>▲</b> 9,805	
地域水産基盤整備事業費							
(一般)							
指宿市	12,000	12,000	17.00	2,040	2,040	0	
南さつま市	40,000	32,000	20.00	8,000	6,400	<b>▲</b> 1,600	
長島町	20,000	8,385	17.00	3,400	1.390	▲2,010	
計	72,000	52,385		13,440	9,830	<b>▲</b> 3,610	
広域漁港整備事業費	1,509,728	1,509,728		250,213	250,213		
(一般)							
~市町村省略~	010 000	010 000		05 500	05 500		
計	210,000	210,000		35,700	35,700	0	
(特定) ~市町村省略~							
~ 中叫 杓 自 哈 ~ 計	1,299,728	1,299728		214,513	214.513	0	
広域漁場整備費	1,299,120	1,299120		214,313	214,313	U	
○ 本町村省略~							
計·	410,000	368,396		41,000	36,839	<b>▲</b> 4,161	
漁港関連道整備事業費	110,000	300,370		11,000	30,037	<b>=</b> 1,101	
~市町村省略~							
計	8,000	8,000		746	591	<b>▲</b> 155	
漁港海岸保全事業費	-,						
~市町村省略~							
計	773,458	763,118		58,515	57,636	▲879	
県単漁港整備事業費							
~市町村省略~							
計	24,549	24,549		4,903	4,903	0	
水産基盤機能保全事業							
~市町村省略~							
計	436,700	441,700		85,960	86,960	1,000	
漁港施設機能強化事業費							
~市町村省略~	365,000	355,000		73,000	71,000	<b>▲</b> 2,000	
水産業費負担金	3,599,435	3,521,216		527,777	517,972	▲9,805	
商工労働水産部計	3,599,435	3,521,216		527,777	517,972	<b>▲</b> 9,805	

- | 簡工分側水座部計 | 3,599,435 | 3,521,216 | [説明] | ※1 年度の事業費、変更後は補正後である。 ※2 過去、諸条件を加味して決定したものを使用、以降変更なし。 ※3 市町村負担額については市町村と調整済である。